

滑川町告示第177号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項及び第102条第2項の規定に基づき、次のとおり第233回滑川町議会定例会を招集する。

令和4年9月9日

滑川町長 吉 田 昇

記

- 1 招 集 日 令和4年9月20日
- 2 招集場所 滑川町議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（14名）

1 番	宮	島	一	夫	議員	2 番	高	坂	清	二	議員
3 番	松	本	幾	雄	議員	5 番	上	野	葉	月	議員
6 番	井	上	奈	保	子	議員	7 番	紫	藤	明	議員
8 番	小	澤		実	議員	9 番	北	堀	一	廣	議員
10 番	上	野		廣	議員	11 番	菅	間	孝	夫	議員
12 番	内	田	敏	雄	議員	13 番	吉	野	正	浩	議員
14 番	阿	部	弘	明	議員	15 番	瀬	上	邦	久	議員

不応招議員（なし）

令和4年第233回滑川町議会定例会

令和4年9月20日（火曜日）

議事日程（第1号）

開会及び開議の宣告

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 新議員の議席の指定
- 4 新議員の常任委員の選任
- 5 議会運営委員の選任
- 6 諸般の報告
- 7 行政報告

町長提出議案の一括上程、説明

- 8 認定第 1号 令和3年度滑川町一般会計及び特別会計決算の認定について
- 9 認定第 2号 令和3年度滑川町水道事業会計における剰余金処分及び決算の認定について
- 10 議案第45号 滑川町パートナーシッププラン策定委員会条例の制定について
- 11 議案第46号 滑川町公有財産の取得及び処分価格審議会条例の制定について
- 12 議案第47号 滑川町地域福祉計画策定委員会条例の制定について
- 13 議案第48号 滑川町老人ホーム入所判定委員会条例の制定について
- 14 議案第49号 滑川町介護保険運営協議会条例の制定について
- 15 議案第50号 滑川町予防接種健康被害調査委員会条例の制定について
- 16 議案第51号 滑川町人・農地プラン検討会条例の制定について
- 17 議案第52号 滑川町教育支援委員会条例の制定について
- 18 議案第53号 滑川町立小中学校通学区域審議会条例の制定について
- 19 議案第54号 滑川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 20 議案第55号 滑川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 21 議案第56号 滑川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 22 議案第57号 滑川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

- 2 3 議案第 5 8 号 滑川町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 2 4 議案第 5 9 号 滑川町文化財保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 2 5 議案第 6 0 号 令和 4 年度滑川町一般会計補正予算（第 2 号）の議定について
- 2 6 議案第 6 1 号 令和 4 年度滑川町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）の議定について
- 2 7 議案第 6 2 号 令和 4 年度滑川町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）の議定について
- 2 8 議案第 6 3 号 令和 4 年度滑川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）の議定について
- 2 9 議案第 6 4 号 令和 4 年度滑川町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）の議定について
- 3 0 議案第 6 5 号 令和 4 年度滑川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）の議定について
- 3 1 議案第 6 6 号 令和 4 年度滑川町浄化槽事業特別会計補正予算（第 1 号）の議定について
- 3 2 議案第 6 7 号 令和 4 年度滑川町水道事業会計補正予算（第 2 号）の議定について
- 3 3 請願第 2 号 建設アスベスト被害の全面解決へ、アスベスト建材製造企業の基金拋出等、「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める国への意見書を求める請願書
- 3 4 一般質問

出席議員（14名）

1番	宮島一夫	議員	2番	高坂清二	議員
3番	松本幾雄	議員	5番	上野葉月	議員
6番	井上奈保子	議員	7番	紫藤明	議員
8番	小澤実	議員	9番	北堀一廣	議員
10番	上野廣	議員	11番	菅間孝夫	議員
12番	内田敏雄	議員	13番	吉野正浩	議員
14番	阿部弘明	議員	15番	瀬上邦久	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	吉田昇
副町長	柳克実
教育長	馬場敏男
総務政策課長	小柳博司
税務課長	篠崎仁志
会計管理者兼 会計課長	高坂克美
町民保険課長	岩附利昭
福祉課長	木村晴彦
高齢介護課長	篠崎美幸
健康づくり課長	武井宏見
環境課長	関口正幸
産業振興課長兼 農業委員会事務局長	服部進也
建設課長	稲村茂之
教育委員会事務局長	澄川淳
上下水道課長	會澤孝之
代表監査委員	新井佳男

本会議に出席した事務局職員

議会事務局長	島田昌徳
書記	田島百華

一 栄 島 宮 音 録

○議会事務局長（島田昌徳） ご起立願います。

相互に礼。よろしく願います。

ご着席願います。

◎開会及び開議の宣告

○議長（瀬上邦久議員） 皆さん、おはようございます。議員各位には大変ご多用のところ、第233回滑川町議会定例会にご参集をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、過日執行されました議会議員補欠選挙におかれましては、小澤実さんが当選されました。誠にめでたうございます。今後のご活躍をご期待申し上げます。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから第233回滑川町議会定例会を開会します。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（瀬上邦久議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、議長において指名します。

2番 高坂清二議員

3番 松本幾雄議員

5番 上野葉月議員

以上、3名の方、願います。

◎会期の決定

○議長（瀬上邦久議員） 日程第2、会期の決定を議題とします。

本件につきましては、議会運営委員会でご審議いただいておりますので、議会運営委員会委員長に報告をお願いします。

議会運営委員会、北堀一廣委員長、願います。

〔議会運営委員長 北堀一廣議員登壇〕

○議会運営委員長（北堀一廣議員） おはようございます。9番、北堀です。議長のお許しをいただきましたので、議会運営委員会の報告を申し上げます。

本定例会の運営に関わる議会運営委員会は、去る9月13日午前10時から開催をいたしました。出席者は、議長をはじめ議会運営委員会委員6名、執行部より町長、副町長、総務政策課長にご出席をいただき、付議されます案件等について説明を受け、慎重に審議をしたところでございます。

その結果、会期は、本日から9月29日までの10日間と決定をいたしました。本日は、新議員の議

席の指定、新議員の委員会の選任、諸般の報告、行政報告、町長提出議案の一括上程、説明、一般質問を行います。

そして、21日は、午前10時から一般質問、決算議案の説明、審査報告、総括質疑を行い、決算審査特別委員会を設置し、決算議案の付託を行います。

22日は休会とし、午前10時から全員協議会を開催し、終了後、総務経済建設常任委員会を開催いたします。

23、24、25日は、休日休会といたします。

26日は休会とし、午前9時から決算審査特別委員会を開催し、付託議案の審査を行います。

27日は休会とします。

28、29日は、午前10時から議案審査を行い、全議案審議、全日程終了次第、閉会とすることに決定をいたしました。

なお、会期日程等につきましては、お手元に配付した会期予定表のとおりでございます。ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

以上をもちまして議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（瀬上邦久議員） ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は本日から9月29日までの10日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月29日までの10日間に決定しました。

◎新議員の議席の指定

○議長（瀬上邦久議員） 日程第3、新議員の議席の指定を行います。

こちらにつきましては、滑川町議会会議規則第4条第2項の規定により、一般選挙後、新たに選挙された議員の議席は議長が定めることになっていることから、過日開催されました正副議長委員長会議において指名をさせていただきました。

8番に小澤実議員、以上報告させていただきます。

それでは、ここでこのたび当選されました小澤実議員にご挨拶を自席にてお願い申し上げます。小澤実議員、お願いします。

○8番（小澤 実議員） 議席番号8番の小澤実と申します。今現在63歳です。私は、42年間、坂戸・鶴ヶ島消防で勤務をしまいいりました。この経験を生かしまして、滑川町の防災の安全を強くするために一生懸命頑張りたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（瀬上邦久議員） ありがとうございました。

◎新議員の常任委員の選任

○議長（瀬上邦久議員） 日程第4、新議員の常任委員の選任を行います。

総務経済建設常任委員が1名欠員となっておりますので、滑川町議会委員会条例第7条第2項の規定により、閉会中においては議長が指名することができるとなっているため、正副議長委員長会議において指名をさせていただきました。総務経済建設常任委員、小澤実議員を指名しましたので、報告をさせていただきます。

◎議会運営委員の選任

○議長（瀬上邦久議員） 日程第5、議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員が1名欠員となっておりますので、こちらにつきましても滑川町議会委員会条例第7条第2項の規定により、閉会中においては議長が指名することができるとなっているため、正副議長委員長会議において指名をさせていただきました。議会運営委員に小澤実議員を指名したので、報告をさせていただきます。

◎諸般の報告

○議長（瀬上邦久議員） 日程第6、諸般の報告を行います。

議長より報告をさせていただきます。

初めに、本定例会の会期予定、議事日程及び議案等につきましては、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今議会には決算審査報告等のため、新井佳男代表監査委員に出席をいただいておりますので、ご了承願います。

次に、本職宛てに提出のありました陳情第5号 中国共産党による臓器収奪の即時停止ならびに人権状況の改善を求める意見書の提出に関する陳情の写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、町長から令和3年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率に関する報告書及び寄附報告書の提出がありましたので、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、教育委員会から令和4年度教育委員会点検・評価報告書の提出がありましたので、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、監査委員から令和4年6月、7月、8月実施の例月出納検査の結果報告がありました。報告書は事務局に保管してありますので、随時閲覧願います。

次に、閉会中に議長が出席しました会議、研修等につきましては、報告書を配付してございますので、ご了承願います。

次に、比企広域市町村圏組合議会定例会の報告を吉野正浩議員、お願いします。

〔13番 吉野正浩議員登壇〕

○13番（吉野正浩議員） 13番、吉野正浩です。議長のお許しをいただきましたので、令和4年第3回比企広域市町村圏組合議会定例会のご報告をいたします。

令和4年8月9日午前10時から東松山市議会議場において開催され、本町から町長、議会から瀬上議長と吉野が出席しました。

議案は、お手元に配付されている資料のとおり、12議案があり、全て全員賛成で可決しました。

一般質問は1件ありまして、消防指令業務共同運用に関し、現在の予算と比較して想定される予算額及び共同センターの改修、システム整備等の負担額及び今後のランニングコスト経費について質問がありました。

参考ではありますが、消防指令業務共同運用の進捗状況をご報告いたします。令和3年5月1日、埼玉西部消防組合、坂戸・鶴ヶ島消防組合、比企広域市町村圏組合及び西入間広域消防組合の4つの組合による埼玉西部地域消防指令事務協議会が発足し、各消防局で保有する司令システムを1か所に集約し、司令業務の共同運用化を目的として進められています（仮称）消防共同司令センターは、飯能日高消防署に設置を予定しており、令和6年4月1日の運用開始に向け、庁舎の改修や司令システムの整備、運用面の細部にわたる調整等を行っております。

以上、報告いたします。詳しくは、議会事務局に資料が用意してありますので、よろしく願いいたします。

○議長（瀬上邦久議員） ありがとうございます。

次に、小川地区衛生組合議会定例会の報告を菅間孝夫議員、お願いします。

〔11番 菅間孝夫議員登壇〕

○11番（菅間孝夫議員） 11番、菅間孝夫です。議長の命により、令和4年小川地区衛生組合第2回定例議会の報告を申し上げます。

去る8月23日、小川町の議場において、滑川町からは町長、瀬上議長、それに私の3名が出席いたしました。

議案審議は4件です。議案番号第6号は、小川地区衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定です。国家公務員に準じて内容の一部を改正するもので、全員の賛成により可決されました。

議案番号第7号は、小川地区衛生組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。これは、ごみ処理費用の適正化を図るため、事業活動に伴う廃棄物の10キロにつき処理費用を200円から300円に変更するもので、全員の賛成により可決されました。

議案番号第8号は、令和4年度小川地区衛生組合一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出の総額にそれぞれ1億1,550万円を追加し、歳入歳出の総額を16億8,518万円にするもので、繰越額が決定いたしました。本件も全員の賛成により可決されました。

議案番号第9号は、令和3年度小川地区衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定についてです。歳入は13億1,804万5,779円、歳出10億9,669万632円、繰越額は8,585万5,000円でした。本件も全員の賛成により認定されました。

次に、一般質問が1件あり、民間委託の状況と課題についてです。課題として、家庭系可燃ごみに想定を超えるプラスチックや布製品が20%含まれているというのが課題でした。

次に、オリックス寄居工場において、火災の発生について報告いたします。発生日時、8月14日曜日15時58分、消防通報。場所は、オリックスの発酵残渣を乾燥させる乾燥設備内です。経過、14日16時15分、消防隊が消火活動を開始、15日7時25分、火災鎮火。被害状況、設備内の配管の保温材が一部焼き、塩化ビニールの配管が損傷しております。原因は、現在調査中との報告がありました。ここまでが定例議会の内容なのですが、定例議会の後日、火災原因については乾燥設備の熱遮断弁の熱漏れ等による熱の排除が不十分だったことから発火したことが判明し、再発防止策として熱遮断弁の自動化や自動散水機能を追加し、設備を改善しました。火災発生後から、道路向かいにありますオリックスの焼却場にごみを持ち込み焼却していましたが、9月5日から再開し、バイオガスプラントに徐々に増量しながら持ち込み、10月からは平常運転に戻るとの報告がありました。

以上で、小川地区衛生組合第2回定例議会の報告といたします。詳細が必要な方は、事務局までお尋ね願いたいと思います。

以上です。

○議長（瀬上邦久議員） ありがとうございます。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（瀬上邦久議員） 日程第7、行政報告を行います。

吉田町長より挨拶並びに一般行政報告をお願いします。

〔町長 吉田 昇登壇〕

○町長（吉田 昇） 皆さん、おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、開会に当たっての挨拶と一般行政報告を申し上げます。

心配をされました台風14号につきましては、先ほど小柳総務政策課長からお話がありましたとおり、倒木が2件ございましたが、そのほか大した被害もなかったわけでございまして、安堵しておるところでございます。

本日は、第233回滑川町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位には何かとご多忙の中、ご健勝にてご出席を賜り、開会できますことに厚く御礼を申し上げます。

先日行われました滑川町長選挙ですが、新町長には大塚信一様が当選されました。また、滑川町議会議員補欠選挙では、小澤実様が当選をされました。両名とも誠におめでとうございます。当選

された方々には、それぞれの立場で住民福祉の向上と町の発展のためにご活躍をいただき、公約の実現と町民の要望に応じていただきたいと思います。これからのご活躍をご期待申し上げます。

本定例会は、令和3年度滑川町一般会計及び特別会計決算並びに水道事業会計決算の認定をはじめ、25案件の審議をお願いするものでございます。慎重審議を賜りまして、原案どおり承認、議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、一般行政報告を申し上げます。

この夏も、全国各地で異常気象による様々な災害に見舞われました。7月12日の大雨では、滑川町においても道路の冠水や床下浸水等の被害が発生し、保健センターに避難をして一夜を明かされた方もございました。東松山市では、県内で初めて警戒レベル5に当たる緊急安全確保が発令されました。滑川町でも頻発、激甚化する災害に速やかに対応できるよう、職員一同気を引き締めて災害対策に取り組んでまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症ですが、依然として流行が続いており、町では感染拡大を阻止すべく、町民スポーツ祭や滑川まつりをはじめとする様々な行事の中止や規模を縮小して開催するなど、感染防止対策を進めてまいりました。今後も、適切な情報収集と情報発信に努め、町民の皆様が安心して生活できるよう対策を講じてまいりますので、町民の皆様と関係各位のご理解、ご協力を心よりお願い申し上げます。

次に、滑川町人権擁護委員として石川正美様が、法務大臣より7月1日付で再委嘱されました。石川様には、町民からの人権相談などに応じていただくほか、人権に対する考え方を広める活動にご尽力いただきます。

次に、本年であの痛ましい第二次世界大戦の終結から77年を迎えました。コロナ禍ではありましたが、悲惨な戦争の記憶を風化させないという強い気持ちで毎年開催をしておる写真パネル展「戦争と平和を考える2022」を8月5日から17日間にわたりコミュニティセンターで開催し、多くの方々に来場していただき、見学をいただきました。

次に、健康長寿に取り組む滑川町にとって誠に喜ばしいことに、8月7日には福田の二ノ宮フクさんが100歳を迎えられました。町として一世紀長寿祝金支給条例に基づきお祝いを申し上げたところでございます。

最後に、9月16日に宮前小学校で開校150周年記念式典が行われました。宮前小学校は、明治6年に創立された歴史と伝統のある学校です。長年、学校教育にご協力をいただきました先生方をはじめ、保護者の皆様、地域の皆様に深く感謝申し上げます。

以上、簡単ではございますが、開会に当たっての挨拶と一般行政報告とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（瀬上邦久議員） 続いて、馬場教育長より教育行政報告をお願いします。

〔教育長 馬場敏男登壇〕

○教育長（馬場敏男） 改めまして、おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、教育長、教育関係の報告事項を申し上げさせていただきます。

先ほど町長から報告ございましたとおり、本年度150年を迎える小学校が2校ございます。福田小学校は5月の10日に、先日の9月16日に宮前小学校が開校150周年記念式典を無事終了させていただきました。長きにわたり教育をつかさどっていただいた両校ですので、本来ですと盛大な中でお祝いしたいところですが、コロナ禍ということで式典を縮小させて実施させていただきました。本当にいろいろありがとうございました。

では、教育関係の報告に移らせていただきます。夏季休業期間が終了し、新学期が始まり、2週間が経過したところでございますが、町周辺の新型コロナウイルスの感染状況を見ますと、減少に転じているものの、いまだ高い感染レベルが継続していることから、学校、園においても感染拡大防止をするために日常的な健康観察を継続的に行い、体調が優れない場合には登校園を控えていただくなどの対応を継続しております。また、学校、園の活動におきましては、3密の回避やマスクの着用、手洗い等の手指衛生、換気等の基本的な感染対策を徹底するとともに、活動を制限するのではなく、充実のための工夫を図り、教育活動を進めていただくようお願いして実施していただいているところでございます。

最初に、教育委員会関係でございますが、令和3年度の教育委員会の事務点検・評価について有識者からの評価をいただき、教育委員会で議決し、報告書をまとめさせていただきました。コロナ禍であるために、指標に上げました事業を中止したり、縮減して実施したりしたのもございましたが、それに代わる対応をするなどして、教育振興基本計画の実現に努めてまいりました。

本報告書は、法の規定に基づき本議会に提出し、公表するとともに、いただいた意見を参考に、今後の教育委員会の事務、事業の改善に役立ててまいります。ぜひご指導、ご鞭撻いただければ幸いです。

それでは、教育関係全般についてご報告をさせていただきます。

まず、学校教育関係でございますが、4月の全国、5月の埼玉県の学力・学習状況調査結果を分析し、個々の課題を明らかにし、課題に応じた効果的な指導法の研究をし、授業改善を図っております。

また、GIGAスクール構想もスタートしてから1年がたち、昨年を使うことに慣れることを最優先として取組を進めてまいりましたが、今年度は効果的な使用方法を検討し、使用したほうがよい場面を見極め、その中で有効的な使用方法について検討しております。今後は、家庭に持ち帰る場面を増やし、家庭での効果的な活用ができるよう、研究や協議を重ねておるところでございます。

文教厚生常任委員の皆様には、6月21日に福田小学校と滑川中学校にご来校いただき、授業での子どもたちや教職員の様子を御覧いただきました。誠にありがとうございました。この訪問時には、タブレットPCを活用した授業や放課後子ども教室の様子を御覧いただき、教育委員会の目指して

いる方向を見ていただけたかと存じます。

さて、教職員の資質向上についてでございますが、7月29日に教育委員会主催で幼小中の教職員全員でヤングケアラー協会の方からヤングケアラーについての講演を聞き、知識と理解を深め、その関わり方について研修をいたしました。今年度は、県よりヤングケアラーサポートクラスを中学校が受けており、それをきっかけに町全体で研修等を取り入れ、力を入れて取り組んでおります。教職員だけでなく、中学生に対してもヤングケアラーに対する周知と理解の促進を図る授業を行ってまいります。その後、小中学校連携推進に関わる研修会を実施し、社会教育士である教員による講話から、地域連携の意義と今後の進め方について共通理解を図りました。

また、いじめや不登校、問題行動への対応につきましても、これまでと同様、関係機関と連携し、真摯に丁寧に学校一丸となって取り組み、早期対応、早期解決に努めてまいります。夏休み明けのこの時期には、生活リズムの変化や不安などから、生徒指導上の問題が発生することが多くあります。予防的な措置を取るとともに、早期発見、早期対応に努めるためにも、関係機関との情報共有、連携の強化を図ってまいります。

また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、町の相談員が連携して、不登校やいじめ、不安を抱えている児童生徒、保護者に対して寄り添い、個に応じた様々なアプローチをしております。今後も、子どもたちの小さな変化に気づき、迅速な対応、情報の共有を図り、保護者との連携、地域の力をお借りして必要な支援を提供し、本町の子どもたちの健全な育成に全力を挙げて取り組んでまいります。

部活動関係では、夏季休業中に総合体育大会県大会がございました。本年度は、野球、男子バスケット、女子バレー、男子テニス団体、卓球女子団体、剣道男子団体、剣道女子団体、剣道男子個人、女子個人が出場し、吹奏楽部も西部地区吹奏楽コンクールを勝ち抜き、県大会に出場いたしました。県大会にこれだけの多くの部が出場することは近年にない実績でございます。また、美術部が初の試みとして、森林公園西口の階段アートを作成し、夏休み中、来園者にアートを通して涼しさを届けました。

食育関係でございますが、地産地消の推進と、何よりも地元の農産物を子どもたちに食べてもらいたいという方々の思いを受け、埼玉県産の農産物を給食で提供しております。本年度は、9月2日に野菜炒めのピーマン、みそ汁の長ネギとサツマイモを提供いたしました。この後も、11月4日と1月11日の2回でございますが、滑川産の農産物の使用を予定しております。さらに今年度の新米より、米飯を全て谷津田米として提供いただける予定となっております。切替は、11月中旬頃になる見込みです。以降は、年間を通して谷津田米を提供する予定でございます。

今後も、町の子どもは町で育てることを合い言葉に、今子どもたちに何が必要で、何を学ばせるべきかを考え、学校、保護者、地域と一体となって、子どもたちの豊かな育ちと学びを確保し、質の高い学校教育の実現を目指し、教育活動を行ってまいります。

続きまして、各校の施設整備の状況について報告をさせていただきます。まず、台風14号の関係でございますけれども、幼稚園、小中学校とも通常で登校させております。ただ、やはり一部に雨漏り等の支障が出ているということで、今現地のほう確認しているところでございます。

まず、補助事業関係でございますが、6月議会で予算措置させていただいた学校施設環境整備交付事業でございますが、宮前小学校の校舎、月の輪小学校体育館、滑川中学校の校舎体育館の照明のLED化工事を既に発注し、順次着手しております。

続いて、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業でございますが、宮前小学校の6教室に電子黒板つきのプロジェクターと職員室に除菌機能つきの空調機の設置を行いました。

また、宮前小学校の既存のプールの老朽化により、水泳指導の民間委託を検討し、導入することいたしました。進捗状況の詳細は、会期中の全員協議会で説明をさせていただきます。

本議会に上程した補正予算について、主なものについてご説明をさせていただきます。各費目の需用費については、年間の使用見込みから現計予算との差額について補正させていただいております。昨今の物価上昇、電気料やガス代等のエネルギー関係の単価上昇に加え、コロナ禍による換気を伴った空調使用などにより、増額補正を余儀なくされている状況でございます。

教育振興費といたしましては、コロナ対策として、校園内に感染者が発生した際の学校、園のごみ処理委託料を計上しております。

小学校費では、修繕料で福田小学校の南側の水路の改修工事、月の輪小学校のエレベーター耐震改修工事、また福田小学校の教職員の校務で使用するパソコンについては、5年間のリースアップ後、さらに2年間を使用したため、入替えを実施いたします。

中学校費では、多くの部活動で上位大会へ出場したため、使用したバスの借り上げ料及び学校管理備品として東校舎のパソコン、生徒の机、椅子などを計上しております。

文化財保護費でございますが、消防設備法定点検により指摘箇所を是正と浄化槽のプロアの交換を行います。また、エコミュージアムセンター入り口、図書館からの連絡通路のパーゴラの改修工事、セミナーハウスの空調設備の入替え工事、町内に点在する文化財の解説板、看板の改修、新規設置を計上しております。

最後に図書館費でございますが、修繕料に照明器具のLED化と浄化槽の修繕、電子図書館の館内利用のための環境整備、トイレの洋式化改修工事を計上させていただいております。今後も厳しい財政状況を鑑みつつ、安全面へ配慮し、学習内容や指導方法並びに変化する社会情勢に適切に対応できるよう、必要な予算を確保してまいりたいと思っております。

生涯学習関係でございますが、高齢者のための寿学級を6月から7月末まで9地区において開催し、合計で193名の参加をいただきました。社会教育指導員の「いつまでも元気で長生き、平均寿命と健康寿命」の講話に始まり、人権学習としてパネルシアター「慈愛の母比企尼物語」、紙芝居「比企氏物語」の読み聞かせを行いました。9月5日からは、未実施の地区で引き続き実施をさせ

ていただいております。

また、昨年度に引き続きまして、滑川中学校の「ひまわりの里づくり」活動と連携し、各地区にヒマワリを植えさせていただきました。あちらこちらで見事な花を咲かせ、見る人の目を楽しませてくれました。

平和啓発事業ですが、先ほど町長の報告にもありましたとおり、コミュニティセンターで8月の5日から21日まで開催し、310名の方に御覧をいただきました。

中学生対象のボランティア育成講座は、社会福祉協議会との共催で実施し、予定している9つの活動のうち6つの活動を終了しました。引き続き、みんなのために自分ができることを考えながら活動を実施します。

8月6日、7日には、親子のナイトハイクを森林公園で実施をさせていただきました。昼とは違う夜の森の雰囲気を楽しむ、神秘的なセミの羽化やカラスウリの開花に感動し、小さな生き物や植物の生態を観察させていただきました。

今年度より、放課後子ども教室を福田小学校1、2年生を対象に5月から開始しております。1学期のうちに全9回を実施し、夏休みには特別教室として、竹で水鉄砲を作ろうを低学年、高学年の2回に分かれて行いました。今後の事業といたしましては、小学生を対象に「チャレンジキッズ！なめがわ」を先日の土曜日から始めさせていただきます。

続きまして、公民館事業でございますが、前期のストレッチ、美文字、笑いヨガ、スマートフォン講座の4教室を7月中旬に無事終了いたしました。また、今年度は、夏休み公民館教室といたしまして、小学生対象の料理教室と工作教室を行いました。後期の公民館教室は、バランスボール体操、旬の野菜で料理、大正琴、郷土かるたの旅の4教室を10月より実施予定でございます。

第44回文化祭につきましては、11月1日から3日まで規模を縮小し、サークル団体及び福祉施設の作品展示のみを実施する予定で準備を進めております。参加団体につきましては19団体で、昨年度より6つ増えました。さらに今年度より福祉施設に参加いただきまして、福祉施設3つの合計22団体の参加で実施をさせていただきます。

公民館講演会につきましては、2年ぶりの開催となります。11月6日に、講師に長谷川ヨシテル様（れきしクン）をお招きし、「鎌倉殿の13人」を契機に関心が高まっている歴史に焦点を当て、講演をいただく予定でございます。

生涯スポーツ関係でございますが、6月25日にマレットゴルフ大会を開催いたしました。合計94名の大勢の皆さんに参加いただき、競技を楽しんでいただきました。

第38回町民スポーツ祭については、短縮プログラムなどの方法を工夫し、開催に向けて検討してまいりましたが、関係機関との協議の結果、中止が決定いたしました。今後町民の健康づくりの一環として、またスポーツを通じて地域の触れ合いや仲間との交流を深めるために、輪投げ大会を10月15日に、また多くの町民が参加できるスポーツとして、新たにボッチャを始めさせていただくため

に、11月に講習会を開催予定でございます。

文化財関係でございますが、6月から8月にかけて、住宅建設、太陽光発電設置等による開発行為に伴う文化財の試掘調査を5件実施いたしました。その中で、東ノ谷地区における山林の調査結果から、平安時代の住居跡や土師器、土坑等が検出されました。東ノ谷IV遺跡と称して、町内で372か所目の遺跡に指定をさせていただきました。

また、10月4日より羽尾地区の興長禅寺裏にあります寺谷廃寺の学術発掘調査を行います。寺谷廃寺は、平成22年より駒澤大学との連携で調査が始まり、採取された軒丸瓦が飛鳥寺の瓦と類似していることから東日本最古と位置づけられましたが、詳細が不明だったこともあり、その後確認調査を継続しています。令和2年の調査では、一部に建物跡に伴う柱痕が確認されましたが、具体的な建物配置を特定するための伽藍の詳細は不明でございます。しかし、須恵器や土師器、瓦等の遺物は多数検出しております。

また、7月より森林公園にて歴史の魅力を発信していく目的で、森林公園遺跡プロジェクト事業を小中学生を対象に楽しんでもらう企画として、小中学校の教員、町教育委員会と連携を進めております。

さらに、7月28日の文化財保護委員会におきまして、大塚家資料が歴史資料区分の町指定有形文化財候補となりました。大塚資料は、大塚麥恵八氏に関する資料を中心とした大塚氏に伝わるものです。大塚麥恵八氏は、甲源一刀流宗家直伝の目録を受け、近郷の子弟に剣術や学術を教授した剣術家として知られています。また、剣術のみならず、旧の月輪小学校長や旧宮前村初代、三代の村長、県会議員も務め、町の歴史に大きな影響を与えました。今回寄贈、寄託されました資料の中には、麥恵八氏の愛刀、鉄錆地六十二間筋兜、鉄かぶとなどの歴史的価値の高いものや、当時の近郷の関わりを示す門弟帳や多くの揮毫を行った愚禅和尚の書など、町の歴史を知る上でも希少なものが多く、重要な資料だと考えられます。

大河ドラマ「鎌倉殿の13人」関係になりますが、7月23日と28日に「比企氏物語紙芝居上映会」を行いました。上映前には、学芸員による「中世の滑川町」と題して、三門館跡や板碑、鎌倉街道山田城跡を事例に、比企氏が活躍した時代の背景について解説をさせていただきました。

また、例年実施させていただいております比企の巡回展でございますが、11月29日から12月4日までエコミュージアムセンターハウスにて開催をされます。今年は、大河ドラマにあやかり、「武蔵武士と比企」といったテーマで展示が行われます。滑川町から比企尼の館跡と伝えられる和泉の三門館跡、そして九条兼実により守仏が安置されたと言われていた月輪の福正寺の勢至堂が紹介されます。

続きまして、エコミュージアムセンター関係でございますが、ミヤコタナゴですが、人工繁殖で今年度1,549匹が成魚となり、3,000匹を超えました。さらに、8月の2日から7日にかけて、夏休みの恒例行事でありますザリガニ釣りを、外来種駆除を目的に3年ぶりに開催し、連日多くの家族連

れに来ていただきました。

町の里山プロジェクトの一環としまして、7月30日に森林公園内の柳谷沼にて、柳谷沼外来種駆除大作戦と称しましてザリガニ釣りを実施しました。総勢35人の子どもたちが参加し、総計233匹のザリガニを駆除することができました。

最後に、町内の文化財全体に係ることになりますが、現在滑川町の文化財マップを作成中でございます。マップには、町内に点在する文化財の詳細な情報を写真つきで掲載し、散歩コース等、様々なモデルコースも掲載する予定でございます。

最後になりますが、図書館関係でございます。月3回行っているおはなし会は、4月から9月現在まで29家族の参加がありました。さらに、七夕のおはなし会は7月の9日と13日の2日に分けて、ボランティアの協力を得て紙芝居や絵本の読み聞かせ等を行い、2日合わせて48家族の参加がございました。そして、今年度依頼を受け、学童保育施設へ出張おはなし会を実施しております。現時点で7回実施し、計163名の児童が参加しました。

小学生の図書館員の体験を半日に縮小して実施し、4日間で13人の子どもたちに図書館の仕事を体験してもらいました。

また、昨年度から開始いたしました保育園や学童などの各施設に巡回図書を取組を、町内の幼稚園1か所、保育園6か所、学童8か所で、9月から3月まで実施いたします。

新規事業としまして、8月にお薦めの本を絵や文字で紹介するポップのコンテストを行います。それに伴い、ポップの書き方教室を立正大学の協力の下、2日間行いました。参加者は14名でした。また、ポップの応募者でございますが、小学生が23名、中学生が332名でございます。

また、9月1日より比企広域電子図書館、比企eライブラリが開館いたしました。比企7市町による電子図書館です。現時点で、町の登録者数は100名を超えました。今後は、電子図書館の周知活動等に力を入れて利用登録者数を増やし、読書を楽しむ人を一人でも多く増やしていきたいと思っております。これにつきましても、全員協議会の中で詳細を説明させていただきます。

以上、大変雑駁ではございますが、教育関係の報告をさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（瀬上邦久議員） 以上で行政報告を終わります。

◎町長提出議案の一括上程、説明

○議長（瀬上邦久議員） 日程第8、認定第1号から日程第32、議案第67号までの25議案の一括上程を行います。

事務局長に朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 吉田町長より提案理由の説明をお願いします。

〔町長 吉田 昇登壇〕

○町長（吉田 昇） 本定例会に提出をさせていただきます認定及び議案の提案理由の説明を申し上げます。

初めに、認定第1号 令和3年度滑川町一般会計及び特別会計決算の認定についてでございますが、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定をお願いするものでございます。

認定第2号 令和3年度滑川町水道事業会計における剰余金処分及び決算の認定については、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、議会の認定をお願いするものでございます。

議案第45号 滑川町パートナーシッププラン策定委員会条例の制定については、滑川町パートナーシッププランの策定について調査、審議する会議体を設置するため、条例を制定するものでございます。

議案第46号 滑川町公有財産の取得及び処分価格審議会条例の制定については、町の公有財産の取得及び処分に係る適正な価格を調査、審議する会議体を設置するため、条例を制定するものでございます。

議案第47号 滑川町地域福祉計画策定委員会条例の制定については、滑川町地域福祉計画の策定について調査、審議する会議体を設置するため、条例を制定するものでございます。

議案第48号 滑川町老人ホーム入所判定委員会条例の制定については、老人福祉法第11条第1項に規定する措置について調査、審議する会議体を設置するため、条例を制定するものでございます。

議案第49号 滑川町介護保険運営協議会条例の制定については、町の介護保険運営について調査、審議する会議体を設置するため、条例を制定するものでございます。

議案第50号 滑川町予防接種健康被害調査委員会条例の制定については、予防接種による健康被害について調査、審議する会議体を設置するため、条例を制定するものでございます。

議案第51号 滑川町人・農地プラン検討会条例の制定については、滑川町人・農地プランの作成及び変更について調査、審議する会議体を設置するため、条例を制定するものでございます。

議案第52号 滑川町教育支援委員会条例の制定については、特別な教育的支援を必要とする幼児、児童及び生徒の適正な就学支援及び教育支援について調査、審議する会議体を設置するため、条例を制定するものでございます。

議案第53号 滑川町立小中学校通学区域審議会条例の制定については、滑川町立小学校及び中学校の適正な通学区域について調査、審議する会議体を設置するため、条例を制定するものでございます。

議案第54号 滑川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定については、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

議案第55号 滑川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、地

方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

議案第56号 滑川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、町の附属機関の設置根拠の整理に伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

議案第57号 滑川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の公布に伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

議案第58号 滑川町印鑑条例の一部を改正する条例の制定については、個人番号カードを利用した証明書のコンビニ交付事業の開始に伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

議案第59号 滑川町文化財保護条例の一部を改正する条例の制定については、滑川町エコミュージアムセンター運営委員会設置規則の廃止に伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

議案第60号 令和4年度滑川町一般会計補正予算（第2号）の議定については、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億8,331万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ74億8,623万6,000円とするものです。新型コロナワクチン接種事業の実施や緊急自然災害防止対策事業の実施費用が主なものでございます。

議案第61号 令和4年度滑川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議定については、既定の歳入歳出の総額に3,801万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ17億1,650万7,000円とするものです。歳入の主なものは決算による繰越金の増額で、歳出の主なものは一般被保険者保険税還付金でございます。

議案第62号 令和4年度滑川町介護保険特別会計補正予算（第1号）の議定については、既定の歳入歳出の総額に6,098万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ13億6,620万6,000円とするものです。歳入の主なものは決算による繰越金の増額で、歳出の主なものは町の介護給付費及び地域支援事業の繰入金の前年度確定額に伴う超過受入れ分として返還するものでございます。

議案第63号 令和4年度滑川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の議定については、既定の歳入歳出の総額に691万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ2億1,258万9,000円とするものです。歳入の主なものは決算による繰越金の増額で、歳出の主なものは決算が確定したことによる予備費の増額でございます。

議案第64号 令和4年度滑川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）の議定については、既定の歳入歳出の総額に2,922万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ3億9,022万7,000円とするものです。歳入の主なものは決算による繰越金の増額で、歳出の主なものはマンホールポンプの交換、修繕工事や下水道台帳の更新の費用でございます。

議案第65号 令和4年度滑川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の議定については、既定の歳入歳出の総額に651万円を追加し、歳入歳出それぞれ1億231万円とするものです。歳入の主なものは決算による繰越金の増額で、歳出の主なものは施設機器故障、老朽化対策の交換修繕費

でございます。

議案第66号 令和4年度滑川町浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）の議定については、既定の歳入歳出の総額に239万円を追加し、歳入歳出それぞれ5,249万円とするものです。歳入の主なものとは決算による繰越金の増額で、歳出の主なものとは決算が確定したことによる予備費の増額でございます。

議案第67号 令和4年度滑川町水道事業会計補正予算（第2号）の議定については、第3条の収益的収入を22万円追加し、収益的支出を780万5,000円追加するものです。また、第4条の資本的支出を700万円追加するものでございます。

以上、認定2件及び議案23件を提出し、提案理由の説明とさせていただきます。

なお、詳細につきましては、議案ごとにその都度担当課長よりご説明申し上げます。十分なるご審議を賜りまして、原案どおり承認、議決いただけますようよろしくお願い申し上げます。

◎請願第2号の上程、説明、委員会付託

○議長（瀬上邦久議員） 日程第33、請願第2号 建設アスベスト被害の全面解決へ、アスベスト建材製造企業の基金拠出等、「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める国への意見書を求める請願書についてを議題とします。

本請願は、上野廣議員が紹介議員でありますので、内容説明をお願いします。

〔10番 上野 廣議員登壇〕

○10番（上野 廣議員） 10番、上野廣です。議長の命により、請願第2号の内容説明を行います。

請願書の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

請願書。

2022年8月9日。

滑川町議会議長、瀬上邦久様。

請願者、住所、氏名、埼玉県比企郡ときがわ町玉川923-4、埼玉土建一般労働組比企西部支部、支部長、岩澤和男。

建設アスベスト被害の全面解決へ、アスベスト建材製造企業の基金拠出等、「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める国への意見書を求める請願書

1、意見書提出を求める要旨

建設業従事者のアスベスト被害に対して、2021（令和3）年5月17日、最高裁は一人親方等への責任を含む国の違法と大手アスベスト建材製造企業10社の賠償を認める判決を下しました。さらに国は、未提訴の建設アスベスト被害者に対して、賠償責任に基づく給付金を支払う「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（略称：建設アスベスト給付金法）」が成

立し、2022（令和4）年1月から申請受付が開始されました。

しかし、同法は国による給付金の支給のみを定めたもので、最高裁によって賠償が確定したアスベスト建材製造企業10社をはじめとしたアスベスト建材製造企業の抛出を定めていません。そのため、給付金の額をはじめとして、被害者の全面的な救済に結びついていません。現に、成立した建設アスベスト給付金法の付則第2条には、「国は、国以外の者による特定石綿被害建設業務労働者等に対する損害賠償その他特定石綿被害建設業務労働者等に対する補償の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」とされています。こうした評価は、被害者側の勝手な思いではなく、最高裁判決時や建設アスベスト給付金法成立時の多くのマスコミ報道でも指摘されているところです。しかも、被告の建材企業らは、継続する裁判においていまだに原告側と争う態度を改めていません。同時に、建設アスベスト給付金法は最高裁判決の枠組みを踏襲したため、支給対象には、屋外で主に働いた建設アスベスト被害者や国の賠償責任期間の直前で現場を離れた被害者等が入っていません。

以上から、建設アスベスト被害者の全面救済を図るために、建設アスベスト給付金法の改正を早期に行うことが必要であり、貴議会に国への意見書の提出を求めるものです。

記

- ・建材メーカーの抛出金を求め、給付金制度を創設する意見書を提出してください。
- ・屋外従事者の救済と責任期間外で給付金制度が受けられない被害者救済を求め、建設アスベスト給付金法改正を求める意見書を提出してください。

以上で、本請願の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（瀬上邦久議員） 請願内容の説明が終わりました。

お諮りします。会議規則第39条第1項の規定により、総務経済建設常任委員会に付託し、会期中の審査に付したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 異議なしと認めます。

よって、請願第2号につきましては、総務経済建設常任委員会に付託し、会期中の審査に付することに決定いたしました。

◎一般質問

○議長（瀬上邦久議員） 日程第34、一般質問を行います。

一般質問は通告順に行います。答弁を含み50分とします。質問形式は対面一問一答方式とします。議長より指名を受けた質問者は、最初から質問席に着き、1回目の質問は通告した質問事項全てを一括質問します。そして、一括答弁を受けます。2回目の質問からは、1回目の質問順位に関係なく一問一答方式とします。ただし、1回目に一括質問しないものは、再質問できないものとします。

◇ 吉野正浩議員

○議長（瀬上邦久議員） 通告順位1番、議席番号13番、吉野正浩議員、ご質問願います。

〔13番 吉野正浩議員登壇〕

○13番（吉野正浩議員） 13番、吉野正浩です。議長より発言のお許しをいただきましたので、通告順序に従い質問させていただきます。

大きな1です。町道路上に張り出した草木の切除について。車道や歩道上への草、庭木、生け垣の境界繁茂や山林の樹木などの張り出しは、歩行者及び自動車等の通行や見通しの妨げとなり、交通事故の原因となる可能性があり、大変危険です。また、樹木等の管理が不十分であると、風雨や樹木の枯死等による倒木等が発生し、交通障害となるだけでなく、他の重大事故につながるおそれがあります。

先月の12日の午後10時2分から翌日の午前1時43分まで、主に水房地区、月輪地区周辺で290軒の停電が発生しました。熱帯夜の晩で、エアコン、扇風機なしの状況で約4時間復旧を待ちました。これだけ復旧が遅れるのは相当の原因があると思っていましたが、東京電力からの発表では電気設備への樹木等の接触とのことでした。こうしたことを考えると、公道沿いの樹木等の所有者の方に適切な管理をお願いしたいと考えております。

そこで、1、町道路上に張り出している草木に対する住民からの苦情・通報等の状況は。

2、道路管理者、これは町ですけれども、は、町道に張り出した草木をどのように把握し、対処しているか。特に、樹木について、どのような場合交通に支障を及ぼすおそれがあると判断しているか。また、切除の依頼をしたことはあるか。

3、所有地脇の町道の除草を住民が行う姿を見るが、車との接触、車に石が飛んだ場合の補償、事故のけがなどが気になる。善意で行う個人に対して保険等は考えられないか。

大きな2です。大河ドラマ「鎌倉殿の13人」の放送を契機とした魅力発信事業について。

1、本町及び比企市町村推進協議会の魅力発信事業の進捗状況と今後の計画等について。

2、魅力発信事業における成果・反響等の状況は。例としますと、報道取材、観光協会への各種問合せ、町ホームページへのアクセス数、谷津田米の販売などです。

以上で1回目の質問といたします。よろしく願いいたします。

○議長（瀬上邦久議員） 順次答弁願います。

質問事項1、町道路上に張り出した草木の切除についてを稲村建設課長に、質問事項2、大河ドラマ「鎌倉殿の13人」放送を契機とした魅力発信事業についてのうち、1の本町及び比企市町村推進協議会の魅力発信事業の進捗状況と今後の計画等についてと2の魅力発信事業における成果・反響等の状況はのうち、報道取材、町ホームページのアクセス数についてを小柳総務政策課長に、質問事項2、大河ドラマ「鎌倉殿の13人」放送を契機とした魅力発信事業についてのうち、2の魅力発

信事業における成果・反響等の状況はのうち、観光協会への各種問合せ、谷津田米の販売などについてを服部産業振興課長に、それぞれ答弁願います。

初めに、稲村建設課長、答弁願います。

〔建設課長 稲村茂之登壇〕

○建設課長（稲村茂之） 建設課長、吉野議員の質問事項1、町道に張り出した草木の切除について答弁をさせていただきます。

初めに、質問1の町道路上に張り出している草木に対する苦情・通報等の状況でございますが、道路上に張り出している草木につきましては、毎年6月頃から11月頃にかけて多くの要望をいただいているところでございます。特に草が生い茂る夏には、多くの要望が電話、窓口、電子メール等があります。その都度現地を確認し、県道等の県用地であれば県へ連絡し、町道の用地であれば町が対応しております。また、民地の場合は所有者を調査し、所有者の方に除草や伐採を依頼しております。昨年度、区長を通じて正式に要望があったものは、除草が2件、伐採が4件、全て対応済みでございます。個別の要望につきましても、それぞれ個々に対応し、適切に対処しているところでございます。

質問2の道路管理者、町は町道に張り出している草木をどのように把握し、対処しているか、特に樹木についてどのような場合、交通に支障を及ぼすおそれがあると判断しているか、また切除の依頼をしたことがあるかについてでございますが、町としては職員による随時の道路パトロールと、シルバー人材センターに委託した週3回の定期的な道路パトロールを実施し、通行上支障のある草木を把握し、また緊急性、危険性を判断して適宜対処しております。さらに一般の通行者や住民の方からの苦情、要望も、通報があればその都度職員が現地を調査し、県、町、民地などの所有者に対してそれぞれに管理を依頼し、適切に対応しているところでございます。

また、樹木について交通に支障が及ぼすおそれの判断基準として、車道であれば高さ4.5メートル、また3.3メートル以下、歩道であれば2.5メートル以下の空間に構造物を設置してはならないという道路構造令第12条の建築限界の規定を準用して判断をしております。ただし、通学路等は基準未満でも現状に応じて対応をしております。草木の除去等の対処依頼につきましては、危険性や緊急性があれば職員において直接伐採等の対応を行っております。緊急性等がない民地の場合は、土地所有者の方に直接連絡をして伐採等の依頼を行い、特に町外の地権者には状況が分かるように写真等を添付して依頼文を郵送し、地権者に対処をお願いをしております。

質問3の所有地脇の町道の除草を住民が善意で行う個人に対しての保険等の考えについてでございますが、建設課としても多くの町民に、地権者の方に町道の除草作業をご協力いただいていることは承知をしております。このような作業につきましては大変にありがたく、感謝しているところでございます。

吉野議員さんご質問の個人の除草作業に対しての保険等については、現在対応しておりません。

また、県道管理の埼玉県東松山県土整備事務所、近隣の東松山市、嵐山町にも状況を確認いたしましたが、自主的な除草作業に対する保険はないということでございます。町が加入している損害賠償保険につきましても、町が主催、実施する事業以外は、事故等が作業との関係性、立証、把握が大変に困難であることから、同様なケースの保険は適用外となっております。

現状として、町が発注している除草作業も時間や経費、天候等により、思うように事業が追いついていない状況が年々多くなっていることを憂慮しております。地域住民の皆様には、引き続きご協力をお願いしたいと考えております。ただし、町が所有する町の所有地で危険性のある斜面等の危険な箇所の除草がありましたら、地域の代表である区長さんを通じて建設課のほうに要望していただければ、現地を確認の上、適切に対応をさせていただきます。今後も町民皆様のご協力をいただきながら、町の道路環境の維持に努めてまいりますので、どうかご理解のほどよろしくお願いをいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 次に、小柳総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、吉野議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

初めに、大河ドラマの放送を契機といたしました魅力発信事業のうち、本町及び比企市町村推進協議会の事業の進捗状況及び今後の展望についてお答えをさせていただきます。

吉野議員さんには、議会定例会において度々にわたり大河ドラマに関連したご質問をいただき、この事業を推進しております所管している総務政策課としても大きな関心をお持ちいただいておりますことに感謝を申し上げます。ありがとうございます。放送では、比企氏は既に滅ぼされてしまいましたが、全国に大きなインパクトを残したというふうに感じているところでございます。その上で、ご質問いただきました内容にそれぞれ答弁をさせていただきます。

初めに、本町及び協議会の魅力発信事業の進捗状況と今後の計画についてでございますが、令和4年度の町の事業といたしましては、町観光協会を通じての誘客宣伝の取組を継続して実施しております。この中では、特に町内における公共アクセスを憂慮し、コロナ禍における地域活性化事業の一つとして新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、電動の三輪車を利用した町内への誘客宣伝事業を実施する予定でございます。詳しくは、この後実施主体であります産業振興課長からお答えがあると存じますが、この場ではそのため省略をさせていただきます。内容的には、町内の歴史名所を含めました観光コースを設定し、滑川町を訪れる方に町の魅力を堪能していただく内容となっております。

次に、谷津田米のPR事業についてでございます。こちらにつきましても、昨年度に引き続き、町ホームページやPRチラシを用いた事業を実施しており、去る7月23日には伊豆の国市において開催されました大河ドラマゆかりの地イベントにおいても谷津田米を持参し、来場者へのPR活動

を実施したところでございます。

続いて、比企市町村推進協議会の事業でございますが、本年5月27日に開催いたしました全体会において、本年度の活動方針として誘客宣伝及びにぎわいの創出による地域の活性化及び協議会を構成する市町村の歴史や史跡を県内外に向け情報発信を行うが決定され、協議会の事業といたしましては講演会の開催が決定されました。推進協議会の事務局を仰せつかっております滑川町では、この決定を受けまして、関係する皆様と協議を重ね、今年、9月23日の祝日にフレサよしみを舞台に講演会を開催する運びとなりました。こちらについては、定員を500名で募集いたしましたところ、お申込者全体ではほぼ定員に近い、満席に近い状態ということになっております。

また、講師に関しましては、最近テレビで見かけることが多くなっておりますれきしクン、加えまして大東文化大学で鎌倉時代の武蔵武士についての執筆をされております落合義明教授に依頼し、初心者から歴史に詳しい方まで幅広い世代を対象とした企画としております。また、滑川町が作成いたしました紙芝居「生きた 支えた たたかった比企氏物語」をNHKさいたま放送局の武田キャスターに朗読いただく内容も盛り込んでおりますので、ご応募いただきました町議会議員の皆様もお楽しみいただけるかと存じます。

続いて、今後の展望について答弁をさせていただきます。本町においては、今後も引き続き町の魅力発信事業及び谷津田米のPR、こちらをホームページ等を通じて実施する予定でございます。町では、本年度公式ユーチューブを開設し、町で作成しました紙芝居については全国から1万3,000件を超える閲覧をいただいております。しかしながら、まだまだ町のその他の魅力発信に関しては情報不足の感は否めません。したがって、今後は町の史跡も含めた広く滑川町をPRするユーチューブを作成し、事業展開を図ってまいりたいというふうを考えております。

また、比企市町村推進協議会につきましては、先ほど申し上げました9月23日開催の講演会を最後に、本協議会としての所期の目的は達成されたものとして、年内の解散に向け清算の事務を進める予定でございます。いずれにしましても、この間の事業に関しては、国あるいは県の補助金を活用した事業展開を図っておりましたが、今後は補助金等の活用は見込めない事業となります。したがって、町の財政状況を考慮しながら、費用対効果の高いものから優先的に事業を取り組んでいく予定でございます。

続いて、ご質問いただきました成果・反響のうち、報道取材、町ホームページアクセス数について答弁をさせていただきます。報道取材に関しましては、6月定例議会で報告いたしました以降になりますが、テレビ2件、新聞社1件でございます。そのほかホームページの紹介や各地のイベントにおける資料送付の依頼等が合わせて7件ございました。

ホームページのアクセス数についてでございます。本年1月から9月15日までの町のホームページアクセス数総合順位では、全体で17位となっております。6月定例議会でご報告いたしました総合6位からは大きく後退しておりますが、その理由といたしましては、9月11日に行われました町

長選挙、議員補欠選挙の記事に関するアクセスが非常に多く、選挙関連を除いた順位では総合で10位ということになっております。

最後になりますが、冒頭申し上げましたように、大河ドラマでは比企氏は既に滅んでしまいました。しかしながら、この放送を契機に、比企、比企氏については全国に広く知れ渡りました。滑川町といたしましては、引き続き町の魅力発信事業を継続して取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力を引き続きお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 最後に、服部産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、吉野議員さんの質問に答弁させていただきます。

質問事項にある魅力発信事業における成果・反響のうち、観光協会への各種問合せと谷津田米の販売についてのご質問に対してですが、観光に対する状況についてご報告をさせていただきます。以前の定例議会でもお話をさせていただきました内容と重複になってしまいますが、滑川町の主要な観光地として国営武蔵丘陵森林公園があります。滑川町の観光客入り込み客数を見ますと、森林公園が年間約71万人、農産物直売所は約19万人、コロナの影響を受けた時期においてもこれだけの来場客がありました。現在産業振興課としまして、この滑川町へお越しの観光客の皆さんが、町内のほかの施設へ移動するような波及効果を狙っております。

大河ドラマ関連の観光振興に対する取組についてですが、先ほど総務政策課長より協議会についてのご説明がありました。比企尼ゆかりの地を求めて、多くのお問合せを観光協会にもいただいております。多くの観光客が滑川町を訪れております。しかし、実際に三門館跡へ足を運ぶにも、交通手段が徒歩かタクシー、自車のみとなってしまいます。せっかく滑川町へお越しいただいたお客様の皆様へ交通手段の一助となるように、電動EVモビリティを活用した観光振興事業を計画いたしております。実証実験的な本年度限りの事業となりますが、駅から二次交通手段として、アクティビティの要素を含んだ電動トゥクトゥク、これをレンタルできる事業となります。また、せっかく滑川町へお越しいただいておりますので、三門館跡のみでなく、ほかの施設への誘導を含めたツアー形式のような手法も検討しております。大河ドラマを契機として、滑川町が国営武蔵丘陵森林公園の町だけではないということをアピールしてまいりたいと考えております。

次に、谷津田米についてですが、10月上旬より販売先であるJAの滑川直売所では、新米祭りとして販売が始まります。昨年同様、個人向け販売は年度途中で終了となるとも考えられますが、谷津田米の販売促進を進めていきたいと考えております。また、谷津田米生産者組合との連携による販売促進や、滑川町産谷津田米のPR活動のさらなる充実も推進していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 吉野議員、再質問願います。

○13番（吉野正浩議員） 総務課の切除の関係です。

先ほど課長のほうから、要望があれば木のほうも地権者にお知らせして切ってもらおうようにしていますという話ですが、今の民法ですと、越境してきた根っこは勝手に切っているのですが、枝は切れないということになっております。枝を無理やり勝手に切れば器物損壊罪に問われるということで、行政は手が出ていないはずなのです。結局そういうものを切る場合は、裁判で勝訴して強制執行するというのが現状です。

こうした中で、民法が来年の4月末に新たに施行されます。それはどういうものかということ、これまでは樹木が越境している場合は所有者に切っていることを確認を取らなくてはいけなかったのですが、今度はその人に事前通知をしまして、いつまでに切ってくれということをお願いして、その期間が過ぎたらそれは勝手に切っているということに、今度民法が、施行が変わりまして、なります。そうすると、現状私が町内を見て、今車道上で4.5メートル以下、歩道ですと2.5メートル以下の木は道路の交通に支障があるというものということで判断していると課長から聞きましたけれども、私も町内を見ますと、まだまだそれに至ってもっと下がっているような木がいっぱい散見されます。

こうした中で、住民の人からそういった新しい法施行になった場合に、行政に対して管理責任、これはやっぱり道路管理者は常に道路を安全な状態に保つ義務があります。もし越境した枝等を切らないでそのままになった場合、交通事故にそれが起因しているということになると、義務管理を怠ったということで、町が損害賠償責任を負うことも考えられます。こうしたことを考えると、全然今までの考え方と行政の考え方と変わります。こうした民法の新しく施行されることを考えまして、やはり町民から切ってください、公道にはみ出していますので、切ってくださいと言われたときに相当の対応をしていかないと、そういった損害賠償責任が問われる可能性が十分あるのです。その辺を含めまして、課長のほうからちょっと一言考えをお聞きしたいと思っているのですけれども。

○議長（瀬上邦久議員） 稲村建設課長、答弁願います。

〔建設課長 稲村茂之登壇〕

○建設課長（稲村茂之） 建設課長、答弁させていただきます。

来年度の民法改正による町の道路管理者としての対応ということですが、一応民法上変わってくるころはございますが、あくまでも総務部につきましてはその所有者に、原因者に対応していただくところを一番に町としては考えてまいりたいと思います。ただ、先ほどもお話しさせていただいたこともありましたけれども、緊急性、危険性等を見ながら、町でできるところについてはしっかりと対応していきたいと思っておりますし、また民法改正になって、町で削除、また除草等をした場合の費用の負担、それも所有者に対して町が今度請求をしていくということになってま

います。そういった手続等も含めながら、今後対応については検討させていただきたいというふうに思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 吉野議員、再質問願います。

○13番（吉野正浩議員） 実は、町道に面した、町道に木が出てしまっていて、ちょっと通れないよということで相談するケースもあります。そういったときに、やはり本来であれば道路に出ているのだから、道路管理者のほうが本来であれば通行の支障になっていますということで、これからは所有者の人をお願いしていくことになると思うのです。私の身近なところでも非常に枝が出てしまっていて通れないようなところは、今までは通っている人がその人をお願いして、自分で切るか、その人が切るかということで、非常に大変だったのです。

今後は、やっぱりそういうことに関しても、区長を通してでも町に言って、法が変わったのだから、代執行したら請求書は当然町からその人に出るのだろうけれども、いずれにしても簡単には昔みたいに切らせないという時代ではないですよということをよくお願いしたいと思っている。その辺は、以前課長とヒアリングしたときに、そういった出っ張ってしまった木とか草に関しては、広報で住民の人に管理をお願いしますということで流しているということを知りました。今後そういった民法が改正されますので、そういったものも含めて、やっぱり広報に知らせていただきたいと思います。歩道上は2.5、車道上は4.5メートル以下は支障があるということ、そういうのもきちっと図で示してもらおうとかして、よく理解していただきたいと思います。これは広報とかはしていただきたいと思いますという要望です。

2番目に、あと保険の問題です。所有地脇の町道の除草の件ですけれども、やはり年間3回は最低刈らないと、相当繁茂してしまうのです、あれが。町は、限られた財源の中で、行き届いた除草作業は非常に困難と考えています、実は。そうした中で、昔から町道の草刈りは多くの方が善意で行っている姿をよく見ます。本当にあれをやっていて、すぐ飛び石が飛んでいたりして、事故につながる可能性があるのです。

ボランティア保険をちょっと見てみたのですけれども、他の自治体では個人についても美化ボランティア実施要綱とかそういうのを制定して、社会福祉協議会のボランティア保険に個人でも入っている例があるのです。ネットを見れば、すぐそういう自治体は見つかると思いますので。多分町でそういった要綱とかそういうのを制定すればできるのだと思うのです。だから、その辺をちょっと研究していただきたいと思いますと思うのです。意外と道路脇の除草ですので、やっぱり危険を感じるのです。車は、背中から来たりすると危ないし、石が飛んだらどうしようとか、やっぱり自分ちの脇の道路の草が生えていると見栄えが悪いということもあるのです。ほかの人が刈っているのに、自分ちだけ刈らないというのは、やっぱり田舎の人だから見栄えが悪いし、刈ってしまうのです、どうしても。町がどんどん刈ってくればいいけれども、それだけの予算もないと思いますので、ぜ

ひボランティア保険ぐらいちょっと考えていただきたいと思います。お願いしたいと思います。それも要望として、保険の加入について研究していただきたいということです。

それと、あと「鎌倉殿の13人」の関係なのですけども、総務政策課長がおっしゃっていたとおり、比企氏は滅亡して、この間近くの嵐山の畠山重忠も北条氏の策略によって滅ぼされてしましまして、非常に個人的には寂しい思いでいるわけなのです。そうすると、このまま12月中旬が最終放送になってしまうのです。ここで私もこういったことというのは、滑川町として今後あるというのは、あるかどうか分からない中で、何か後世に残る記念碑等が必要ではないかなと思うのですけれども、そういった放送が行われたとか、そういう記念になるものというようなことというのは、町独自で考えているのでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 小柳総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、吉野議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

ご質問にありましたように、個人的には何らかの記念といったようなものを残したいというふうには考えております。ただ、ご存じのとおり、三門館にしても史実に正確かどうかというのは非常に不確実なところがございますので、なかなか強く打ち出せないというのが正直なところでございます。

先ほどの回答でも申し上げましたけれども、滑川町においては昨年度、紙芝居のほうを作成させていただきました。これを基に広く町を今PRしているところです。町民の中に比企氏の礎をつくるには、やはり小さい頃から、小学校の頃からこのことを学んでいくということが一番大事なことだというふうに考えておりますので、町といたしましてはせっかく作った紙芝居でございます。これを長きにわたり活用いただいて、滑川町の児童お一人お一人の心に引きとどめておく事業というのを推進してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただければと存じます。

以上でございます。

○議長（瀬上邦久議員） 吉野議員、再質問願います。

○13番（吉野正浩議員） 歴史的にやはり比企氏の尼がいた所在とか、そういうのはなかなかまだはつきりしないということであるわけなのですけども、そういうことの中で記念碑というのは放送が行われたということで、昔のことではなくて、要するに大河ドラマ「鎌倉殿の13人」が放送された記念というような、そういった記念碑であれば、特に歴史上差し支えないのではないかなと思うのですけれども、そういったことをぜひご検討いただければと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（瀬上邦久議員） 以上で、吉野正浩議員の一般質問を終わります。

暫時休憩とします。再開は午後1時とします。よろしく願います。

休 憩 （午前11時44分）

再開 (午後 1時00分)

○議長(瀬上邦久議員) 再開します。

◇ 宮 島 一 夫 議 員

○議長(瀬上邦久議員) 一般質問を行います。

通告順位2番、議席番号1番、宮島一夫議員、ご質問願います。

[1番 宮島一夫議員登壇]

○1番(宮島一夫議員) 1番、宮島一夫です。議長のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。

それでは、質問をさせていただきます。私の質問は1件です。町の発展の姿について。

1、3年後の計画についてお聞かせください。人口並びに一般会計の規模についてお聞かせください。

2、5年後の計画についてお聞かせください。人口及び一般会計の規模はどのくらいを予定しているか、お聞かせください。

2、実施計画について、具体的な計画があるか、お知らせください。

以上です。

○議長(瀬上邦久議員) それでは、答弁を求めます。

町の発展の姿についてを小柳総務政策課長、答弁願います。

[総務政策課長 小柳博司登壇]

○総務政策課長(小柳博司) 総務政策課長、宮島議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

初めに、ご質問の1、町の発展の姿についてからお答えいたします。3年後の計画、人口、一般会計の規模についてと5年後の計画、人口、一般規模については、一括して答弁をさせていただきます。ご承知のとおり、滑川町では将来におけるまちづくりの基本となる計画として、滑川町総合振興計画を策定しております。総合振興計画では、町が目指す将来像を基に、これを実現するために必要な施策を添え、各分野における基本的な計画を策定したものでございまして、令和3年3月に第5次滑川町総合振興計画後期基本計画として、令和3年から令和7年までの5年間についての計画を策定し、議会での承認を得たものでございます。また、この計画に関しましては、従来個別に計画をしておりました滑川町まち・ひと・しごと創生総合戦略と一体化し、事業の進捗管理を効果的に図るものとしております。

ご質問いただきました3年後、5年後の計画人口、一般会計の規模について、それぞれお答えをさせていただきます。初めに、町の計画でございしますが、総合振興計画では、先ほど申し上げましたように、令和3年から令和7年までの計画としております。したがって、5年後の計画に関

しては、現在のところ計画が定まっておられません。本計画の最終年でございます令和7年に向けては、6つの重点施策に取り組むとしております。

1つは、滑川町に人が集まるプロジェクト、2つ目として、滑川町の安心な暮らしを守るプロジェクト、3つ目として、滑川町に住んで子どもを育てていくプロジェクト、4つとして、滑川町の安定した雇用を支えるプロジェクト、5つとして、町ぐるみで安全な地域をつくるプロジェクト、6つ目は町民と力を合せてつくる行政経営推進プロジェクト、こちらの6点が大きな柱でございます。これらの事業の実現に向けては、令和7年の将来値を定め、各課局において実現に向けた取組を実施しているところでございます。

次に、町の将来人口に関してでございますが、まち・ひと・しごと創生総合戦略では、2040年の将来人口を2万1,000人としており、人口2万人は2025年頃に到達すると推計しております。本年9月1日現在、滑川町の人口は1万9,798人でございます。人口の伸び率は、現在のところ推計以上に増加している状況でございます。これには、民間事業者によります宅地開発の推移にもよりますが、早ければ来年度中にも人口2万人を超えるのではないかと推察をしているところでございます。

次に、町の一般会計についてでございます。一般会計の総予算額につきましては、推計した資料がございませんので、今回財政担当により改めて令和9年度までの推計をいたしました。ご承知のとおり、予算に関しましては地方交付税の交付率や町における開発行為による税収の増加など、将来を見通せない不確定な要素が多くを占めておりますので、今回行いました推計では、令和3年度、令和4年度、この2年間をベースとし、不確定な部分については令和4年度の数値を用いるとした算定でございます。

これによりますと、本年度当初予算における一般会計の総予算66億4,200万円、令和7年度では66億7,500万円、令和9年度では67億4,300万円の推計結果となりました。率にしますと、令和4年度を100とした場合、令和7年度では2%、令和9年度では3%のそれぞれ上昇となっておりますが、繰り返し述べさせていただきますが、多くの不確定な要素を含んだ中での推計でありますことにご留意をいただきたいと存じます。

続きまして、大きな2、実施計画について答弁をさせていただきます。滑川町における各種の計画につきましては、ご質問の1にもございました総合振興計画の中で将来値を設定し、各課局で取り組んでおります。事業の進捗に関しては、毎年度進捗管理を実施し、達成率の評価も行っております。計画の実施につきましては、民間事業者をはじめとする新たな事業主が必要となるものや、国、県の補助金の見直しなどにより町が支出する事業費が増えるなど、様々な要因が絡みますので、必ずしも計画どおりというわけにはまいりません。また、総合振興計画自体も中間年において、社会情勢等を加味した中での見直しを実施する予定でございます。

こうした中ではございますが、総務政策課を一例としてお答えをさせていただきます。ご承知の

とおり、総務政策課では財政も所管しておりますが、新設や大規模修繕など将来を見据えた公共施設の在り方について、計画的な整備を行うための庁舎各部署の調整会議を早々に開始する予定でございます。これらについては、ある程度大きな予算も必要となるものでございますが、大規模な災害、あるいは脱二酸化炭素社会の実現に向けた取組として必要不可欠なものでございます。計画的な整備を行うことで、各年度における財政負担を平準化できると考えておりますので、改めて町内における公共施設の点検を進める予定でございます。

いずれにしましても、計画の実施に向けては財源が必要でございます。財源の確保と併せまして計画を進めてまいりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 宮島議員、再質問願います。

○1番（宮島一夫議員） ありがとうございます。

町でも努力していただいていることは分かります。しかし、私はもう少し強気の計画をしていただきたいと思っております。3年後には一般会計は大体200億円ぐらい、それから人口も3万人ぐらいにしないといけないと思います。そのためには、やはり住むところと働くところがなくては発展はできません。それで、住むところと働くところをさらに整備しなくてはいけないと思うのです。それについてどのように考えているか、お知らせください。

○議長（瀬上邦久議員） 小柳総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、宮島議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、今後滑川町が持続的に発展していくためには、やはり人口の増加、またそれに伴います就労場所といったものの確保が必要であるというふうに認識しております。ご承知のとおり、現在滑川町では森林公園駅北、羽尾地区になりますけれども、こちらの区画整理事業について、担当課を中心として計画を煮詰めているところでございます。なかなか地域住民の方におかれましては、総論では賛成になる、ただし各論になると非常に難しいといったものが状況でございます。今後の予定といたしましては、引き続きこうした計画を町民の理解を得ながら進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 宮島議員、再質問願います。

○1番（宮島一夫議員） ありがとうございます。

今お話にありましたように、宅地がかなりもう開発されてきまして、フランサの地区はほとんど満杯になってきております。したがって、さらにはかなり発展させるには、ほかのところを整備しなければならないと思います。ほかのところを整備する計画はありますか、お聞かせください。

○議長（瀬上邦久議員） 小柳総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、宮島議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

滑川町においては、近隣の市町村と連携を取りながら、関越自動車道嵐山インターからのアクセス道路、これを熊谷市に向けて道路を造っていくという要望を吉田町長主導の下、関係する市町村と共同で毎年のように県のほうに陳情に伺っております。町といたしましては、こうした道路の整備によりまして、新たな宅地、新たな人口の流入というものが十分に期待できるものでございますので、他の市町村と連携をしながら、この事業についても例年同様進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 宮島議員、再質問願います。

○1番（宮島一夫議員） 丁寧な答弁、ありがとうございます。さらに努力をしていただきたいと思っています。

もう一件、関連して工場誘致について質問いたします。私は、これは何回も質問しておりますけれども、その後具体的なアプローチがあったら教えてください。お願いします。

○議長（瀬上邦久議員） 暫時休憩します。

休 憩 （午後 1時14分）

再 開 （午後 1時15分）

○議長（瀬上邦久議員） 再開します。

服部産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、宮島議員さんの質問に答弁させていただきます。

今現在、昨年まででしたか、誘致条例の関係で各企業さんのほうにお金も出してきました。そんな中、私ども滑川町のほうに来ていただける業者さんのほう、幾つかお話はありました。ただ、条件に合わず、今何回かお話はいただいていますけれども、条件に合わず、そのまま進展しないというのが現状でございます。お話は来るのですが、そのままの状況になっているというのが現状という形でご答弁させていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 宮島議員、再質問願います。

○1番（宮島一夫議員） 答弁ありがとうございます。もう少しこの件についてお聞きします。

私は前から話しておりましたけれども、誘致する企業の規模というものも非常に大事になります。まず、一番いいのは、一流企業と言われている日立とか三菱とか、そういう会社の事業部だと大体

5,000人規模なのです。これは来てもらえばいいけれども、そんな簡単にはできないです。その子会社が大体1,000人規模なのです。その次の2次の子会社が大体500人から300人ぐらいをめどにやっていく必要があると思うのです。

ただし、もう昔と違って、昭和35年頃は逆に企業のほうが工場を造らせてくださいと、そういう時代でしたから、待っていれば場所があるというだけでできていましたけれども、今は逆に工場は外国へどんどん行く時代です。これは当然なのですけれども、日本の賃金が高くなったから、工場は賃金の低いところへ流れていきます。労働者は逆に賃金の高いところへ来ます。だから、今でもそうですけれども、東南アジアとか中国の人がどんどん日本に来ております。この滑川の工業団地の中にもいっぱいそういう人がおりますけれども、そういう中で工場を誘致するというのは非常に大変なエネルギーがあるわけです。

私も前から提案しているのは、黙っていたのでは駄目なので、オール滑川でやらなくては行けないと。それには、経団連でも商工会議所でも行って、どんどん工場を造る予定のある会社があるかどうかを調査して、その中から滑川に合っているような会社があるかどうかを努力する必要があるというふうに思っております。これは非常になかなか難しいですけれども、やらなければいつになってもできません。私は必ずできると思っております。今後の取組についてお聞かせをください。

○議長（瀬上邦久議員） 服部産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、宮島議員さんに答弁させていただきます。

私ども滑川町の産業振興部門なのですけれども、そちらの中で県の企業誘致部門、こちらのほうに滑川町にこういった企業の方が来ていただだけませんかとか、相談はかけてございます。そうした中、いろいろな企業さんの立場、そして私どもの立地条件等を含めて、いろんな角度から対応させていただいた中で、企業さんのほうがまだ進出ができていないという状況でございます。これが現実だと思いますので、さらに企業誘致担当部門のほうから県のほうにもお話をしながら、こういった形でも企業さんのほうが誘致できればというふうには考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 宮島議員、再質問願います。

○1番（宮島一夫議員） ありがとうございます。今後も努力を続けていただきたいと思えます。

それでは、もう一件、住宅の整備についてお聞きします。私は、今森林公園の北方面が有力な候補になるのではないかなと思っております。町長のお考えをお聞かせください。

○議長（瀬上邦久議員） 町長、答弁願います。

〔町長 吉田 昇登壇〕

○町長（吉田 昇） 町長、宮島議員の質問に答弁を申し上げます。

今月輪のフランサが大体もういっぱいになってきたということで、先ほど小柳課長が申し上げたとおり、今後につきましては、森林公園駅周辺、カニ山地区を主体とした部分を、ぜひ松山に接続するまでを区画整理して開発したいということで、地元説明を今行っておるところでございますが、先ほど課長が申し上げたとおり、全体的、総論賛成でございますけれども、なかなか個々になると同意し難いという方が多いわけございまして、なかなかそこは今話し中ということで、これを粘り強く話し合いをして、あの地域を区画整理して、人口だけでなく、大変広い地域でございますから、工場地帯と人口地帯、2つに分けた区画整理を推進してまいりたいということで今仕事を進めておるわけでございますので、これを引き続き粘り強くやってまいりたいというふうに思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 宮島議員、再質問願います。

○1番（宮島一夫議員） 町長、ありがとうございます。粘り強く努力しているのはよく分かります。ご苦労さまです。

そこで、もう一点お聞きします。努力している中で、一番ネックになって進みが悪いのはどんなことでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 吉田町長、答弁願います。

〔町長 吉田 昇登壇〕

○町長（吉田 昇） 町長、宮島議員の質問に答弁を申し上げます。

大きなネックになっているということは、今区画整理の補助制度がないということでございまして、補助制度がないということになりますと、なかなかこれはどうしても地権者の皆さんの減歩率が高くなるというようなことで、やっぱりそういったものが大きなネックの一つだというふうに考えております。今なかなか埼玉県におきましては、市街化区域の枠が南部のほうへほとんど集中をしております、こちら比企、児玉、秩父、県北、この地域にほとんど今市街化区域の枠が来ていないという状況がございますので、その枠をもらうことから始めて、その整理をしていくということで、大変そういったこともネックになっているということで、ご理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（瀬上邦久議員） 宮島議員、再質問願います。

○1番（宮島一夫議員） 町長、細かく説明していただきまして、ありがとうございます。

努力していただいて、一番大変なのは区画整理をするについて条件がなかなか下りないということでございます。地元も期待しておりますので、ぜひこれからも努力を続けて、地元のためにあそここのところが区画整理ができて、きちっとした町になるようお願いいたします。

それをお願いいたしまして、私の質問は終わります。ありがとうございます。

○議長（瀬上邦久議員） 終わりです。では、席へ戻っていただけますか。

○1番（宮島一夫議員） どうもお世話になりました。私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（瀬上邦久議員） 以上で、宮島一夫議員の一般質問を終わります。

◇ 内 田 敏 雄 議 員

○議長（瀬上邦久議員） 通告順位3番、議席番号12番、内田敏雄議員、ご質問願います。

〔12番 内田敏雄議員登壇〕

○12番（内田敏雄議員） 12番、内田敏雄です。議長のお許しをいただきましたので、発言通告書に基づいて質問をさせていただきます。

1、山林の維持管理について。滑川町の地目別土地利用構成は、山林が約26%です。国は、平成31年に森林経営管理法を施行し、森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合には、市町村が森林の経営管理の委託を受け、意欲と能力のある林業経営者に再委託する。もしくは、再委託できない森林においては、市町村自らが管理を実施することができるようになりました。あわせて、森林環境譲与税が平成31年度から市町村に譲与され、間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てることとなっていることから、森林行政における地方自治体の役割が重要になっています。

森林の多面的機能は、土砂災害等の発生リスクが低減され、地域住民の安全、安心につながる効果などが期待されます。滑川町の山林は、かつては農家などが燃料や肥料を採取する場として使われてまいりました。1960年代以降、化石燃料や化学肥料の普及により利用用途は激減し、管理者も高齢化して放置されているところが目立ちます。そのため、かつて山仕事の際に利用されていた林道（町道）も通行不能となっているところが多数あります。そこで、次のことについて伺います。

森林環境税及び森林環境譲与税の使用用途はどう考えていますか。

2、森林・山村多面的機能発揮対策交付金（林野庁）の適用の可能性はありますか。

3、多くの自治体が2050年ゼロカーボンシティの表明を行っているが、町のカーボンニュートラルに対する施策をどう考えていますか。

4、山林管理者が高齢化する中で、後継問題を含めて町内の山林の管理方法についてどのように考えていますか。

5、現在通行不能となっている山林の中の町道について、どのように考えていますか。

6、放置された森林が経済ベースで活用され、地域の活性化につながる可能性についてどう考えていますか。

大きな2番です。行政サービスのデジタル化について。デジタル庁が発足して1年になります。マイナンバーカードに健康保険証の機能の導入も実施されました。総務省では、デジタル化による利便性の向上を国民が早期に享受できるよう、国と自治体が協力して国民の利便性向上に資する手

続について、積極的にオンライン化を進めることを求めています。行政、自治体のDX、デジタルトランスフォーメーション推進は急務です。

滑川町においても、やっと住民票のコンビニ交付が開始されると聞きました。自治体は、法令などに基づき、住民の個人情報を保有しています。保有する住民の個人情報を守りながら行政サービスなどの業務を継続するためには、強固な情報セキュリティ対策が必要です。2020年に、総務省より地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン改定が発表され、業務の効率性、利便性向上、そしてセキュリティ確保を両立する対策が求められています。一方で、近年のサイバー攻撃は手口が多様化しており、その被害も深刻化しています。そこで、次のことについて伺います。

コンビニ対応でどのようなことができるようになりますか。いつからできるようになりますか。

2、デジタルガバメントの推進状況について説明してください。

3、町の情報セキュリティインシデントに対処するための体制や、サイバー攻撃を探知した後の対策、方針はどうなっていますか。

4、デジタルトランスフォーメーションがデジタルを活用した変革であり、全庁的に取り組むべきことである以上、それらのリテラシーの獲得は推進のための前提と考えますが、今後の展望を教えてください。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（瀬上邦久議員） 順次答弁願います。

質問事項1、山林の維持管理についてのうち、1の森林環境税及び森林環境譲与税の使用めどについてと、3の町のカーボンニュートラルに対する施策についてと、質問事項2、行政サービスのデジタル化についてのうち、2のデジタル・ガバメントの進捗状況についてと、3の町の情報セキュリティの体制や対応方針についてと、4のデジタル化の今後の展望についてを小柳総務政策課長に、質問事項1、山林の維持管理についてのうち、2の森林・山村多面的機能発揮対策交付金の適用可能性についてと、4の山林管理者が高齢化する中で、後継者問題、山林の管理方法についてと、6の放置された森林が経済ベースで活用され、地域の活性化につながる可能性についてを服部産業振興課長に、質問事項1、山林の維持管理についてのうち、5の現在通行不能となっている町道についてを稲村建設課長に、質問事項2、行政サービスのデジタル化についてのうち、1のコンビニ交付についてを岩附町民保険課長にそれぞれ答弁願います。

初めに、小柳総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、内田議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

初めに、ご質問の大きな1、山林の維持管理について、このうち1の森林環境税、森林環境譲与税の用途目的についてお答えをさせていただきます。ご承知のとおり、森林環境税は、令和6年度

から住民税の均等割を用いて、国税として1人当たり年額1,000円が賦課徴収される税金で、創設の目的につきましては、地球温暖化防止や昨今の山林火災の激甚化対策等とされております。また、森林環境譲与税は、森林の有する公益的な機能を維持するため、伐採による適切な森林整備や災害等から住民の生命と財産を守ることと併せ、担い手の確保や木材利用などの促進、また広く山林の整備の促進に用途することを目的に、私有林や人口林の面積、林業就業者数などを基に譲与されております。

滑川町においては、令和元年の9月に森林環境譲与税を基金として積み立てるため、滑川町森林環境基金条例を制定いたしました。この条例では、基金設置の目的として、森林整備及びその促進に要する経費の財源に充てるためと規定しており、事業内容といたしましては、20年後において全額を公共施設の内装木質化やため池周辺の森林管理等に充てるとしております。現在の基金残高でございますが、令和3年度末現在482万9,000円でございます。

なお、本定例議会において、基金から一部を取り崩し、ため池周辺の環境整備に充てる補正予算を組ませていただきましたので、お伝えをさせていただきます。

今後の用途についてでございますが、先ほど申し上げましたとおり、公共施設の木質化、あるいはため池周辺の環境整備のほかにも、喫緊の課題があるかないかも含めまして、定期的に担当課と協議をする場を設けるとしておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

続きまして、町のカーボンニュートラル施策についてお答えをさせていただきます。地球温暖化の主な要因とされております二酸化炭素の排出量を減らすことは、滑川町のみならず全国の自治体、また企業や個人のご家庭においても取組を推進しなければならない課題でございます。滑川町においては、二酸化炭素の排出量を抑えるため、公共施設の照明や街路灯のLED化を先行した事業として進めておりますが、現状十分に達成できているとは言い難い状況でございます。LED化事業につきましては、今後も計画的に取組を推進する予定で、調査に関しましても現在具体的なスケジュールを組み立てる段階となっております。

また、公共施設で使用する様々な設備に関しても、二酸化炭素の排出量の少ない設備に順次更新をする予定でございますが、国庫補助金等で全額を賄えるわけではございませんので、町の財政状況を考慮しながら、事業実施となりますことにご理解をいただきたいと存じます。あわせて、滑川町におけるカーボンニュートラルの実現には、民間事業者はもちろんのこと、各ご家庭における取組も欠かすことはできません。町としては、全ての事業者、全ての町民の皆様とともに意識を共有し、取組を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、大きなご質問の2、行政サービスのデジタル化について答弁をさせていただきます。初めに、2のデジタルガバメントの進捗状況についてお答えいたします。デジタル庁が発足して1年になり、マイナンバーカードに健康保険証の機能を導入するなど、デジタル化の波は確実に進んでおります。国は、デジタル化による利便性の向上を国民が早期に享受できるよう、国と自治体が

協力して国民の利便性向上に資する手続について、積極的にオンライン化を進めることを求めており、こうした中、行政、自治体のDXの推進は急を要するものと理解しております。

デジタルガバメントの推進につきましては、デジタルガバメント実行計画が2020年に決定され、自治体が重点的に取り組むべき事項や、内容を具体化された自治体DX推進計画においても同日決定されております。滑川町においては、この推進計画に基づき、重点とされております項目、自治体の情報システムの標準化、共通化や自治体の行政手続のオンライン化、自治体のAI、RPAの利用促進などについて、現在は他の自治体と共同で検討を行っているところでございます。

特に令和7年度末を目標としております自治体の情報システムの標準化、共通化につきましては、令和3年5月に成立、同年9月から施行されました地方公共団体システムの標準化に関する法律、これに基づきまして、地方公共団体は住民の利便性の向上、行政運営の効率化、あるいは地方公共団体システムに関する互換性の確保のため、地方公共団体情報システムに必要とされる機能についての統一的な基準に適合した地方公共団体情報システムの標準化を実施する責務を負うことになりました。このことについて、標準化法に係る情報システムの取扱いを、埼玉県町村会情報システム共同化推進協議会において共同対応することとし、住民サービスに影響がないよう協議を進めているところでございます。

また、クラウドサービスの利用につきましても、基幹系はもとより、内部情報系と呼ばれる文書管理システムや財務会計システムにおいてもこちらを利用し、業務効率化を推進する予定でございます。これらにつきましては、いずれも滑川町単独での取組では人的にも経験的にも不足がございますので、先ほど申し上げましたように、埼玉県町村会で編成しました作業チームに参加し、他の町村と共同した事業推進を行っているところでございます。

続いて、町の情報セキュリティーインシデントに対処するための体制や、サイバー攻撃に関するご質問に関して答弁をさせていただきます。滑川町では、平成29年から業務で使用しております基幹系システムと、自治体間相互のネットワークでございます総合行政ネットワークシステム及びインターネットを利用するシステム、こちらの3つをそれぞれ分離して現在利用しております。基幹系のシステムに関しては、閉域の回線を利用した情報通信を行っております。また、職員が通常業務で利用するパソコンにつきましては、国や県、市町村間のみで利用できます総合行政ネットワークシステム、こちらの回線でセキュリティーを担保しております。インターネットにつきましては、埼玉県及び県内市町村で運営するセキュリティークラウドを経由しての通信となり、侵入感知や侵入防御、メール等ではウイルスの検知を実施するなど、セキュリティー対策を講じておるところでございます。

2020年に総務省の地方公共団体における情報セキュリティーポリシーに関するガイドラインが改定されたことを受け、滑川町においても町のセキュリティーポリシーを2021年に改定いたしました。また、情報セキュリティー推進の組織体制や情報セキュリティー緊急時対応計画を策定しており、

今後も各種対策の見直しを行いながら、セキュリティ対応に取り組んでまいります。

続いて、デジタル化の今後について答弁をさせていただきます。デジタルを推進していくためには、先端技術や技術を取り扱う能力が必要であると考えます。しかし、滑川町のような小さな自治体では、デジタルを推進するための人、物、お金などのリソースが不足し、またITCに関する専門的知識や業務改革などの手法などのノウハウも十分ではございません。

そこで、先ほど来申し上げております埼玉県町村情報システム共同化推進協議会において、各町村の情報システムの担当者同士が、最新のデジタル技術の動向や所属する自治体の活用例を情報共有し、共有された情報や最新技術について、必要とする庁舎内への担当者へ展開することでデジタル技術の活用を図り、事務担当者の意識醸成にもつながると考えております。

しかし、デジタル技術の活用は、業務を遂行する上での一つの手段でしかございません。DXは、IT化や最新のデジタル技術を導入することではなく、デジタルを利用して、庁内では生産性の向上や働き方改革を図り、また外に向けては既存サービスの資質の向上や新たなサービスの創造につながるなど、職員や住民の生活をあらゆる面でよい方向に変えていくことが必要だと考えております。自治体DXの推進では、時間と労力が必要となりますことも、併せてご承知おきいただきたいと存じます。

また、これ以降は、一部に個人的な感想も入ってしまいますが、改めて申し上げます。自治体DXにつきましても、このDXのゴールがあるのかなのか、またDXの先により徹底した自治体改革の業務があるのかなのか、現状ではまだ示されていない状況でございます。本来であれば、DXに併せて業務の見直しを行うことにより、効率的な事務運営が行われるべきだと考えておりますが、現状では新たな事務の積み上げのみでございます。国民の利便性と自治体職員の負担軽減はDXの大きな目的でございますが、適切な業務改善とセットで行わない限り、事務量の負担はDXにより、より多く職員が抱え込む可能性がございます。

いずれにしても、DX戦略は国が掲げる大きな柱の一つです。今後も国の動向に注視し、適切に対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 次に、服部産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、内田議員さんの山林の維持管理についてをご答弁させていただきます。

最初に、2の森林・山村多面的機能発揮対策交付金の適用可能性についてですが、交付金の対象となる里山林が滑川町にあることから、滑川町内の団体が申請して交付金を使った事業を行うことは可能と考えられます。交付金について、若干の補足をさせていただきますと、この交付金は林野庁による活動組織への交付金であり、交付金の申請団体となる活動組織は、地域住民、森林所有者、

自治会、地域外関係者等の地域の実情に応じた方3名以上で構成する組織となっております。また、地域の自治会、NPO法人、森林組合が単独で実施、または一構成員となることも可能となっております。申請先は、都道府県単位で設置されている地域協議会に申し込む必要があり、埼玉県の場合は東京都にある一般財団法人都市農村漁村交流活性化機構が申請先になります。

交付金の上限は、1活動組織当たり500万円が上限となり、事業実施期間は3年間となります。活動実施には各種メニューがあり、活動した内容によって交付金額が異なります。また、活動に伴う協定書や活動計画書も必要となっており、申請には各種要件もあります。年間に複数回の応募締切日が設定されているため、申請に関する詳細については都市農村漁村交流活性化機構までお問合せのほうをお願いいたします。

次に、4の山林管理者が高齢化する中で、後継者問題、山林の管理方法についてですが、後継者問題を中心に林業は深刻な状態にあり、それと同時に山林の所有者の登記が正しく行われず、山間部の山深い山林では所有者不明の土地が多くなってきており、このような現象が全国的にも広がっていると聞いております。町では、山林への苦情等があった場合は、農地の保全と同様に、地権者の方へ山林管理のお願いをしているのが現状となっております。自己所有地における最低限の管理は、所有者に行っていただきたいと考えております。

次に、6の放置された山林が経済ベースで活用され、地域の活性化につながる可能性についてですが、放置された山林の活用方法には、幾つかの方法があると考えられます。考えられる一例になってしまいますが、燃料用としてまきを生産し、その後に植林を行い、林業として木材生産を行うこと、次に太陽光発電事業、次に森林公園にあるようなレクリエーション活動の場や癒やしの場としての活用、またこれらを併せ持った活用方法等が考えられると思います。また、小高い丘状地の山林であれば、開発を行うことも考えられます。しかし、町では都市計画法による制限もあり、同法に沿った計画が必要となっております。

山林では、土砂の流出を防ぐ働きや二酸化炭素の吸収、多様な動植物が生息するなど、森林の持つ多面的な機能も有しており、山林として維持することも大事なこととなります。地域住民の方々にご理解いただく計画が重要と考えており、ご理解いただけて進める計画は活性化になるものと考えられます。山林には、多面的な機能を有する側面があり、この多面的な側面を踏まえながら地域にご理解いただけた活用が、地域の活性化の一助になるものと考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 次に、稲村建設課長、答弁願います。

〔建設課長 稲村茂之登壇〕

○建設課長（稲村茂之） 建設課長、内田議員の質問事項1、山林の維持管理についての5、現在通行不能となっている町道の考え方について、答弁いたします。

道路法では、道路は一般交通の用に供する道と定義されており、町が認定している全ての道路が

道路法の対象となります。現在町道の管理は、限られた予算の中で幹線道路や通学路等、交通量、利用者の多い道路を優先に、補修や除草等の維持管理、整備を行っております。町としては、山林内の町道は幅員が1.8メートル未満の道路が多く、形状も平場が少なく、のり面であったり、民地からの木の根の張り出しがあったりと、一般的に車が通行するのは難しい道路であると認識しております。

ご質問にあった山林の中の町道については、特段現在まで町民の方、また地権者の方から整備等の要望がないのが現状であります。以前、長年にわたって山林につながる道路の整備要望があった地域で、将来的な有効性を地元地域で再度検討してもらったところ、あえて車が通れないということで不法投棄の防止にも役立っている、また太陽光発電事業の抑止にもつながっていると、こうした観点から道路整備の取下げがあったことも事実でございます。

今後も、このような山林の道路の整備や維持管理につきましては、他の一般の道路と同様に、地域の区長さんを通じて要望等がありましたら、その都度関係者で協議し、整備できる手法等を検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 最後に、岩附町民保険課長、答弁願います。

〔町民保険課長 岩附利昭登壇〕

○町民保険課長（岩附利昭） 町民保険課長、内田議員の質問事項2、行政サービスのデジタル化についてのうち、コンビニ交付でどのようなことができるようになりますか、いつからできるようになりますかのご質問について答弁をさせていただきます。

個人番号カードですが、一般的にはマイナンバーカードと呼ばれておりますけれども、このマイナンバーカードの普及に伴いまして、全国の自治体においてマイナンバーカードを利用したコンビニエンスストア等での各種証明書が取得できるサービスが進んでおります。滑川町におきましては、証明書発行サービスにおいては全国でも先駆けた取組として、平成9年4月から自動交付機を導入した証明書発行サービスに取り組んできたところでございます。このたび滑川町でもマイナンバーカードの普及が進み、8月末日現在ですが、カードの交付者数も8,000人を超え、交付率にしますと40%を超える方がカードを取得しております。そんな中、町民皆様からコンビニ等での交付サービスを利用したいという声をたくさんいただきましたので、令和5年2月1日からのサービス開始に向けて準備を進めております。

次に、コンビニ交付サービスの方法ですが、お店に設置されております多機能端末機、こちらはマルチコピー機と呼ばれておりますが、ここにマイナンバーカードをセットし、自分で設定した4桁の暗証番号を入力し、メニュー画面に表示される必要な証明書を選ぶことで取得できるというものでございます。取得できる証明書の種類でございますが、住民票の写し、印鑑登録証明書、課税証明書、所得証明書になります。現在稼働中の自動交付機と同じメニューになっております。

なお、証明書の手数料につきましては、窓口、自動交付機と同じ200円、また交付時間は朝の6時半から夜の11時までを予定しております。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（瀬上邦久議員） 内田議員、再質問願います。

○12番（内田敏雄議員） ご丁寧な回答ありがとうございます。幾つかちょっと再質問をさせていただきます。

まず、森林環境税と譲与税なのですけれども、これは森林経営管理法と一体的に運用されるものというふうに私は理解しているのですが、ということはいわゆる森林を維持するのが本来の目的のかなというふうに考えているのですけれども、そういう意味でいくと、税の使い道というのを、例えば滑川の中の森林といっても、滑川はいわゆる里山程度の雑木林が主体のところだと思うので、そういうのも森林経営管理法の適用で維持管理のために使っていけるのかどうか。

多分森林経営管理法というのは、恐らくはヒノキ材とかそういう建築資材に使えるような、そういう森林経営を念頭に置いている法律なのだろうとは思っているのですけれども、滑川町のような里山の維持管理にもこの税を使えるということで解釈してよろしいのでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 小柳総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、内田議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

使途についての縛りの関係でございますけれども、これについては申し訳ございません。細かいところまでは研究のほうは進めておりませんので、ご理解いただきたいと思います。必要に応じて調査研究等してまいりますので、ご理解いただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（瀬上邦久議員） 内田議員、再質問願います。

○12番（内田敏雄議員） 次に、2050年ゼロカーボンシティの表明の件なのですけれども、これは環境省のホームページを見ると、人口ベースですと、地方自治体の93%が既に表明をしているというふうに書いてあったのですが、人口ベースということなので、恐らく自治体の数のベースでいくともっと低いだろうと思うのです。多分近隣では、小川とか吉見とか嵐山が表明を既にしてるのですけれども、滑川としてはそういうつもりはない、現時点では。

○議長（瀬上邦久議員） 小柳総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、内田議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

2050ゼロカーボンの宣言の関係でございますけれども、滑川町においても基本的な宣言文についてはほぼ出来上がっております。今後の予定でございますが、12月の定例議会の宣言に向けての調整ということになります。現在考えておりますのが、各自治体の多くが首長名のみで宣言を上げて

いるところが多いわけなのですけれども、滑川町においては首長と議長の名前を連名した形で宣言を上げたいというふうな考えを持っております。今後議会事務局とも調整させていただきながら、宣言の発出に向けて取り組んでまいりますので、ご理解いただきたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 内田議員、再質問願います。

○12番（内田敏雄議員） 次に、森林・山村多面的機能発揮対策交付金のことについてお伺いしたいのですけれども、滑川町でも対応は可能だということなのですが、今行政報告、この間議会の資料として頂いた中で行政報告にも載っていたのですが、森林ボランティアというのが活動しているようなのですけれども、昨年度は何か活動していなかったということなのですか、その前の年なんかはあったみたいで、これの例えば活動というのはどういうふうになっているのですか。

○議長（瀬上邦久議員） 服部産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、内田議員さんの再質問に答弁させていただきます。

森林ボランティアの件なのですけれども、こちらのほうは補助金を使わせていただいたところは県のほうになります。埼玉県ボランティアの補助金がありましたので、そちらのほうを使わせていただきました。そして、こちらの使途のほうなのですけれども、滑川町で各谷津の里事業を行っております。そんな中でこちらの事業を使って、例えば草刈り等をさせていただいたという形になっておりました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 内田議員、再質問願います。

○12番（内田敏雄議員） 里山事業との関連ということなのですか、里山事業の関連ではないところでの適用というのは難しいのでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 暫時休憩します。

休 憩 （午後 2時02分）

再 開 （午後 2時02分）

○議長（瀬上邦久議員） 再開します。

服部産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、内田議員さんの再質問に答弁させていただきます。

森林ボランティアの件なのですけれども、こちらのほうはほとんどお金が出ない状況になってき

ております、今現在。一昨年、滑川町のほうで使わせていただいたのですけれども、基本的にはだんだん出てこなくなってきたというふうには聞いております。そして、ほかの団体で使えるかどうかというのですけれども、ちょっと要件がございまして、私ども今ちょっと手元に資料がございません。大変申し訳ないのですけれども、後で回答させていただくのでよろしいでしょうか。森林ボランティアのほうに関しては、ちょっと確認して回答させていただきます。よろしく申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 内田議員、再質問願います。

○12番（内田敏雄議員） 森林の管理に具体的にどういう作業が必要なのか、私もあまり詳しくなくてあれなのですけれども、まず最初にやっぱり下草刈りとか、そういうものが必要になってくるのかなというふうに思うのですが、そうすると森林ボランティアで過去に何年か遡ってみると、森林ボランティアが山の下草刈りをしているというようなものを見つけたものですから、それが例えばもっとほかのところでも活用できるのかなと。

例えば先ほどの法律の森林経営管理法の中で、山の持ち主が管理できないのであれば、町がそれを管理することができるというようなことがあったと思うのですけれども、こういうものと組み合わせ、何かうまく活用できる方法があるのかなと思うのですが、その点はいかがでしょう。

○議長（瀬上邦久議員） 服部産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、内田議員さんの再質問に答弁させていただきます。

滑川町では基本的に、先ほどの私の答弁でもお話をさせていただきましたが、個人の所有地に関しては基本的には個人でしていただきたい、最低限の管理はしていただきたいと考えております。そうした中で、例えば先ほどお話しした国のほうの交付金、林野庁の交付金になりますけれども、地元でできればなというふうなことも考えております。地元で基本的にこの里山が少し荒れてきてしまったのだよとなったときに、皆さんでご協力いただけるような形ができればいいなというふうに考えております。

さらに、先ほどの谷津の里事業のほうなのですけれども、基本的には谷津の管理をしていただく部分がございまして。そちらの部分でエリア、エリアでやっておりますので、基本的にはそういった地域の皆さんでできるようなことができればいいなというふうに町では考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 内田議員、再質問願います。

○12番（内田敏雄議員） 何を私が考えているかといいますと、今放置されている山林がいっぱいあ

るわけで、この山林を何とか生かす方法がないのかなと。

だけれども、山林の持ち主の方は、現実的には重荷でしかないというか、そういう考え方が持っていないような状態なのです。ならば、町が手を携えて何か形にできるような、経済的に活性化できるような何か使い方を、モデルでもいいからつくって広めていくようなことができないのかなということを考えているわけで、そういう意味で下草刈りであったり、あるいは先ほど建設課長が生活に密着しない道路にはなかなかお金が回らないような感じの回答をされたのですけれども、何も車が通れなくてもいいのです。前の質問のときにちょこっと話をしたのですけれども、山の中の山林の道路を歩行者が通れるだけ、あるいは自転車が通れるだけの道路で、それをサイクリング道路みたいなものにするという考え方もあると思うし、あるいは散策道路みたいな形でやるという方法もあると思うのです。そのためには、教育委員会の史跡だとか、そういうものをコースに、では山林のこのところを、今道路を使っていないけれども、ここを散策道路にして使えるようにしようとか、そういうことができないかなと。

ただ、正直言って滑川町もなかなかお金がないので、そういう道路を維持管理するというのはもうなかなか難しいとは思っています。だけれども、例えば地方自治体なんかで公園だとか道路を管理するのに、アダプト制度という里親制度というのがあると聞いているのですけれども、公園を丸ごとどこかの企業なり団体に管理をお願いしてしまうみたいな、里親に出すような形と一緒に。そういう形にして、そこの管理をしてもらうのです。そこで作業をする人たちの保険料の補助だとか、ちょっとした材料、鎌だとか、そういう道具を買うぐらいの費用で管理をお願いするというような方法があるというふうに聞いているのですけれども、そういうものをうまく組み合わせれば何か活用することができるように開発できないかなと。

必ずしもお金が増えることだけで開発をするわけではなくて、知恵を使って、お金を使わないでもできる開発があるのではないかと私は個人的には考えています。その辺のところを町の事業として取り入れるというのはなかなか難しいのかなとは思っていますけれども、一度ぜひ使われていない町道だとか、そういうところが散策道路に使えるのかとか、そういうことを一度検討してみたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 暫時休憩。

休 憩 （午後 2時09分）

再 開 （午後 2時10分）

○議長（瀬上邦久議員） 再開します。

服部産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、内田議員さんの再質問に答弁さ

させていただきます。

今ご質問のお話の内容なのですけれども、基本的には地元の方の協力なしにはこの事業は立ち行かない事業でございます。そうした中、地元、今現在各区長さんがいらっしゃいますけれども、こちらの区長さんにご相談をしながら、地元のほうでどうにかならないかというふうな話もしながら進められればと。基本的には地元の方々の協力なしにこの事業は立ち行かなくなりますので、そういった形でご協力要請をしながら、そうして進められればというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 内田議員、再質問願います。

○12番（内田敏雄議員） ありがとうございます。

次に、デジタル化のほうなのですけれども、今ますます住民サービスのデジタル化というのは進んでいくと思うのです。先ほど総務政策課長の説明でもありましたけれども、町の業務のコンピューター、今使っているシステム、3つネットワークがあるのだという説明だったと思うのです。一つは住基系みたいな、マイナンバーカードとか住民票関連の作業をするネットワークと、それからもう一つはL G W A Nと言われるいわゆる基幹業務です。給与計算だとか財務処理だとかいうのをやっているネットワーク。それから、もう一つは外部とのメールですとか、ホームページだとかという外部との交信に使っているインターネット系のネットワーク、この3つがあると思うのです。今までは住基系のもので、それからL G W A Nは独立系で外部と切り離されていたと思うのです。

先ほど、課長の話の中に出てきた働き方改革なんかで、それが外部との交信ができるように、いわゆる家でリモートワークをするには、家からつながなければならぬから、インターネットを経由して閉鎖系のL G W A Nに接続をするということになるわけです。そうすると、先ほどの住民票のコンビニ発行なんかでも、住基系のネットに多分インターネット経由で接続してくるような形になってくると思う。そうすると、今までは閉鎖系だったから、まずセキュリティーは非常に強固で、まず外部からどうということとは心配なかったわけなのですけれども、今後さらに住民サービスが進んでいけば、必ずそういう外との接触が増えてくるわけで、住民サービスが進めば進むほどリスクは高くなってくると思うのです。

そういう中で、現実問題として、私なんかも今のデジタル化にはついていけないのが正直なところで、マスコミでいろんなウイルスがどうのとか、人質に取られて暗号化されてしまって使えなくなってしまうとかいうようなことが現実問題として起こり得る、もう町の業務の中でも起こり得る。あるITのセキュリティー会社のレポートによると、地方自治体というのは下から2番目に対策が遅れている、狙われやすいところだというふうになって、一番下は多分中小企業とかそういうところなのだろうなど。地方自治体だから、ある意味非常に無防備な組織なので、そこのところをちょっと心配をしているわけで、その点についての質問をさせてもらったわけなのですけれども、結局

コンピューターも使っているのは人間なので、職員一人一人がリスクを意識して使っていただかないと、いつでもそういうウイルスというのに感染してしまうのではないかな。現実問題として、エモテットだとかマルウェアとか言われるものは、セキュリティソフトだけでは防ぎ切れないというふうに新聞にも書いてありましたので、ということは、あとは人間が防ぐしかない。そのところ、総務政策課長、いかが考えていますか。

○議長（瀬上邦久議員） 小柳総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、内田議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

私も、先ほどDXの関係も含めましてデジタル化のお話を差し上げましたが、私自身は個人的に役場の業務については対面が基本だというふうに考えております。先ほど来お話をしておりますけれども、セキュリティ対策につきましては、やはり一番肝腎なのは職員のモラルに尽きるというふうに感じております。例えば情報系で使っているパソコンを自宅に持ち込んで、そこで自宅のネットワークに接続してしまって感染したとか、あるいは感染したファイルを職場のパソコンに取り込んだとか、そういったことがないように、やはり一番肝腎なところについては職員のモラル、規範だというふうに感じているところです。

デジタルの社会については、技術的にもそうなのですが、ゼロか1ということで、中間がないわけなのです。ただ、役場の業務については、この中間の業務、これをどのように取り組むのかということが、地方自治体のそれぞれに求められている一番大事なところだというふうに考えております。したがって、今後もデジタル化の波がいかにか来ようとも、滑川町としては対住民に直接接するといったところを大事に、また情報化でパソコンを操作するだけという事態になっても、相手の顔は必ず浮かべながら、対面でやっているという意識を持って、この取組のほうを進めてまいりたいと考えております。非常に抽象的なお話で申し訳ないのですが、そのように考えておりますので、ご理解いただければと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 内田議員、再質問願います。

○12番（内田敏雄議員） ありがとうございます。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 以上で、内田敏雄議員の一般質問を終わります。

◎延会について

○議長（瀬上邦久議員） お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会にすることに決定しました。

◎次回日程の報告

○議長（瀬上邦久議員） 明日21日は、午前10時から本会議を開き、引き続き一般質問を行います。

◎延会の宣告

○議長（瀬上邦久議員） 本日はこれにて延会します。お疲れさまでした。

（午後 2時18分）

○議会事務局長（島田昌徳） ご起立願います。

相互に礼。

お疲れさまでした。

令和4年第233回滑川町議会定例会

令和4年9月21日（水曜日）

議 事 日 程 （第2号）

開議の宣告

- 1 一般質問
- 2 認定第1号 令和3年度滑川町一般会計及び特別会計決算の認定について
- 3 認定第2号 令和3年度滑川町水道事業会計における剰余金処分及び決算の認定について
- 4 総括質疑

出席議員（14名）

1番	宮	島	一	夫	議員	2番	高	坂	清	二	議員
3番	松	本	幾	雄	議員	5番	上	野	葉	月	議員
6番	井	上	奈	保子	議員	7番	紫	藤		明	議員
8番	小	澤		実	議員	9番	北	堀	一	廣	議員
10番	上	野		廣	議員	11番	菅	間	孝	夫	議員
12番	内	田	敏	雄	議員	13番	吉	野	正	浩	議員
14番	阿	部	弘	明	議員	15番	瀬	上	邦	久	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町	長	吉	田	昇							
副町	長	柳	克	実							
教	育	長	馬	場	敏	男					
総務	政	策	課	長	小	柳	博	司			
税	務	課	長	篠	崎	仁	志				
会	計	管	理	者	兼	高	坂	克	美		
会	計	課	長								
町	民	保	険	課	長	岩	附	利	昭		
福	祉	課	長	木	村	晴	彦				
高	齡	介	護	課	長	篠	崎	美	幸		
健	康	づ	く	り	課	長	武	井	宏	見	
環	境	課	長	関	口	正	幸				
産	業	振	興	課	長	兼	服	部	進	也	
農	業	委	員	会	事	務	局	長			
建	設	課	長	稻	村	茂	之				
教	育	委	員	会	事	務	局	長	澄	川	淳
上	下	水	道	課	長	會	澤	孝	之		
代	表	監	査	委	員	新	井	佳	男		

本会議に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	島	田	昌	徳
書				記	田	島	百	華	

子 章 口 堀 音 録

○議会事務局長（島田昌徳） ご起立願います。

相互に礼。よろしく願います。

ご着席願います。

◎開議の宣告

○議長（瀬上邦久議員） 皆さん、おはようございます。議員各位には、第233回滑川町議会定例会第2日目にご参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（瀬上邦久議員） 日程第1、昨日に引き続きまして一般質問を行います。

一般質問は通告順に行います。

◇ 阿 部 弘 明 議 員

○議長（瀬上邦久議員） 通告順位4番、議席番号14番、阿部弘明議員、ご質問願います。

〔14番 阿部弘明議員登壇〕

○14番（阿部弘明議員） 14番、阿部弘明でございます。よろしくお願いいたします。

まず、通告書に基づいて質問させていただきます。物価高騰や新型コロナ急拡大に対して住民・農業、事業者の支援をとということで、畜産、酪農の飼料が20%から30%に高騰しています。また、燃料費の値上がりも続いています。このままでは、離農する農家、酪農家が増えてしまうのではないかと心配です。他の市町村では、支援策が広がっています。イチゴ栽培が盛んな吉見町では、原油価格高騰対策施設園芸農家支援事業補助金事業が行われ、8月31日までリッター20円が補助されました。滋賀県の近江八幡市では、鶏10羽500円、乳用雌牛など1頭1,000円の補助をすることとなり、大変喜ばれています。国は、地方創生臨時交付金が地域の実情に応じて幅広く活用できるとしています。農業を基幹産業とする滑川町での支援策をお願いします。

物価高騰が続いています。食料品や電気、ガスなどの値上がりは、低所得者ほど負担増になります。物価高騰から暮らしを守るための支援が必要です。水道代の引き続きの減免や電気代補助、給付事業など、支援策について検討をすべきです。

コロナ支援を受けた方の国保税が増額し、困っている方が多くなっています。国や町が支給する支援金が課税対象になるためです。しかし、国保税のコロナ減免の条件には、去年の支援金は収入に含めないとなっています。そのため、コロナ減免の対象にならないのです。町独自の地方創生

臨時交付金を使った特例減免を求めます。また、国保加入者のコロナ感染者への傷病手当金が支給され、適用期間が9月30日まで延長されました。さらなる延長が必要と考えます。

2番目は、インボイス制度導入の懸念と町の対応、考え方についてです。国税庁は、32万業者にインボイス発行事業者登録を促す文書を送り、登録申請するか、アンケートを申請書と送りつけています。しかし、7月末時点での登録は81万件で、対象の7%にとどまっています。それは、新たに発生する消費税の負担増、しかしこのままでは取引先との取引が継続できなくなるという不安、さらにプライバシーが侵害され、個人情報が入利企業に渡されるなどの不安があります。財務省は、インボイス登録について、取引先による一方的な要請は独占禁止法、優先的地位の濫用上、問題になるおそれがある。取引先に登録するかは検討中と伝え、よく話し合っしてほしいとしています。

消費税の本質的な課税基準は、課税売上額から課税仕入れ額を控除した金額であると規定されています。売上げから仕入れや経費を差し引いた付加価値に税金をかけるものであり、仕入れ税額控除ができなければならないものです。ところが、国税庁はインボイス（適格請求書）がなければ、仕入れ税額控除は認めないとしています。これでは、消費税制度の骨格を崩すことになります。財務省は、インボイス導入は複数税率の下で適正な課税を行うためとしてきましたが、具体的な不適正事例については示せませんでした。そもそも消費税が預り金であると理解するのは誤りです。これは、裁判でも判決で、消費税は物価の一部であり、預り金ではないとしているのです。

消費税の滞納は、他の税金と比べても断トツに多いことから、消費税を価格に転嫁できない業者がいかにか多いかということです。弱小の事業者がこのような消費税事業者になると、さらに滞納が増えてしまうのではないのでしょうか。

町内で影響を受ける事業者、農業者やフリーランスは何人ですか。

シルバー人材センターへの影響額について、町から商品やサービスを仕入れている事業者インボイスを発行しなければならなくなる、また町が契約している業者でインボイス制度に登録しなければならなくなる事業者が出てくるなどの対応についてお伺いします。

3点目が、教諭の多忙化と改善策についてです。2021年の県内の公立学校の調査では、時間外勤務が月45時間を超えたのは小学校で61.8%、中学校で69.3%、月80時間を超えたのは小学校12.5%、中学校25.7%など依然深刻です。その要因として挙げられているのが、デジタル化による新業務、非正規教職員の割合が増え、継続的な仕事を任せにくく、正規雇用に仕事が偏ると指摘されています。

その結果、公立小中学校の教員の6割強が、この2年ほどの間に辞めたいと思ったことがあるという回答をしています。教員のこのような労働環境では、子どもたちへの影響が心配されます。町の教職員の労働実態についてお伺いします。その改善策の検討について、あればお伺いします。

4番目が、保育士の処遇改善へ町の施策を。愛知県の社会福祉法人理事長が、保育情報誌に投稿しています。保育園の共通した悩みは、第一に保育士が確保できない。仕方なく派遣会社に依頼す

ると、紹介手数料は平均76万9,000円。離職率が高い。さらに1から3年での退職が多いため、職員を育てる時間も余裕もないことが挙げられています。中堅職員になっても、労働環境と家庭との両立が難しく悩んでいる。その原因の一つが、公定価格が低過ぎるという大本の問題があります。このような保育所の実態を踏まえると、町としての支援が必要だと考えます。

①、保育所の実態把握について。

②、民間保育園運営費補助がなくなった経過と同補助の復活、または新たな保育所支援策について考えは。

5番目が、戦争遺跡の保存について。町内には、戦時中に起こされた様々な記録や遺跡が今なお存在しています。これらを何らかの方法で保存し、後世に戦争遺跡として残すことを検討していただきたいと考えます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（瀬上邦久議員） 順次答弁を求めます。

質問事項1、物価高騰や新型コロナ急拡大に対して住民・農業、事業者の支援をのうち、農家への支援策についてを服部産業振興課長に、質問事項1、物価高騰や新型コロナ急拡大に対して住民・農業、事業者の支援をのうち、低所得者への給付支援策についてと質問事項4、保育士の処遇改善へ町の施策を木村福祉課長に、質問事項1、物価高騰や新型コロナ急拡大に対して住民・農業、事業者の支援をのうち、傷病手当金支給についてを岩附町民保険課長に、質問事項2、インボイス制度導入の懸念と町の対応、考え方のうち、町内で影響を受ける事業者、農業者やフリーランスについてを篠崎税務課長に、質問事項2、インボイス制度導入の懸念と町の対応、考え方のうち、シルバー人材センターへの影響額についてを篠崎高齢介護課長に、質問事項2、インボイス制度導入の懸念と町の対応、考え方のうち、町が契約している事業者についてと質問事項5、戦争遺跡の保存についてを小柳総務政策課長に、質問事項3、教諭の多忙化と改善策についてを澄川教育委員会事務局長に、それぞれ答弁を求めます。

初めに、服部産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、阿部議員さんの物価高騰や新型コロナ急拡大に対する支援のうち、農業者支援策についてをご答弁させていただきます。

農業者支援策については、6月定例議会の補正予算として、農業用廃プラスチック処理費の補助及び箱施用薬剤購入費の補助を計画してまいりました。さらに本議会の補正予算として計上させていただいております補正予算案が、このご質問にある農業者支援策に当たるため、内容について述べさせていただきます。燃料費、原料費、肥料費等の高騰があり、農業を続けていくのに高騰のありを受けている農家の皆さんへ、滑川町燃料費等高騰対策事業者支援金を交付することにより、農業を継続するための支援を考えております。

内容については、農業収入が年間100万円以上の方へ10万円、年間30万円以上の方へ5万円を給付するといった内容となっております。加えて、この滑川町燃料費等高騰対策事業者支援金は事業者支援であることから、運搬業者、小規模事業者、個人事業者の方々にもそれぞれ20万円、10万円、10万円を支援し、農業者と併せて支援を行っていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 次に、木村福祉課長に答弁願います。

〔福祉課長 木村晴彦登壇〕

○福祉課長（木村晴彦） 福祉課長、阿部議員のご質問に答弁させていただきます。

初めに、質問事項1、物価高騰や新型コロナ急拡大に対して住民・農業、事業者の支援をのうち、低所得者への給付支援策について答弁申し上げます。今回の定例会で補正予算をお願いしております住民税非課税世帯等応援給付金事業及び住民税非課税世帯等子育て応援給付金事業により、低所得者への給付支援を予定してございます。

まず、住民税非課税世帯等応援給付金事業につきましては、政府の原油価格・物価高騰等総合緊急対策により支援される、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業でございます。まず、支給対象者でございますが、既に支給が開始しております住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金と同様に、令和3年12月10日において住民基本台帳に記録されている方であって、令和3年度分と令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯、さらに令和4年1月以降の家計急変世帯となっております。支給額につきましては、1世帯当たり1万円といたします。支給対象世帯につきましては、これまでの給付状況から算出をいたしまして、約1,600世帯を予定してございます。

続きまして、住民税非課税世帯等子育て応援給付金事業につきましては、こちらも地方創生臨時交付金を活用した事業でございます。支給対象でございますが、既に支給が開始しております住民税非課税世帯等子育て応援給付金のうち、埼玉県が実施しております独り親世帯と市町村の実施しております独り親世帯以外の低所得の子育て世帯の両方を対象とした支給を予定してございます。支給額につきましては、対象児童1人につき3万円といたします。支給対象児童数につきましては、独り親世帯で約200人、低所得世帯で約100人、その他申請分で約50人を想定し、合計350名分の1,050万円を見込んでおります。

さらに、政府の物価・賃金・生活総合対策本部において、価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への負担が大きい住民税非課税世帯に対し、電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金が1世帯当たり5万円をプッシュ型で支給されることが決定いたしましたので、住民税非課税世帯に対し、手厚い支援が今後予定されているところでございます。

次に、質問事項4の保育士の処遇改善へ町の施策をにつきまして答弁申し上げます。初めに、①

の保育所の実態把握といたしまして、町内認可保育所へ保育士の確保等についてお聞きをいたしました。阿部議員ご指摘の愛知県の保育情報と同様に、保育士確保対策については、滑川町の認可保育所におきましても例外ではございません。町内認可保育所7園にお聞きいたしましたところ、保育士が確保できずに、人材紹介会社に依頼している保育所が1園ございました。人材紹介会社を利用すると、年収の約20から25%手数料としてかかり、保育所運営に影響を及ぼしているとのことでございます。そちらの園では、最近では新卒の保育士が集まらず、ここ一、二年は特に人材紹介会社を使わないと保育士が確保されずに苦勞しているとのことでございました。また、1年から3年以内に離職された保育士さんにつきましては3園から報告があり、多いところでは6名の保育士さんが離職されたとのことでございました。

このような中で、令和3年11月19日に閣議決定をいたしました、コロナ克服・新時代開拓のための経済対策を踏まえ、保育士等を対象に賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度、約月額9,000円引き上げるための措置を本年2月から実施しており、9月までの間は令和3年度補正予算の保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業により、賃金改善を行うために必要な費用の補助を実施しているところでございます。

続きまして、民間児童施設運営費等補助金交付要綱に基づく保育所運営改善事業補助金につきましては、民間保育所に入所した児童の処遇改善や運営改善を図るため、平成15年度から園児1人当たり月額1,500円、平成28年度から減額によりまして1,000円の補助金を交付してまいりました。令和3年度から補助金を削減した経緯について申し上げますと、当初予算編成に当たり、感染症の影響を多大に受け、町税を中心に大幅な歳入の減額が見込まれることから、事業実施に当たってはゼロベースで見直し、真に必要な事業のみの予算要求とし、歳出削減に向けて取り組むよう基本方針として示されている中で、ヒアリングを重ねながら、本補助事業につきましては予算計上を見送らせていただいたところでございます。令和4年度も同様でございます。今後につきましては、感染症の影響により打撃を受けた地域経済が、感染症の収束により活力を取り戻し、地方財源が安定的に確保できるようになった時点で、補助の再開を検討したいと考えているところでございます。

なお、新たな町独自の保育所支援策につきましては、現在国、県による保育対策総合支援事業補助金をはじめとした様々な補助事業により、保育所の運営を支援してございます。特にコロナ禍での保育所の運営における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の支援といたしまして、職員が感染対策の徹底を図りながら、事業を継続的に実施していくためにかかります必要な経費のほか、感染防止を図るために必要な衛生用品の購入経費についての補助、さらには保育士の業務負担軽減を図るため、保育の周辺業務や補助業務に係るICTを活用した業務システム導入費用の一部、さらには外国人の子どもとの保護者とのやり取りに係る通訳や翻訳のための機器購入に係る費用の一部を補助する、保育所等におけるICT化推進等事業費補助金の交付もさせていただいております。このような中で、町内保育所の運営に対する町単独での事業については、現在の

ところ予定してございません。町の財政状況等を勘案いただき、ご理解を願いたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 暫時休憩いたします。

休 憩 （午前10時23分）

再 開 （午前10時23分）

○議長（瀬上邦久議員） 再開します。

次に、岩附町民保険課長、答弁願います。

〔町民保険課長 岩附利昭登壇〕

○町民保険課長（岩附利昭） 町民保険課長、阿部議員の質問事項1、物価高騰や新型コロナ急拡大に対して住民・農業、事業者の支援をのうち、国保加入者の傷病手当金の支給期間の延長についてのご質問に答弁させていただきます。

初めに、健康保険制度における傷病手当金について説明をさせていただきます。傷病手当金は、協会けんぽ等の社会保険にのみ適用された制度でありましたが、国内での新型コロナウイルスの感染拡大を受け、感染等により仕事を休むことを余儀なくされ、給与等の支払いを受けられない方への手法の一つとして、新たに市町村国民健康保険にも創設された保険給付制度でございます。滑川町におきましても、令和2年5月に国民健康保険条例の一部を改正いたしまして、傷病手当金の給付を始めるとともに、適用期間は令和2年1月1日分からの療養について申請の受付を行っております。

ご質問にあったとおり、支給の適用期間は9月30日までとなっておりますが、今般12月31日までの延長手続を済ませていただきましたので、お知らせをいたします。被保険者数への周知につきましては、「広報なめがわ」10月号でお知らせをいたします。なお、当該期間の財政支援につきましても、国において今までどおり補助を行うと通知がありましたことを申し添えます。

以上、答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（瀬上邦久議員） 次に、篠崎税務課長、答弁願います。

〔税務課長 篠崎仁志登壇〕

○税務課長（篠崎仁志） 税務課長、阿部議員のご質問に答弁いたします。

インボイス制度導入の懸念と町の対応、考え方のうち、町内で影響を受ける事業者、農業者やフリーランスは何人かについてでございますが、課税売上高が1,000万円未満の事業者については、消費税の納入が免除されている、言わば免税事業者で、適格請求書を発行することができない方です。阿部議員の質問のとおり、インボイス制度導入で最も問題となるのが、この適格請求書を発行できない事業者からの仕入れは仕入れ税額控除ができないという点です。これにより会社などは、

材料の仕入先から経費の支払先まで、適格請求書を発行できる事業者を選定し直さなければならなくなります。適格請求書が発行できない免税事業者には、仕事が減少し、結果売上げの減少にもつながることが懸念されます。

ご質問の町内で影響を受ける方々ですが、事業収入1,000万円未満の事業者は485人、農業者は155人、フリーランスの方は252人でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 次に、篠崎高齢介護課長、答弁願います。

〔高齢介護課長 篠崎美幸登壇〕

○高齢介護課長（篠崎美幸） 高齢介護課長、阿部議員のご質問のうち、質問事項2、インボイス制度導入の懸念と町の対応、考え方のうち、2つ目のシルバー人材センターへの影響額について、答弁をさせていただきます。

シルバー人材センターにおけるインボイス制度導入問題は全国的な問題であり、そもそもインボイス制度をそのままシルバー人材センターへ適用することについて問われております。昨年6月議会定例会において話が出てから、町とシルバー人材センターとでは情報を共有し、国や近隣市町村の動向を確認しながら、町としてどのような施策が必要となるか、検討しているところでございます。インボイス制度導入後、新たにシルバー人材センターに多額の消費税納税負担が生じることは予想されますが、消費税額の計算方法が複雑ということで、具体的な額につきましては今の時点ではお示しできないのが現状でございますこと、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

国は、シルバー人材センターに限って税制上の特例を設けることは、公平性の観点から問題があると述べております。今後シルバー人材センターが運営上、財政困難とならないよう、また会員のやる気、生きがいをそぎ、退会者の増加、ひいてはシルバー人材センター事業の衰退を引き起こすことのないよう、町としましても高齢者の雇用促進のため、シルバーと共に一緒に考えていきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 次に、小柳総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、阿部議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

初めに、インボイス制度導入の懸念と町の対応、考え方のうち、町が契約している事業者に関してお答えをさせていただきます。インボイス制度の導入に関しましては、好むと好まざるとにかかわらず、滑川町役場においても必要な対応が迫られている状況でございます。現在町では、関係する課局による調整会議をこれまで2回開催し、それぞれの役割分担について、去る8月17日開催の会議で決定、現在はそれぞれ対応を当たっているところでございます。

業務の振り分けにつきましては、比企郡市の他の町村を参考に、総務政策課内でご提案させていただきましたが、大きく3点ございます。1点目といたしましては、ご質問にございます事業者登

録でございますが、一般事業におきましては総務政策課で、上下水道事業につきましては上下水道課で登録申請の事務を行います。

2点目といたしましては、インボイス制度の周知に関してでございますが、事業者への制度周知につきましては産業振興課で、町民に対する周知については税務課で、また庁舎内の各課局への周知につきましては会計課で担当いたします。

3点目は、インボイス制度に対応した既存システムの改修作業でございますが、一般事業につきましては総務政策課で、上下水道事業につきましては上下水道課で対応するというようにいたしました。

総務省からは、インボイス制度に関する自治体の対応状況について、対応を急ぐよう通知が発出されております。滑川町においても、遅延なく制度に対応できますよう、各担当間で情報を共有しながら事務手続を進めておりますので、ご理解をいただきたくお願い申し上げます。

次に、ご質問の5、戦争遺跡の保存について答弁をさせていただきます。滑川町では、例年8月に戦争の記憶を次世代に継承する目的で、平和啓発事業を実施しております。平和啓発パネル展につきましては毎年、平和啓発のための講演会とピースバスツアーにつきましては隔年ごとに交代で実施してまいりました。このうち講演会とピースバスツアーに関しては、令和元年を最後に、計画した事業につきましては新型コロナウイルス感染症により中止を余儀なくされております。本年も8月17日に予定しておりましたピースバスツアーが、感染の拡大の影響を受け参加者が集まらず、中止としたところでございます。

滑川町においての戦争遺跡の保存に関しましては、昨年9月の定例議会において、阿部議員さんからご提案をいただきましたバーチャルミュージアム、言い換えれば、デジタルアーカイブを後世に残す戦争遺産として取り組んでまいりたいと考えております。今後は、関係する各課局、また町民の皆様との協議が必要となりますが、町の責務として、次世代に継承したいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 最後に、澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、阿部議員のご質問に答弁をさせていただきます。

教諭の多忙化と改善策について、教職員の労働実態について並びに改善策の検討について、質問2点ございますが、関連がございますので、併せて答弁をさせていただきます。阿部議員のご質問にもあるとおり、県が行った調査によると、小中学校の教職員における時間外勤務の実態は依然深刻な状況にあります。教職員の多忙化解消、負担軽減、将来の新たな人材確保という点からも、教職員の働き方改革は急務であると言えます。国が令和2年1月に定めた指針によると、1か月の時

間外在校等時間、いわゆる時間外勤務の上限を45時間、1年間の上限を360時間以内といたしました。これを受けて、県でも学校における働き方改革基本指針を策定し、同様の目標を立てています。

本町においては、令和2年4月に定めた滑川町立学校における働き方改革基本方針において、年度ごとに状況と実態を踏まえた重点目標を策定し、取組を進めています。具体的な取組として、大きく4点について答弁をさせていただきます。1点目は、阿部議員のご質問にもございますとおり、教職員の労働実態の正確な把握です。先ほどお話しした町で策定した基本方針における重点目標として、①、1か月の時間外在校等時間の60時間超え教職員の割合の減少、②、年休取得日数10日以上の割合を増加、③、高ストレスの教職員の割合の減少、この3点を掲げ、時間外勤務時間については勤怠システムを平成30年度から導入し勤怠管理を、そして健康リスクを把握するためのストレスチェックを令和2年度に導入し、実態把握に努めています。

この3つの指標について、まず、①についてですが、県の調査が6月に実施をされ、時間外勤務時間は45時間超えを基準としていますので、町教職員についても同年同月の45時間超えの数値を見ますと、令和2年と3年度の比較なのですが、令和2年6月については小学校の教職員が72.6%、中学校の教職員が86.1%、これが令和3年度6月には、小学校81.9%、9.3%の増です。中学校では73.7%、これは12.4%の減となっています。

なお、令和3年度の年間を通しての1か月平均時間外勤務の時間については、各校とも45時間を下回っているのが現状です。

続いて、②年休取得日数の10日以上の割合ですが、令和3年度は小学校54.8%、中学校では43.2%の職員が10日以上の取得をしております。

③の高ストレス職員の割合です。令和3年度については、2%となっております。人数としては、2人ということでございます。

次に、2点目として、業務内容そのものの削減です。業務内容には、授業、行事、学年学級経営、成績処理と様々ございます。その中で、授業については、小学校において英語や理科を専科とするなど、授業時数の減を図っています。成績処理や書類作成では、平成25年度から進めていた統合型校務支援システムの導入により、出欠席管理、成績通知表の作成、要録調査票の作成、健康観察の記録、日報や週報の作成を電子化することで、公務の効率化、簡素化を図っています。また、部活動についても、土、日のいずれか、もしくは平日に必ず休養日を設けるなどの取組も行っています。このように、様々な面から業務内容の削減に努めています。

3点目は、正規教職員以外の人員の配置です。先ほどの業務の削減とも関わってきますが、学習支援室への学習指導員の配置や、印刷や資料整理のためのスクールサポートスタッフ、支援を要する子どものための生活学習指導支援員、給食配膳業務支援の給食配膳員といった教職員以外の人員を配置することで、業務の分担を図り、業務内容の削減につなげています。また、教育ICTの進行に伴い、ICT支援員の配置や、人員ではありませんが、ヘルプデスクを導入し、教職員の支

援を行っています。

4点目は、教職員の意識改革です。時間外勤務手当のない教職員にとって、時間を考慮しての働き方を意識してきたことは少ない状況です。そのため、タイムマネジメント習慣、これは時間外勤務を1日当たり2時間以内とする習慣です。こちらを実施したり、月1回のふれあいデー、いわゆるノー残業デーです、を設けたりして、また計画年休の取得を行い、各校でそれぞれ推進をしています。

これらの取組の成果ですが、教職員各自が時間を意識した働き方をしているため、1か月の時間外勤務時間は縮減しております。また、負担感を確認するためのストレスチェックについても、高ストレス者の減少といった結果が見られ、これまでの施策の効果が現れているものと考えています。さらに、心的ストレスによる病休等もここ数年発生しておらず、町内の各校の様子を見ますと、教職員同士で良好なコミュニケーションが図られています。管理職のリーダーシップの下、風通しのよい職場づくりができているため、孤立した教職員がいたり、相談しにくいといった環境があったりと、そういったことはないように見受けられます。

教職員本来の業務である授業に支障が出ては困ります。しかし、県の教職員アンケートでは、約7割の教職員が授業準備の時間が不足していると回答しています。これは喫緊の課題です。本町においても、同様な状況が見受けられます。さきに挙げた働き方改革を継続するとともに、さらに推し進めることで、授業準備の時間を増やし、教育活動を充実させていく必要があります。

本町の教育の質の向上、町の子どもの育成のためにも、学校における働き方改革は重要な課題の一つとして捉え、町民の理解と協力を得ながら、町の子は町で育てるという学びの仕組みを構築し、未来に羽ばたく町の子どもたちのために尽力していきたいと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、再質問願います。

○14番（阿部弘明議員） ありがとうございます。様々なコロナ対策、また物価高対策については補正の中で準備されているということで、ありがたく思います。ありがとうございました。

再質問の最初なのですが、ちょっと福祉課長さんのよく聞こえなかった部分はあるのですが、保育士の町の補助については今なくなっているのだけれども、何か再開するという、ちょっと聞こえたのですが、どんなふう到现在考えていますか。もう一度ちょっとすみません。

○議長（瀬上邦久議員） 木村福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 木村晴彦登壇〕

○福祉課長（木村晴彦） 福祉課長、阿部議員の再質問に答弁させていただきます。

令和3年度以降、補助の交付を行っておりません。その理由につきましては、先ほど申したとおり、当初予算の編成方針に基づいて削減をさせていただいたところでございますが、再開については、現在特に感染症の影響によって打撃を受けた地域経済について、感染者の収束によって活力を

取り戻して、地方財政が安定的に確保できるようになった時点で、補助の再開を検討したいということでお答えをさせていただいたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、再質問願います。

○14番（阿部弘明議員） ちょっとなぜかというのはよく分からないのですが、早急に再開をしていただきたいのと、来年度予算には計上されるようお願いしたいなというふうに思います。

あと、インボイスの問題で、先ほど総務政策課長さんのほうが全庁的に検討するというような話だったのですが、具体的に町がインボイスを登録しなければいけないことになるというふうに思うのですが、こういった仕事をした場合に登録しなければいけないのか、少し端的に言うとなんか仕事なのか、教えてください。

○議長（瀬上邦久議員） 小柳総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、阿部議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

具体的な仕事の内容につきましては、個々担当のほうで今確認を取っている状況でございます。したがって、この場ではちょっとお答えはできないわけなのですが、先ほど申し上げましたように、町としてもどうしてもやはり対応を取らざるを得ない、スケジュール的なものがもう提示もされておりますので、これに遅延なく取り組むために現在点検を進めている状況でございます。その点ご理解いただければと存じますので、お願いをいたします。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、再質問願います。

○14番（阿部弘明議員） あと、戦争遺跡の問題についてなのですが、先日私たち平和のための戦争展を準備している中で、町の中の遺跡の調査を行いました。一番有名という、福田にある湯谷の洞窟というか、いわゆる地下の軍需工場があったのではないかと、あったわけですが、その問題、そこも調査をしました。

あと、水房や羽尾、あと土塩などにも様々な洞窟であったり、掩体ごう、飛行機を隠す、そういったところの跡が残っているのです。こういったことについて、町の歴史の中でまだ正確な記録として残されていないのです。滑川村史の中にも出てこないのです。唯一「広報なめがわ」が平成5年の8月号でこれを取り上げて特集しているのですが、そのくらいなのです。この「広報なめがわ」が参考にしたのが、旧滑川高校郷土部が昭和56年、57年、58年度ということで、比企地方の地下軍需施設という特集をやっているのです。ここの高校生が、本当にこの地下ごうをどのように造られたのか、誰がどういうふうに行ったのかというようなことを詳しく、当時の知っている方を聞き取りも含めてやっているのです。非常に貴重な資料だというふうに思いますが、町としてこのことに、要するに遺跡として検討していくと、後世に残していくというようなことをぜひ考えていただきたいなというふうに思うのです。

今戦争が風化しているというようなことを言われていまして、要するに今あるものを遺跡として残す、そういったことを検討していただけないかというふうに思うのです。これは教育委員会にもお願いしたいな、要するに町の遺跡として保存したり、残していくというようなことをやっていただきたいなというふうに思うのですが、その辺についてどうでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 小柳総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、阿部議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

初めに、町の歴史の関係でございますけれども、阿部議員おっしゃいました滑川高校の調査資料につきましても、私が町立図書館に勤務したときに滑川高校にお願いをして、資料のほうは全て図書館のほうで所蔵ということで、今も多分保管されているというふうに感じております。したがって、こういった資料のデジタル化というのも進めていきたいなという一つの考えがございます。

ご質問いただきました遺跡そのものを現状のまま残していくという部分でございますけれども、これにつきましてはやはり教育委員会、また地権者等のご理解も必要でございますので、この場での明確なお話ということはなかなか厳しいかと思えます。しかしながら、先ほど言ったように、仮に現地のほうの遺跡が残らない状態であったとしても、今現在あるものについてはデジタル化した中でしっかり記録に残していくという作業を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、今後関係する各課局、また地権者とも協議を進めながら、一番いい保存の方法というものを探していきたいというふうに考えております。ご理解いただきますようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員。

○14番（阿部弘明議員） 教育委員会、戦争遺跡という考え方、今後いろんなところで残そうということで検討しているようなのですが、その辺の考え方についてはお聞きしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 教育委員会事務局長、答弁願います。

時間がないので、手短にお願いします。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、阿部議員のご質問に答弁したいと思います。

阿部さんおっしゃるように、戦争遺跡、文化財としてではなく、戦争遺跡としての位置づけになるかと思えます。それについてどういうふうに保存すべきか、また先ほど小柳課長がおっしゃったように、地権者とも協議をする中で、町としてどういった形で保存するのがいいのかというのを検討しながら、教育委員会としても協力していきたいというふうに思っています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員。

○14番（阿部弘明議員） ありがとうございます。これで質問を終わります。

○議長（瀬上邦久議員） 以上で阿部弘明議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は11時5分とします。11時5分です。よろしくお願いします。

休 憩 （午前10時52分）

再 開 （午前11時05分）

○議長（瀬上邦久議員） 再開します。

◇ 上 野 葉 月 議 員

○議長（瀬上邦久議員） 引き続き一般質問を行います。

通告順位5番、議席番号5番、上野葉月議員、ご質問願います。

〔5番 上野葉月議員登壇〕

○5番（上野葉月議員） 上野葉月です。質問いたします。よろしくお願いします。

まず、1番です。宮前小学校の遠距離通学について。遠距離通学の解消には4つの案があると考えています。まず、1、森林公園駅南側の小学校用地として取得した土地に小学校を新設する。2、東松山市立青島小学校及び唐子小学校への区域外通学の再実現。3、通学バスの運行。4、電車通学、町内学区の柔軟化による学校選択制を実施した上での電車通学です。1、2の案は、長期的な解決策として検討すべき方法とし、今現在遠距離通学を余儀なくされている子どもと家庭のための解決策として、3、4を実現すべきと考えます。

宮前小学校では、今年4月も猛暑を理由に保護者によるお迎え通学の方法が急に連絡され、1学期終了まで保護者お迎えが続きました。これは、6月28日に紙で連絡が来て、6月29日から終業式まで続いたものです。これに対応するには、かなりの負担が生じる家庭もあり、宮前小学校の学童利用の増加は、このような方法の実行と無関係ではありません。コスト重視による遠距離通学の放置は、結局は学童利用の増加というコスト増につながってきているのが現状です。保護者の送迎を前提としない通学を実現することは行政の責務であり、コストを理由に無作為を通せることではありません。子どもと保護者にかけている負担を認識し、その責任が町政にあると認識した上での答弁を望みます。

2、総合体育館の開放。町で唯一の総合体育館が、新型コロナウイルス感染症のためのワクチン接種会場として使用され、運動や交流等のために使用できなくなって1年以上たちます。もう臨時とは言えない期間です。町民の体力づくりに、また交流の場として、使用頻度の高い施設が本来の目的のために使えない状態は解消すべきです。総合体育館のワクチン集団接種会場としての使用を今後やめて、体育館としての通常使用に戻す時期の見通しを伺います。また、臨時使用の期限を伺

います。

3、防災無線の目的。防災無線で新型コロナウイルス感染症の発生から2年半を越した現在でも、新型コロナウイルス感染症への注意喚起を放送しています。緊急性が継続しているのか、疑問です。そこで伺います。

1、防災無線で流す内容の取決めを伺います。

2、どのような状態になったら新型コロナウイルス感染症への注意喚起の放送を停止するのか、判断基準を伺います。

3、現在放送している新型コロナウイルス感染症への注意喚起は、誰に対してどのような効果を期待して行っているのか、伺います。

4、2021年から2022年の自殺者数が増加しています。コロナ鬱やコロナ禍による経済苦との関連性はあると考えるべきです。このような人たちが自宅にいて放送を聞くことは、心理的な負担となります。そのような影響への認識をされているか、また配慮すべきと考えているかを伺います。

4、役場庁舎内でのマスク着用とアクリル板設置について伺います。新型コロナウイルス感染症COVID-19の発生以来、役場庁舎内ではマスクの着用が求められています。2020年の発生当時に比べこの感染症についてのデータも蓄積され、健康な人の致死率が特段に高い感染症ではないことも、死亡者数の統計により判明しています。また、多くの方が陽性者を経験する中で、生死に関わるほどの感染症ではないことを体感していると思います。

1、役場庁舎内では、今もマスクの着用を求めています。この根拠を伺います。あわせて、法的根拠の有無も伺います。

2、マスクを着用したくない人の意思が尊重されるかを伺います。

3、役場庁舎内カウンターではアクリル板を設置していますが、これは何のために設置しているかを伺います。

4、どのような状況になったらマスク着用をお願いをやめるのか、伺います。

5、どのような状況になったらアクリル板の使用をやめるのか、伺います。

また、上記をお答えいただくに当たり、対策の一貫性や整合性を考えた上での回答をお願いします。

質問は以上です。

○議長（瀬上邦久議員） 順次答弁願います。

質問事項1、宮前小学校の遠距離通学についてを澄川教育委員会事務局長に、質問事項2、総合体育館の開放と質問事項3、防災無線の目的はのうち、②、新型コロナウイルス感染症への注意喚起の放送停止判断基準についてと③、新型コロナウイルス感染症への注意喚起は誰に対してどのような効果を期待しているのかと④のコロナ鬱、経済苦の方の注意喚起放送の心理的負担と影響認識についてを武井健康づくり課長に、質問事項3、防災無線の目的はのうち、①、防災無線で流す内

容の取決めについてと質問事項4、役場庁舎内でのマスク着用とアクリル板設置についてを小柳総務政策課長に、それぞれ答弁願います。

初めに、澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、上野議員のご質問に答弁をさせていただきます。

遠距離通学については、文部科学省において公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引及び義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令により、学校施設整備に関連づけてその考え方が示されており、小学校ではおおむね4キロ以内、中学校ではおおむね6キロ以内としています。この通学距離を上限とすることについて、文部科学省では児童生徒の心身に与える影響という観点からは、その負担が明らかに大きいというデータはないとしていますが、通学の安全確保などの観点からは、距離の規準だけでは実態に合わない面があり、子どもの発達段階、通学の安全確保、交通手段等を総合的に勘案して、各地域の事情を踏まえて市町村に適切な在り方を検討すべきとされており、このことを基準に本町としても通学について考えてきています。

保護者等からのご意見が出された際には、通学検討委員会に諮り協議をする中で判断をしており、通学距離だけではなく、交通事情、道路整備状況、防災、防犯の面、地理的な事情や降雪等の気候など、様々な観点から考慮する必要があることから、年々児童数や通学距離が変化している中、通学ということについては今後も検討していかなければならない事項であると認識をしています。

上野議員より、宮前小学校の遠距離通学の解消についてご提案いただきましたが、先ほどお話しした考えからも、この課題については今後も検討していく必要があると考えています。また、今年度猛暑を理由に宮前小学校が取った下校時の対応についても様々なご意見をいただいていることから、暑さ対策を実施する場合は学校の実情からその主体性を尊重しながらも、方法について検討を要すると認識をしています。

それでは、今回上野議員よりご提案いただいた4案について、それぞれ答弁をさせていただきます。1案、2案については、長期的な解決策として検討すべきとされておりますが、1案の小学校の新設につきましては、区画整理事業等により学区内の児童数が増加し、宮前小学校を分離新設する必要が生じた場合以外は新設する考えはありませんという答弁を以前させていただいております。この考えについて、現在のところも変更はございません。

2案については、東松山市とこの件について現在何も協議を行っておりませんので、答弁できる内容がございませんが、検討事項の一つとしておきたいと思っております。

3案につきましては、以前に何度か答弁をさせていただいております。スクールバス導入については、冒頭にお話しした国の考えに基づき、メリット、デメリットを十分に考慮し、多くの課題の解消について一つ一つ丁寧に検討する中で、実現性を考えることとなります。ここまで過去に何度

か、検討委員会を立ち上げるなどして協議、検討してまいりましたが、導入するという結論には至っていない状況です。しかし、学区内における住環境や交通事情、道路の整備状況など、町の状況も刻々と変化をしています。通学については、さきにお話しした様々な観点から、このような変化を改めて考慮する必要があることから、今後も導入の必要性、可能性などを検討していく必要があると考えています。

4案については、大きく2つの課題があると考えています。1つは、電車での通学の在り方です。スクールバスの場合と同様に対象区域、児童の基準や乗車児童の確認、通学班の編成、保護者負担など、メリット、デメリット、課題を整理し、検討しなければなりません。もう一つは、宮前小学校区の児童を月の輪小学校区へのご提案かと推察いたしますので、通学区の見直しをするか、上野議員のおっしゃるとおり、通学区域制度の弾力的運用をするかのいずれかになります。保護者の意向を酌み取る機会の一つである就学校の指定変更や区域外就学ではありますが、このことによる児童数の変化により学級数に変更が生じます。教職員の人数や配置、教室数の決定など、人的、物的の違いにより、対応すべき事項や内容が大きく異なるため、実施する場合の計画や対応については慎重に検討、協議する必要があると考えています。

3案、4案について、いずれにしても町や通学を取り巻く環境変化への対応や保護者の意向を酌み取る大切な機会でもあると考えています。町長部局や関係者等と協議を行い、メリット、デメリットを明確にし、課題を洗い出す中で対応する方策を見出し、通学における学校、家庭、地域、行政の役割分担の在り方なども勘案しながら、必要性、実現性を十分に考慮した上で総合的に判断していきたいと考えています。子どもたちが安全で安心して学校に通い、充実した学校生活、学校運営が可能となるよう、また町全体を視野に入れた平等、公平の観点を保ちながら各方面での意見を伺い、慎重に検証を進め取り組んでいきたいと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 次に、武井健康づくり課長、答弁願います。

〔健康づくり課長 武井宏見登壇〕

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長、上野葉月議員のご質問のうち、大きな2番、総合体育館の開放、また大きな3番、防災無線の目的はのうち、②、放送停止の判断基準、③、現在放送している注意喚起は誰に対してどのような効果を期待して行っているか、④、コロナ鬱などへの配慮について答弁させていただきます。

総合体育館でのコロナワクチンの集団接種は、1、2回目接種が令和3年6月から11月の6か月間、3回目、4回目は連続しまして、本年令和4年3月から8月までの6か月間の2期にわたって開催しました。議員のおっしゃるとおり、通算約1年間、ワクチン接種会場として使用させていただきました。9月10日現在の集計ですが、これまで1、2回目から4回目までの医療機関を含めたワクチン総接種回数は、約4万7,800回、そのうち総合体育館での接種は1万5,000回を実施しまし

た。全体の3割が総合体育館での接種だったこととなります。

この2回にわたるワクチン接種の期間中、スポーツ団体の皆さんや個人でのご利用をご希望されていた方には、小中学校の体育館をご利用いただいたり、コロナ禍でもあり、活動を縮小、自粛していただいていると伺っております。大変ご迷惑をおかけしました。なお、今月9月5日より通常どおりの使用を再開しています。

また、新聞報道等でご存じかと思いますが、オミクロン株対応ワクチン接種、これまでと同様、予防接種法上での臨時接種となりますが、これが一部の自治体では昨日9月20日から始まっており、当町ではワクチンの供給に合わせまして、10月中旬から医療機関で、また11月から集団接種会場での接種を想定し、準備を進めています。この計画につきましては、明日の全員協議会で説明させていただきます。

今回の接種対象となる方は、1、2回目の接種を済ませた方全員となっており、当町では住民の方のうち約1万5,500人が対象になることとなります。3回目の接種率の約80%などを参考にいたしましても、最低1万2,500人程度の接種規模を準備する必要があると考えております。今まで同様、医療機関と協力してワクチン接種を行う予定ではありますが、10月から各医療機関では、季節性インフルエンザワクチンの予防接種も始まることもあり、コロナワクチン接種の対応は縮小したい、または中止したいといったお話も医療機関から伺っております。このため集団接種会場を利用する方は、今までの接種よりも比重が高まることが予想されております。町内でも一番大きい施設である総合体育館でなければ、集団接種の開催は難しいかと考えております。集団接種の期間は11月から開始、期間につきましてはワクチン配布の状況や接種の進捗状況等によるため予測が難しいですが、年度内、できれば2月末までには終了したいと考え準備を進め、総合体育館の使用については教育委員会とも既に協議をしております。

ワクチン接種は、新型コロナウイルス感染症から町民の皆様の安全、安心を守るための最優先事項であり、また個人向けの経済支援対策事業などでもワクチン接種などを前提としているものなどもありますので、ワクチン接種の機会を提供することは町の責務と考えております。総合体育館のご利用をご希望の方には、大変ご迷惑をおかけいたしますが、引き続きご理解とご協力をいただければと思います。なお、終了は2月末予定と申し上げましたが、早めに終了した場合は終了し次第、体育施設として町民の皆様にご利用いただけるようお知らせしたいと考えております。

次に、防災無線の目的はになります。まず、どのような状態になったら新型コロナウイルス感染症への注意喚起の放送を停止するのかの判断基準ですが、新型コロナウイルス感染予防の放送内容は、健康づくり課が総務政策課に依頼しているという形になっております。新型コロナウイルス感染拡大と縮小は、2年前の感染拡大から始まってから不定期に増減を繰り返しており、現在は第7派の感染拡大が徐々に減少している状況ですが、また繰り返すのか、いつまで続くのかは不透明な状況です。感染状況が継続中である以上、放送による感染予防の注意喚起は続けさせていただこう

と考えております。なお、放送停止に関しては、今後の感染状況を見ながら判断させていただこうと考えておりますので、基準等については今後検討させていただこうと思います。

次に、③、誰に対してどのような効果を期待しているかというところですが、新型コロナウイルス感染症につきましては、感染時の発症や重症化の軽重は個人ごとに異なりますが、誰でも感染、また感染時に他人にうつす可能性があります。感染予防の注意喚起は、感染拡大防止に少しでもつながらよう、住民一人一人の方が感染予防に注意していただきたいと考えておりますので、この防災無線だけでなく、町ホームページや広報、回覧などを使って、全ての住民の方に向けて呼びかけていきます。

次に、④、自殺者への配慮です。コロナ鬱やコロナ禍は、新型コロナウイルス感染拡大による社会的な環境によってもたらされ、また影響がもたらされたものです。新型コロナウイルス感染症の感染予防、感染拡大の防止、さらには感染状況の収束化が望まれています。今までこの新型コロナ感染予防の防災無線の呼びかけに対しましては、「内容が長過ぎてよく分からない」、「毎日の放送では慣れてしまって耳に残らずに、逆に注意喚起の意味がなくなってしまうではないか」といったご意見をいただき、放送内容を簡略化し、水曜日と日曜日の週2回の放送にした経緯があります。

なお、防災無線による感染予防の呼びかけが心理的に負担になるといったことで、町にご意見やご相談をいただいたことは今までございませんでしたので、今後このようなご相談がありましたら放送内容を検討させていただいたり、また相談者に対しては積極的に関わり、関係部署または専門機関をご紹介しますなど、ケアに当たりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 最後に、小柳総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、上野議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

初めに、ご質問の3、防災無線の目的のうち、①の防災無線で流す内容の取決めについてお答えをさせていただきます。滑川町における防災無線の放送に関する取決めに関しましては、無線局の運用を円滑に行うため、滑川町防災行政無線局運用細則により実施をしております。この細則の中には、通信事項の規定を2点設けております。1点目は、地震、台風等に関する予報や警報の伝達など、防災行政に関する事項。2点目といたしましては、地方自治法第2条第3項に定める事項とされており、これに関しては地方公共団体で行う事務については、地域住民にとって必要な事項を指すというものでございます。

また、この細則では、通信の手順についても規定しております。所管する事務で住民に周知が必要とするものについては、依頼書を管理責任者であります総務政策課長に提出しなければならないと定め、管理責任者は提出されました依頼書の内容を検討し、通信の可否を決定するとしております。したがって、現在全ての防災行政無線はこの手順により運用を行っております。また、警

察署、あるいは埼玉県からも度々の放送依頼がございますが、こちらにつきましても放送の可否については同様な取扱いを行っております。滑川町といたしましては、今後も防災行政無線の運用には適正な運用に努めるとともに、町民の皆様にとって必要な情報をお届けしたいと考えております。

続いて、ご質問の4、役場庁舎内でのマスク着用とアクリル板設置について、答弁をさせていただきます。新型コロナウイルス感染症が中国で確認されました2019年12月以降、世界の各国はウイルスの感染拡大防止に取り組んでまいりました。日本においても感染の拡大と収束を繰り返す中、前例のない緊急事態宣言、あるいはまん延防止等重点措置の発出による国民の行動制限やワクチンの接種を行いながら、全ての国民が今日までの間、この感染症に耐え闘っている状況と考えております。

令和4年9月18日現在の国内、埼玉県、滑川町の感染状況を見ますと、国内の感染者数は延べで2,071万人、死亡者数は4万3,700人余り、埼玉県内では感染者数は延べ115万6,000人、死亡者数は2,328人と記されております。この死亡者のうち、新型コロナウイルスを死因とする人につきましては、県の報告では1,886人となっております。また、滑川町においては、9月20日現在、感染者の延べ数は2,892人、死亡者のデータについては公表をされておりませんが、本年1月から実施しております新型コロナウイルスの在宅療養者の支援に関して、お一人お一人支援の内容を確認していく中では、療養者の方から家人がコロナで亡くなったとお聞きすることもございます。滑川町といたしましては、少しの感染リスクであれ、来町される町民皆様の安全、安心のための対策を引き続き講じてまいる所存でございます。その上で、ご質問をいただきましたご質問にそれぞれ答弁をさせていただきます。

初めに、ご質問の①及び③については関連しておりますので、一括でお答えさせていただきます。マスクの着用、アクリル板の設置に関しては、先ほど申し述べさせていただきましたとおり、感染予防を目的とした安全対策でございます。滑川町役場は、どなたでもご来庁できる公の施設でございます。役場に訪れる町民の方が、安全、安心に所用を済ませられることは何よりも大切なことで、施設管理者といたしましては安全配慮の義務を負わなければなりません。国立感染症研究所によれば、新型コロナウイルスの感染経路は主に3つと言われております。1点目が、ウイルスを含んだ空気中に浮遊するエアロゾルを吸い込むことによるもの。2点目が、ウイルスを含む飛沫が口、鼻、目などに付着することによるもの。3点目が、ウイルスが付着したものを触ったりすることによるもの。この3点を提示しております。町といたしましては、マスクの着用、アクリル板の設置により、これらの感染経路から町民の感染不安を軽減することができると考えておりますので、マスクの着用、アクリル板の設置に関しては、引き続きご理解いただきますようお願い申し上げます。

また、法的な根拠についてでございますが、こちらについてはございません。こちらは、新型インフルエンザ等対策特別措置法を根拠に設置をされております政府の分科会、基本的対処方針分科会において示された内容を根拠に実施しております。

続きまして、ご質問の②に関してお答えをさせていただきます。基本的な考え方を先に述べさせていただきますが、社会通念上許される範囲内であれば、個人の意見、考え方、これらについては当然尊重されるべきであると考えております。ご承知のとおり、マスクの着用に関しては従来より様々な考えがあり、お一人お一人マスクの着用についての考え方が異なります。新型コロナウイルスの感染拡大を防止するためにマスクを着用することは、厚生労働省や基本的対処方針分科会などから要請されていることであり、こうした対策を講じることにより社会活動の円滑な活動につながるものと認識しております。

一方で、ご自身の身体的、精神的な理由からマスクの着用が困難な方もおられます。また話す、聞く、相手の表情を見る、読み取るなど、日常のコミュニケーション上支障が生じることもございます。しかしながら、マスクの着用に関して、誰のために、何のためにと改めて考えてみますと、ご自身の身を守ることはもちろん、家族を含めましたお相手への思いやりを見ることができます。滑川町といたしましては、国、県がマスクの着用を推奨する中では、先ほど申し上げました身体的、精神的に着用が困難である方を除き、引き続きマスクの着用をお願いしてまいる所存でございます。

続きまして、ご質問の④、⑤に関しましては関連もございませんので、一括して答弁をさせていただきます。マスクの着用、アクリル板の設置について、いずれの施策も撤廃となる時期については、国または県からの通知や助言が発出された段階になると考えます。少なくとも町単独で根拠なく撤廃することはございませんので、改めて申し述べさせていただきます。

新型コロナウイルスに関しては、今後感染法上の分類についての議論が進められると思います。また、こうした経過を経る中で、コロナとの共存への道が開けるものと推察しております。町としましては、今後も注意深く経過を見守ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたくお願い申し上げます。

以上、答弁をさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員、再質問願います。

○5番（上野葉月議員） まず、宮前小学校の遠距離通学の件について、再質問いたします。

特に今年4月、6月29日から終業式まで行われた宮前小学校でのお迎えの要請、これはやってはいけないことだったと思います。これは、対応できないご家庭というのも当然発生したはずで、その方たちが恐らくかなり無理をして、このお迎えを続けていたのではないかなと思います。場合によっては、仕事を辞めなければいけない。あるいは、このようなことが2年前にもあったのですけれども、ある可能性の下では、パートなど簡単な工場バイトなど、簡単なすぐに休める仕事のみが選択できて、本格的な自分のキャリアを使った本格な仕事復帰というのを諦めざるを得ないという状況も、人によっては生じているということ想像すべきだと思います。なので、行政的にコストを出さずに遠距離通学を放置していても、家庭の逸失利益、経済的に本来であれば通学が安定していれば得られたであろう利益を、家庭が得られていないという状況に陥っているという、そういう

ところも考えるべきだと思います。

そういうところを全く無視して、言えば迎えに来てくれるからやってもいいのではないかなぐらいの感覚で始めてしまったのではないかなと思うのです。6月29日から始まって、通知が6月28日にお手紙だけで来ているという、これはやり方としてあまりにも保護者をないがしろにしているのではないかなと思います。2年前にもこれあって、もう一度やるというのは避けてほしいところだったのですけれども、このやり方、来年も猛暑が来たときもう一度というのは本当にやめてほしいのですけれども、これについてこのようなやり方をしないという選択を再発防止、それからすべきではなかったと私は思うのですけれども、これについてどのように評価されていますか。

○議長（瀬上邦久議員） 澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、上野議員の再質問に答弁させていただきたいと思います。

先ほどの答弁の中でもお話ししましたとおり、今年度宮前小学校が取った下校時の対応については様々なご意見をいただいています。上野議員がおっしゃるように、対応できなかった保護者の方もいらっしゃるという話も聞いています。通知のほうも6月28日に発出して、29日からの対応ということ、確かに保護者の方の準備期間も短かったのかなというふうな印象がございます。ただ、対応できなかった場合の対応については、それぞれ個別で学校のほうが対応させていただき、お子さんを学校に留め置いたりですとか、職員が引率をしたり、また途中までは保護者の方が迎えに来ていただいたりとかといった個別の対応していただいたというふうに聞いています。結果的には、事故もなく無事に下校ができたということで、あくまでも結果的ですが、よかったかなというふうには思っている部分ではございます。

ただ、お話ししたとおり、今回のこの対応については課題も幾つか見られています。仮に来年度、暑さ対策ということで同じような対応を取るということになった場合については、今年度の課題についてよく検討する中で、同じような方法が導入できるのかどうかということを考えていきたいというふうに思っています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員、再質問願います。

○5番（上野葉月議員） お迎えが来られない方は、先生が付き添って帰宅をしたという話も聞いています。そうであれば、猛暑を理由に通学路を歩くことを防ぐためにこの方法を取ったのに、その子は猛暑の中歩いて帰っていいのかという問題も私はとても気になります。なので、もしこういうことをするのであれば、もう誰もどのような家庭の都合であっても、歩いては帰させない、帰らなくて済むという手段を確保しておくべきだと思います。

例えば学校で待機できる場所を用意して、5時、5時半、そういう時間まで場所を提供する。そ

して、担任の先生の方針のようだったのですけれども、兄弟で別々の時間ごとのお迎えというの要請されたというご家庭の話も聞いています。これは、保護者の負担を学校の工夫で軽減できるものを軽減しないで、お迎えを強制したのではないかなと思っています。なので、そのようなことも含めて、これをしてしまうのであれば、極力負担を軽減し、そして一貫性を持つという方向でのやり方が必要であったのに、それさえできていなかったのかなという感じがします。このようなことは、今後起きないように対応して行ってほしいと思います。

それから、通学についてなのですけれども、それぞれ検討事項としていただくということで、検討して行っていただきたいと思います。それで、どれか一つを実現して改善策を打ったということではなく、できればここに書いたものは全て可能性として実現できるものとして、全て案を練ってほしいなと思います。距離が遠い子の中には、遠距離を理由に東松山に転居したりだとか、それから電車通学ができる私立を選択したりだとかという家庭も少ないのですが、いらっしゃいます。せっかく滑川町を住む場所として選んでいただいたのに、あるいはもともと住んでおられた方が、通学を理由に引っ越したり私立に行くというのは、かなりの経済的な負担にもなりますし、そこを選択してまで遠距離通学を避ける、そういうご家庭があるということも深く心に置いて対策をしていただきたいなと思います。

次の質問に移ります。新型コロナウイルスの感染症への対策についてなのですけれども、新型コロナウイルス感染症で亡くなった方の平均年齢はご存じでしょうか。82歳なのです。国立社会保障・人口問題研究所というのが公表していて、自治体が公表した資料に基づき厚労省等で発表しているものなのですけれども、そこから死亡した方の平均年齢、9月12日時点、累計死亡者数のところから平均年齢をちょっと計算して出してみました。そうしたら82歳なのです。82歳です。日本の令和3年の平均寿命が、男性で81.47歳、女性で87.57歳です。新型コロナウイルス感染症で亡くなっている方の平均年齢が82歳です。これについてどういう印象をお持ちになりますか。

○議長（瀬上邦久議員） 武井健康づくり課長、答弁願います。

〔健康づくり課長 武井宏見登壇〕

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長、上野議員の再質問に答弁させていただきます。

亡くなった方の平均年齢が82歳とおっしゃることですが、個人的な感想になってしまいますが、新型コロナという、こういう流行性の病気で亡くなるということは、本人の意思に関しては大変残念なことなのではないか。本来亡くならなくてもよかったのに亡くなってしまったということは、ご本人にとってもご家族にとっても大変残念なことではないのかなと考えます。

以上です。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員、再質問願います。

○5番（上野葉月議員） 亡くなるということは大変残念なことではあると思います。

ただ、ゼロ歳、2歳、3歳の子が亡くなることと、82歳の方が亡くなることは、家族の心構え、

それから気持ちというのが全く変わってくると思います。そして、別のデータでこれも厚労省が出しているものですが、陽性者のうちの死亡者の割合、10未満ゼロ%、10代ゼロ%、20代ゼロ%、30代ゼロ%、40代0.02%、50代0.06%、60代0.21%、70代0.89%、80代以上で3.04%です。これゼロ%です。40代まで四捨五入すればゼロ%、50代からやっと0.1%になるのです。この程度の感染症なのです。

2年前この感染症に対する対策、今取っている対策の初めのスタートの基本となるものを考えたときというのは、恐らくSARS、MERS、ほかの2類と同じような感染症の致死率を想定して対策を立てたのではないかなと思います。MERSの致死率は35%と言われています。かかったら3人に1人が亡くなるのです。これだったら、かかったら怖いのです。私もこれかかったら怖いのです。だから、今のような感染症対策を打ったのだと思います。この当初のときは、新型コロナウイルス感染症、COVID-19というものが、正体がよく分からなかったので、当初の動きとしては仕方がなかったかなと思うのです。ただ、もう2年半たって、大分データも蓄積されています。今申し上げたように、死亡者、40代まではゼロ%です。そして、新型コロナウイルスで亡くなった方の平均年齢は82歳です。

それで、滑川町の行政報告書の中でいただいたデータなのですが、滑川町の婚姻数、令和元年が167、令和2年が130、令和3年が108、物すごく減っているの、お分かりになりますね。去年の人口動態の数字で、死亡者数は増加、婚姻数減少、それから出生数も減少、自殺率、自殺者数増加というデータが出ています。滑川町の出生数は、2年前から212人から200人、このデータ、人口動態どおり減っていると思います。婚姻数の減少というのは、これは激減と言っていいと思います。167から108です。3分の2に減っているのです。これ将来の人口の推移、少子化に拍車をかけるであろうというのは、数字見れば分かると思います。これが、今のコロナ対策が少しずつ、少しずつ社会に及ぼしている影響の結果というふうに私は考えます。

少数の方への思いやり、他者への優しい心というのが、マスクやアクリル板、そしてワクチンの接種を求めているのだと思います。それはそれで美しいと思います。でも、その対価はゼロではないのです。その結果、例えば過度な潔癖症に陥ったりする子どももいるわけです。そして、大人であれば、その潔癖症の要因を分析して、なるべくそういう状態に陥らないようにということで対応して、だんだん潔癖症への対応を積んでいくということももしかしたらできるかもしれません。でも、多分子どもではそういう要因分析はきっとできないと思います。例えば不眠症になったりだとか、精神不安に陥ったりだとか、そういうふうになって、鬱が増え、自殺が増え、今よりも若者が死んでいくわけです。そういう状態を、私たちのこういう薄い、2年前、致死率35%ではないかと思っつつくった対策を、ただやめられないからという理由で分析もせず続けていくことで、確かに守られている人はいるかもしれません。でも、確実に活力を奪っている、そういう状態というものもあるのです。そこのところを、小さなことですが、防災無線の放送であるとか、マスクも

大人が外さなければ子どもはマスクを外せません。なので、そういうマスクのお願いを外していただくとか、こういうアクリル板を外していただくとか、そういうところから行政としてやっていくべきではないかと思うのです。

そして、感染リスクがあれば感染対策ということで、さっき挙げてもらった感染経路、エアロゾル、飛沫、ウイルス付着物を避けるというところですが、マスクとアクリル板で防げるのは飛沫だけです。マスクでエアロゾルは防げません。それから、マスクにウイルス付着物が残ることで、逆に手指にウイルスがついてしまうというふうにも言われています。今のことを踏まえた上で、もう一度防災無線、それからアクリル板、マスクの役場内でお願いについて、やめていけるか、外していけるか、あるいは外さない方への一言というのを入れられるかどうかについてお伺いします。

○議長（瀬上邦久議員） 小柳総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、上野議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

まず、基本的な考えでございますけれども、先ほどご答弁をさせていただきましたものと変更はございません。町といたしましては、少しでも感染のリスクがあるもの、これが軽減できる対策であれば、それは継続して実施していくという方針でございます。ご承知のとおり、滑川町の行政については、町民との信頼関係の上に成り立っております。町民の方が不安を覚えるようなものを取り入れるということはできませんので、その点ご理解をいただければというふうに考えております。

また、これに関しましては、滑川町の職員同士の感染拡大といった面も含んでおります。職員が感染した場合ですけれども、ご承知のとおり、現在入院あるいは自宅での待機期間というものが求められております。多くの職員がこれに感染してしまいますと、役場の業務そのものが回らなくなる、ストップしてしまうということが十分考えられます。また、比企郡郡内の他の町においては、大量な感染者が同時に生じてしまい、業務が止まってしまったというお話も聞いております。町としましては、こういった面も含めまして対策を講じているということ、まずご理解いただきたいと存じます。判断基準につきましては、先ほど言いましたように、国や県の通知、あるいは助言等によるものということになりますので、ご理解いただければと思います。

また、死亡の関係ですけれども、確かに死亡率といったものについては非常に低いということは認識をしております。しかしながら、当事者になった場合については率の問題ではございません。ゼロか100かといった問題でございます。町といたしましては、この感染症による影響を受ける方のうち最も立場の弱い方、この立場を尊重しながら、継続して対策を講じてまいりたいと考えております。ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員、再質問願います。

○5番（上野葉月議員） 確かに最も立場の弱い方に焦点を当てるとするのはすごく大事なことだと

思います。ただ、それが全ての場面でできるかというところ、例えば今までの遠距離通学の問題であっても、最も立場の弱い方に焦点を行政が当てていたかというところ、そうではないと思います。なぜコロナにだけ最も弱い方に焦点を当てたのかというところが、費用対効果と、いつも述べている答弁から考えると、ちょっと私は矛盾を感じます。

それで、回覧で3回目接種がお済みでない方へのお知らせというのも来ているのですが、こちらに「重症化してしまう方の多くは、ワクチンを全く接種していない方であるとの意見をいただいております」、確かにそういうふうになっている専門家の方もいるのですが、もう厚労省のデータで、未接種者のほうが陽性率低いというデータ出ています。これはちょっと明らかに事実と異なります。なので、こういうふうな違う情報を出してしまうというのはまずいのではないかなと思っていて、この回覧については検討を求めたいと思います。これは要望です。

私の質問は以上です。

○議長（瀬上邦久議員） 以上で上野葉月議員の一般質問を終わります。

暫時休憩とします。再開は午後1時とします。1時です。よろしくお願ひします。

休 憩 （午前11時55分）

再 開 （午後 1時00分）

○議長（瀬上邦久議員） 再開します。

◎認定第1号、認定第2号の説明

○議長（瀬上邦久議員） 日程第2、認定第1号及び日程第3、認定第2号を一括議題といたします。

事務局より朗読を願ひます。

〔事務局朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

認定第1号 令和3年度滑川町一般会計及び特別会計決算の認定についての説明を会計管理者、高坂会計課長に求めます。よろしくお願ひします。

〔会計管理者兼会計課長 高坂克美登壇〕

○会計管理者兼会計課長（高坂克美） 会計管理者、会計課長、認定第1号 令和3年度滑川町一般会計及び特別会計決算の認定について説明を申し上げます。

それでは、お手元の令和3年度滑川町歳入歳出決算書に基づき概要の説明を申し上げます。

初めに、1ページ、2ページをお開きいただきたいと思います。令和3年度滑川町一般会計歳入歳出決算につきまして、歳入より款別に収入済額を中心に説明申し上げます。

まず、歳入の根幹をなす款1の町税ですが、収入済額30億7,701万6,193円で、一般会計における歳入全体の36.8%を占めております。前年度と比較しますと417万8,166円の増額、率にして0.1%

のプラスとなりました。不納欠損額につきましては207万5,922円でございます。

続きまして、款2の地方譲与税、収入済額9,651万円。

款3利子割交付金、収入済額160万3,000円。

款4配当割交付金、収入済額1,578万8,000円。

款5株式等譲渡所得割交付金、収入済額1,876万7,000円。

款6法人事業税交付金、収入済額5,789万5,000円。

款7地方消費税交付金、収入済額4億5,784万5,000円。

款8ゴルフ場利用税交付金、収入済額8,036万6,231円。

款9環境性能割交付金、収入済額1,289万6,000円。

款10地方特例交付金、収入済額8,899万1,000円、前年度に比べ4,746万4,000円多く、114.3%のプラスとなりました。

款11地方交付税、収入済額7億4,968万2,000円で、前年度に比べ3億1,913万2,000円多く、74.1%のプラスとなりました。

款12交通安全対策特別交付金285万8,000円でした。

続きまして、3ページ、4ページをお開きいただきたいと思います。款13分担金及び負担金、収入済額4,680万5,180円。

款14使用料及び手数料、収入済額4,508万9,385円。

款15国庫支出金、収入済額18億1,640万9,686円、前年度に比べ14億5,385万8,771円少なく、44.5%のマイナスとなりました。

款16県支出金、収入済額5億7,103万8,414円。

款17財産収入、収入済額1,305万3,880円。

款18寄附金、収入済額392万5,500円、前年度に比べ232万1,412円多く、144.7%のプラスとなりました。

款19繰入金、収入済額3,848万9,800円、介護保険特別会計からの繰入れによるものでございます。前年度に比べ4,160万2,354円少なく、51.9%のマイナスとなりました。

款20繰越金、収入済額3億8,705万7,160円で、前年度に比べ2億1,543万8,496円多く、125.5%のプラスとなりました。

款21諸収入、収入済額1億204万4,716円。

款22町債、収入済額6億7,604万9,000円。

以上、一般会計の歳入合計は、収入済額83億6,018万145円で、前年度に比べ6億5,305万4,389円少なく、7.2%のマイナスとなりました。

続きまして、5ページ、6ページをお願いいたします。歳出についてご説明を申し上げます。

款1議会費、支出済額8,376万9,909円。

款2 総務費、支出済額6億8,271万3,362円、前年度に比べマイナス19億6,618万4,200円、率にして74.2%の減額となりました。主な要因は、前年度に実施しました特別定額給付金の皆減等によるものでございます。

款3 民生費、支出済額30億5,112万5,855円、前年度に比べ5億1,242万3,754円多く、率にして20.2%の増額となりました。主な要因は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付費や子育て世帯等臨時特別支援事業費等が挙げられます。

款4 衛生費、支出済額6億6,747万2,053円、前年度に比べ7,851万573円多く、率にして13.3%の増額となりました。主な要因は、新型コロナウイルス感染症の予防接種に関する費用が挙げられます。

款5 労働費、支出済額13万5,000円。

款6 農林水産業費、支出済額2億8,113万7,177円、前年度に比べ5,220万1,043円多く、率にして22.8%の増額となりました。主な要因は、農村地域防災減災事業等委託料の増額によるものでございます。

款7 商工費、支出済額4,896万8,695円、前年度に比べ1,421万1,868円多く、率にして40.9%の増額となりました。主な要因は、小規模事業者等事業再構築応援金の増額によるものでございます。

款8 土木費、支出済額4億9,798万3,537円、前年度に比べ1億3,036万1,800円多く、率にして35.5%の増額となりました。主な要因は、公共施設等適正管理推進事業舗装修繕等工事等の増額や道路橋定期点検委託料によるものでございます。

続きまして、7ページ、8ページをお願いいたします。款9 消防費、支出済額3億2,664万1,190円、前年度に比べマイナス1,062万8,365円、率にして3.2%の減額となりました。主な要因は、比企広域消防組合非常備消防費負担金や地上系防災行政無線施設再整備事業負担金の減額によるものでございます。

款10 教育費、支出済額9億5,037万3,438円、前年度に比べマイナス1億1,319万8,405円、率にして10.6%の減額となりました。主な要因は、前年度に実施しました小中学校校内LAN整備等委託料の皆減等によるものでございます。

款11 災害復旧費、支出済額はございません。

款12 公債費、支出済額6億145万2,440円、これは地方債の元金償還金とその利子でございます。前年度に比べ1,470万5,110円多く、率にして2.5%の増額となりました。

款13 諸支出金、支出済額5億8,320万7,350円、前年度に比べ4億4,066万7,660円多く、率にして309.2%の増額となりました。財政調整基金や減債基金への積立てによるものでございます。

款14 予備費、支出済額はございません。

歳出合計は支出済額77億7,498万6円、前年度に比べ8億5,119万7,368円、率にして9.9%の減額となりました。執行率につきましては、前年度より2.1ポイント下がり94.6%でございます。

歳入歳出差引残額 5 億8,520万139円。

令和 4 年 9 月 20 日提出、埼玉県比企郡滑川町長、吉田昇。

続きまして、129ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。

上から、1、歳入総額83億6,018万円、2、歳出総額77億7,498万円、3、歳入歳出差引額 5 億8,520万円、4、翌年度に繰り越すべき財源の計として1,520万8,000円でございます。5、実質収支額 5 億6,999万2,000円でございます。

以上で、一般会計歳入歳出決算の説明を終わりとさせていただきます。

続きまして、特別会計に移らせていただきます。

最初に、滑川町国民健康保険特別会計です。131ページ、132ページをお開きいただきたいと思います。令和 3 年度滑川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算につきまして、歳入からご説明を申し上げます。

款 1 の国民健康保険税ですが、収入済額 3 億3,804万2,511円、前年度に比べ427万1,776円のプラスとなりました。収入全体の19.8%を占めております。不納欠損につきましては110万700円ございました。

款 4 使用料及び手数料、収入済額はございません。

款 5 国庫支出金、収入済額92万6,000円。

款 6 県支出金、収入済額12億1,386万6,162円、前年度に比べマイナス225万2,483円となりました。収入全体の71.0%を占めております。

款10繰入金、収入済額7,569万1,284円。

款11繰越金、収入済額7,477万7,963円。

款12諸収入、収入済額601万2,764円。

歳入合計は、収入済額17億931万6,684円、前年度に比べマイナス1,268万5,808円、率にして0.7%の減となりました。

続きまして、133ページ、134ページをお願いいたします。歳出につきましてご説明を申し上げます。

款 1 総務費、支出済額479万4,862円。

款 2 保険給付費、支出済額11億6,727万1,939円。

款 3 国民健康保険事業費納付金、支出済額 4 億3,459万9,035円。

款 4 共同事業拠出金、支出済額17円。

款 6 保健事業費、支出済額1,990万9,034円。

款 7 基金積立金、支出済額1,000万円。

款 9 諸支出金、支出済額1,672万2,955円。

款10予備費、支出済額はございません。

歳出合計は、支出済額16億5,329万7,842円、前年度に比べ607万3,313円、率にして0.4%の増となりました。

歳入歳出差引残額5,601万8,842円。

令和4年9月20日提出、埼玉県比企郡滑川町長、吉田昇。

続きまして、155ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額17億931万7,000円、2、歳出総額16億5,329万8,000円、3、歳入歳出差引額5,601万9,000円、4、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。5、実質収支額5,601万9,000円。

以上で、滑川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の説明を終わりとさせていただきます。

続きまして、157ページ、158ページをお願いいたします。令和3年度滑川町介護保険特別会計歳入歳出決算につきましてご説明を申し上げます。

初めに、歳入でございますが、款1保険料、収入済額2億7,497万8,990円、歳入全体の22.8%を占めております。不納欠損額については122万5,130円でございます。

款3使用料及び手数料、収入済額はございません。

款4国庫支出金、収入済額1億7,274万8,680円。

款5支払基金交付金、収入済額2億5,469万6,095円。

款6県支出金、収入済額1億3,975万6,665円。

款7財産収入と款8寄附金の収入済額はございません。

款9繰入金、収入済額2億5,560万3,000円。

款10繰越金、収入済額1億1,042万3,253円。

款12諸収入、収入済額21万3,859円。

歳入合計は、収入済額12億842万542円、前年度に比べ9,078万3,461円、率にして8.1%の増となりました。

続きまして、159ページ、160ページをお願いいたします。歳出につきましてご説明を申し上げます。

款1総務費、支出済額1,037万1,574円。

款2保険給付費、支出済額9億798万2,432円。

款5地域支援事業費、支出済額2,458万1,298円。

款6基金積立金、支出済額4,673万4,000円。

款8諸支出金、支出済額4,293万7,824円。

款9予備費、支出済額はございません。

歳出合計は、支出済額10億3,260万7,128円、前年度に比べ2,539万3,300円、率にして2.5%の増となりました。

歳入歳出差引残額1億7,581万3,414円。

令和4年9月20日提出、埼玉県比企郡滑川町長、吉田昇。

続きまして、181ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額12億842万円、2、歳出総額10億3,260万7,000円、3、歳入歳出差引額1億7,581万3,000円、4、翌年度に繰り越すべき財源はございません。5、実質収支額1億7,581万3,000円。

以上で、滑川町介護保険特別会計歳入歳出決算の説明を終わりとさせていただきます。

続きまして、183、184ページをお願いいたします。令和3年度滑川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につきましてご説明を申し上げます。

初めに、歳入でございますが、款1後期高齢者医療保険料、収入済額1億4,259万4,690円、歳入全体の77.1%を占めております。不納欠損額につきましては4万5,560円でございます。

款2使用料及び手数料及び款3寄附金の収入済額はございません。

款4繰入金、収入済額2,942万8,374円。

款5繰越金、収入済額1,180万958円。

款6諸収入、収入済額118万2,403円。

歳入合計は、収入済額1億8,500万6,425円、前年度に比べ364万3,542円、率にして2.0%の増でございます。

続きまして、185ページ、186ページをお願いいたします。歳出につきましてご説明を申し上げます。

款1総務費、支出済額157万4,922円。

款2後期高齢者医療広域連合納付金、支出済額1億7,007万7,664円。

款3諸支出金、支出済額43万9,700円。

款4予備費、支出済額はございません。

歳出合計は、支出済額1億7,209万2,286円、前年度に比べ253万361円、率にして1.5%の増でございます。

歳入歳出差引残額1,291万4,139円。

令和4年9月20日提出、埼玉県比企郡滑川町長、吉田昇。

続きまして、193ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額1億8,500万6,000円、2、歳出総額1億7,209万2,000円、3、歳入歳出差引額1,291万4,000円、4、翌年度に繰り越すべき財源はございません。5、実質収支額1,291万4,000円。

以上で、滑川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の説明を終わりとさせていただきます。

続きまして、195ページ、196ページをお願いいたします。令和3年度滑川町下水道事業特別会計歳入歳出決算につきましてご説明を申し上げます。

初めに、歳入でございますが、款1分担金及び負担金、収入済額817万320円、不納欠損額につきましては8万3,500円でございます。

款 2 使用料及び手数料、収入済額 2 億526万7,782円、不納欠損額につきましては29万1,868円でございます。

款 4 財産収入、収入済額は100円。

款 5 繰入金、収入済額 1 億2,160万円。

款 6 繰越金、収入済額2,042万9,669円。

款 7 諸収入、収入済額389円。

款 8 町債、収入済額2,920万円。

歳入合計は、収入済額 3 億8,466万8,260円、前年度に比べ342万4,361円、率にして0.9%の増となりました。

続きまして、197ページ、198ページをお願いいたします。歳出につきましてご説明を申し上げます。

款 1 総務費、支出済額 1 億5,392万1,538円。

款 2 事業費、支出済額2,153万698円。

款 3 公債費、支出済額 1 億6,329万4,709円。

款 4 諸支出金、支出済額386万100円。

款 5 の予備費、支出済額はございません。

歳出合計は、支出済額 3 億4,260万7,045円、前年度に比べマイナス1,820万7,185円、率にして5.0%の減となりました。

歳入歳出差引残額4,206万1,215円。

令和 4 年 9 月20日提出、埼玉県比企郡滑川町長、吉田昇。

209ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額 3 億8,466万8,000円、2、歳出総額 3 億4,260万7,000円、3、歳入歳出差引額4,206万1,000円、4の翌年度に繰り越すべき財源はありません。5、実質収支額4,206万1,000円。

以上で、滑川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の説明を終わりとさせていただきます。

続きまして、211ページ、212ページをお願いいたします。令和 3 年度滑川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算につきましてご説明を申し上げます。

初めに、歳入でございますが、款 1 分担金及び負担金の収入済額140万円。

款 2 使用料及び手数料、収入済額1,721万9,921円。

款 4 繰入金、収入済額7,220万円。

款 5 繰越金、収入済額786万8,604円。

款 6 諸収入、収入済額339円。

歳入合計は、収入済額9,868万8,864円、前年度に比べ286万5,748円、率にして3.0%の増となりました。

続きまして、213ページ、214ページをお願いいたします。歳出につきましてご説明を申し上げます。

款1 施設費、支出済額3,871万102円。

款2 農業集落排水事業費、支出済額730万5,060円。

款3 公債費、支出済額4,016万7,150円。

款4 諸支出金、支出済額200万円。

款5 予備費、支出済額はございません。

歳出合計は、支出済額8,818万2,312円、前年度に比べ22万7,800円、率にして0.3%の増となりました。

歳入歳出差引残額1,050万6,552円。

令和4年9月20日提出、埼玉県比企郡滑川町長、吉田昇。

続きまして、225ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額9,868万9,000円、2、歳出総額8,818万2,000円、3、歳入歳出差引額1,050万7,000円、4、翌年度に繰り越すべき財源はございません。5、実質収支額1,050万7,000円。

以上で、滑川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の説明を終わりとさせていただきます。

続きまして、227ページ、228ページを御覧いただきたいと思います。令和3年度滑川町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算につきましてご説明を申し上げます。

初めに、歳入でございます。款1 分担金及び負担金、収入済額97万5,000円。

款2 使用料及び手数料、収入済額1,090万6,054円。

款3 国庫支出金、収入済額417万5,000円。

款4 県支出金、収入済額254万1,000円。

款5 繰入金、収入済額920万円。

款6 繰越金、収入済額1,095万4,467円。

款7 諸収入、収入済額はございません。

款8 町債、収入済額300万円。

歳入合計は、収入済額4,175万1,521円、前年度に比べ139万6,942円で、率にして3.5%の増となりました。

続きまして、229ページ、230ページをお願いいたします。歳出につきましてご説明を申し上げます。

款1 総務費、支出済額544万967円。

款2 施設管理費、支出済額1,818万7,829円。

款3 施設整備費、支出済額1,116万3,600円。

款4 公債費、支出済額247万6,390円。

款6 予備費、支出済額はございません。

歳出合計は、支出済額3,726万8,786円、前年度に比べ786万8,674円で、率にして26.8%の増となりました。

歳入歳出差引残額448万2,735円。

令和4年9月20日提出、埼玉県比企郡滑川町長、吉田昇。

続きまして、239ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額4,175万2,000円、2、歳出総額3,726万9,000円、3、歳入歳出差引額448万3,000円、4、翌年度に繰り越すべき財源はございません、5、実質収支額448万3,000円。

以上で滑川町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の説明を終わりとさせていただきます。

続きまして、241、242ページをお願いいたします。財産に関する調書についてご説明を申し上げます。

1、公有財産、(1) 土地及び建物。この表は、縦軸が行政財産と普通財産、横軸が土地と建物という区分になっております。土地、建物のそれぞれに増減がございました。この増減については、議員各位にお配りしてございます令和3年度滑川町行政報告書の14ページに掲載がございますので、後ほど御覧いただきたいと思います。

続きまして、243ページ、244ページをお願いいたします。(2) 山林から(6) 有価証券までにつきましては、増減はございません。

次に、(7) 出資による権利、ここは区分欄に11件記載してありますが、埼玉県伝統工芸協会出捐金について、マイナス9万5,000円の減となりました。今般の新型コロナウイルス感染症の影響を受け、当協会の財政的な問題解決のため、基本財政を一般財源に充当したことによるものです。

次に、(8) 不動産の信託の受益権につきましては、該当事項はございませんでした。

続きまして、245ページ、246ページをお願いいたします。2、物品です。ここには、町の備品のうち50万円以上の物品が掲載しております。決算年度中の増減高の欄を御覧ください。投票用紙読取反転ユニットとセミセルフPOSレジシステムが1台の増となり、新型コロナワクチンフリーザー用のバッテリーが3台の増となりました。また、小学校の自動裁断機が1台増となっております。

続きまして、247ページ、248ページをお願いいたします。3、債権、これにつきましては該当する事項はございません。

続いて、4、基金です。現在滑川町には、(1) から(18) までの基金がございます。それぞれの表の中央にございます決算年度中増減高の欄を御覧いただきたいと思います。

(1) の財政調整基金、決算年度中増減高に4億2,821万1,602円とありますが、これは一般会計からの積立金と定期預金の利子でございます。

(2) 減債基金、決算年度中増減高に1億5,191万9,120円とありますが、これも一般会計からの積立金と定期預金の利子でございます。

(3) 公共施設整備基金、決算年度中増減高に7万8,428円とありますが、定期預金の利子でございませぬ。

(4)、(5)、(6)の基金については、増減はありません。

(7)の土地開発基金、表の一番下の現金につきまして、決算年度中増減高2,254万2,200円とありますが、これは土地の買戻しに伴う基金への償還と定期預金の利子によるものです。

(8)奨学基金ですが、増の150万7,000円は、今まで貸し付けた奨学資金の返済額で、減の50万円は新たに貸し付けた奨学資金でございませぬ。

(9)基金については、増減はありません。

(10)国民健康保険特別会計財政調整基金1,000万円とありますが、基金に積み立てたものです。

(11)、(12)の基金については、増減はございませぬ。

(13)介護保険給付費準備基金、決算年度中増減高にマイナス5,326万6,000円とありますが、これは介護保険特別会計の繰入れによるものです。

(14)下水道事業基金、決算年度中増減高に386万112円とありますが、これは下水道事業特別会計からの積立金と定期預金の利子でございませぬ。

(15)まちづくり応援基金として100万3,000円を計上しておりますが、これは一般会計からの積立てによるもので、滑川町を応援しようとする方からの寄附金が財源となっております。

(16)農業集落排水事業基金として200万円計上してありますが、これは農業集落排水事業特別会計からの積立てによるものです。

(17)の基金については、増減はありません。

(18)森林環境基金については、決算年度中増減高に198万9,000円とありますが、一般会計からの積立てによるものです。

以上をもちまして、令和3年度一般会計特別会計歳入歳出決算につきまして説明を終わりにさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（瀬上邦久議員） 続きまして、認定第2号 令和3年度滑川町水道事業会計における剰余金処分及び決算の認定についての説明を會澤上下水道課長に求めませぬ。

〔上下水道課長 會澤孝之登壇〕

○上下水道課長（會澤孝之） 上下水道課長、認定第2号 令和3年度滑川町水道事業会計における剰余金処分及び決算の認定についてご説明申し上げます。

お手元の決算書を御覧いただきたいと思ひませぬ。表紙をおめくりいただき、裏側を御覧願ひませぬ。こちらは目次になっており、御覧のとおり、この決算書は決算書類をはじめ、決算審査意見書までの6種類の関係書類を一冊にまとめてございませぬ。取りまとめ方については例年と同様であり、変更点はございませぬ。

それでは、令和3年度の決算内容について、決算書類より概要をご説明させていただきます。

最初に、1ページを御覧願います。令和3年度滑川町水道事業決算報告書から款別にご説明いたします。

(1) 収益的収入及び支出ですが、まず上の欄、収入より、第1款事業収益は、行中ほど、予算額合計3億5,245万8,000円、右隣、決算額3億8,841万3,160円となりました。予算額に比べ3,595万5,160円の増となり、執行率は110.2%でした。

続いて、下の欄の支出です。第1款事業費は、行中ほど、予算額合計3億6,667万1,000円、右隣、決算額3億5,047万154円で、不用額は1,620万846円となりました。執行率は95.58%でした。

次に、2ページ、(2) 資本的収入及び支出についてご説明いたします。

まず、上の欄、収入より第1款資本的収入は、行中ほど、予算額合計1,153万4,000円、右隣の決算額1,530万7,710円となり、予算に比べ377万3,710円の増となりました。

第3項企業債及び他会計借入金はありませんでした。執行率は132.72%となりました。

続いて、下の欄、支出については、第1款資本的支出は、行中ほど、予算額合計9,879万6,000円、右隣、決算額9,276万3,706円となりました。不用額は603万2,294円となりました。執行率は93.89%でした。

第1項建設改良費の主な内容として、配水管路を循環させて、災害時などの断水を防止するための配水管布設工事などを行いました。実施した内容については、建設工事の概要として15ページに詳細を記載してありますので、後ほど御覧いただきたいと思えます。

なお、このページ、下の欄外でご説明させていただいております資本的収入額の資本的支出額に対する不足分7,745万5,996円については、当年度消費税資本的収支調整額302万400円及び過年度損益勘定留保資金7,443万5,596円で補填させていただきました。

次に、3ページを御覧いただきたいと思えます。令和3年度滑川町水道事業損益計算書についてご説明させていただきます。この損益計算書は、経営成績を明らかにするため、期間中に得た収益とこれに対応する費用を記載して、純損益とその発生由来を表示したものです。詳細な内容につきましては、後ほど、21ページ以降に記載いたしました収益的費用明細書を御覧いただき、ご確認いただきたいと思えます。ここでは、概要について申し上げます。なお、損益計算書は、税抜きの金額表記となっております。

まず、1、営業収益、(1) 給水収益ですが、3億2,772万4,876円となりました。1年間に利用者よりいただきました水道料金でございます。

(3) その他の営業収益は、1,226万8,130円です。加入金、量水器取付料等が主なものです。

その右側の行になりますが、営業収益合計は3億3,999万3,006円となりました。

続いて、2、営業費用についてご説明します。

(1) 原水及び浄水費1億5,285万6,211円は、埼玉県水の受水費、配水場の維持管理費等が主なものとなっております。

(2) 配水及び給水費2,827万7,114円は、配水管及び給水管の維持管理費委託料などが主なものとなっております。

(4) 業務費2,075万8,762円は、水道メーター検針及び料金徴収などに係る経費です。

(5) 総係費4,778万2,444円は、人件費及び事務に必要な経常経費などがございます。

(6) 減価償却費7,042万5,414円は、固定資産に対する令和3年度の減価償却費となっております。

以上、営業費用の合計が3億2,009万9,945円で、1の営業収益合計額から差し引きますと、営業利益は1,989万3,061円となりました。

次に、3、営業外収益についてです。

(1) 受取利息及び配当金1万4,279円は、主に定期預金等の利息です。

次に、(3) 長期前受金戻入84万1,000円については、当年度以前に交付された補助金等により取得した償却資産の減価償却見合い分を収益化したものです。

(4) 消費税及び地方消費税還付金103万3,400円は、確定申告により過払いが生じた分の還付金となっております。

(5) 雑収益1,151万5,464円は、施設使用料及び下水道料金徴収事務委託料などになっております。

以上、合わせて営業外収益が1,340万4,143円となりました。

続いて、4ページに移ります。4、営業外費用ですが、(1) 支払利息483万3,654円は、起債に対する支払利息です。

(2) 雑支出は65万1,310円でした。

営業外費用合計として、548万4,964円となりました。

1と3の収益から2と4の費用額を差し引いたものが、当年度の経常利益となります。右列、上から2行目の2,781万2,240円となりました。

次に、5、特別損失、(1) 過年度損益修正損の23万5,682円を先ほどの経常利益から差し引きますと2,757万6,558円となり、これが当年度の純利益となります。

さらに、これに次の行、前年度繰越利益剰余金2億130万2,348円を加えますと、当年度未処分利益剰余金として、二重下線の部分、2億2,887万8,906円となります。

次に続きます令和3年度滑川町水道事業剰余金計算書についてご説明いたします。この剰余金計算書は、年度中に剰余金がどのように増減したかを表したものとなっております。

まず、利益剰余金の部です。I、減災積立金ですが、4、当年度年末残高が2億7,032万3,000円となりました。

続いて、II、建設改良積立金は、5、当年度年末残高として、右端、下から2行目の4億939万8,850円となります。

これで、減債積立金と建設改良積立金の合計は、二重下線の部分、6億7,972万1,850円となります。

続きまして、5ページを御覧いただきたいと思います。Ⅲ、未処分利益剰余金です。

1、前年度未処分利益剰余金は、一番右上にあります。前年度末、令和3年3月31日現在で2億2,130万2,348円でした。

ここから、2、前年度利益剰余金処分量、(1)減災積立金1,000万円と(2)建設改良積立金1,000万円、合計2,000万円を引きますと、繰越利益剰余金年度末残高が2億130万2,348円となります。この金額に、3、当年度純利益2,757万6,558円を加えますと、当年度未処分利益剰余金は2億2,887万8,906円となります。

続いて、資本剰余金の部です。まず、Ⅰ、その他の資本剰余金です。

1、前年度末残高14億7,347万2,009円に、3、当年度発生額の944万円を加えた額が、5、当年度末残高14億8,291万2,009円となり、その額が、その下の二重下線、翌年度繰越資金剰余金となります。

次に、6ページをお開き願います。令和3年度滑川町水道事業剰余金処分計算書(案)についてご説明いたします。剰余金処分については、地方公営企業法第32条で議会の議決を経て行うことと定められており、決算の認定と併せて処分内容のご承認をお諮りしているものです。

まず、1、当年度未処分利益剰余金は2億2,887万8,906円です。この額は、先ほど4ページ、5ページの剰余金計算書で歳出についてご説明させていただきました額となります。

そして、2、利益剰余金処分量として、当年度純利益2,757万6,558円から1,000万円を減災積立金として積み立てさせていただきたいと思います。これは、企業債の償還に充てるために積み立てるものです。そのほかに、1,000万円を建設改良積立金に積み立てさせていただきたいと思います。これまでどおり、1,000万円を減災積立金に充て、残額から1,000万円を単位に建設改良積立金に充てておりましたので、当年度も同様の処分案を計上させていただきました。よって、減災積立金、建設改良積立金の処分量の合計額は2,000万円となりますが、これを1、当年度未処分利益剰余金から差し引きますと、3、翌年度繰越利益剰余金として2億887万8,906円となります。

以上、剰余金処分案について併せてご審議よろしくお願いたします。

続きまして、7ページでございます。令和3年度滑川町水道事業貸借対照表についてご説明いたします。この貸借対照表は、水道事業の財政状態を明らかにするため、年度末における水道事業が保有する全ての資産、負債及び資本をそれぞれに表したものとなっております。

まず、資産の部からご説明いたします。1、固定資産ですが、(1)有形固定資産は、イからトまでの各項目の合計額で、7ページの一番下の行、20億590万2,647円です。

続いて、8ページになります。(2)無形固定資産、(3)投資はありませんので、前ページの(1)の合計額がそのまま固定資産合計、中段右側にあります20億590万2,647円となります。

続いて、2、流動資産は、(3)の有価証券がありませんでしたので、(1)現金預金、(2)未収金、4、貯蔵品、(5)その他流動資金の合計となり、下から2行目の10億7,320万3,518円となります。これらを合わせた、一番下の二重下線の30億7,910万6,165円が資産合計となります。

続いて、9ページの負債の部です。3、固定負債は、(1)企業債のみ該当となり、固定負債合計額が7,140万9,737円となります。これは、過去の設備投資の際に借り入れた政府資金、金融公庫資金の償還途中の元本の残りでございます。

4、流動負債として該当のあるものとして、年度内償還分の(2)企業債のほか、(5)未払金、(6)前受金、(7)賞与引当金、(10)その他流動負債を合わせまして、右側の列の一番下の行、1億938万4,048円が流動負債合計となります。

次に、10ページをお開き願います。5、繰延収益は、(1)長期前受金7,493万9,572円、(2)収益化累計額マイナス2,369万8,800円で、繰延収益合計は5,124万772円となりました。

前ページの固定負債合計と流動負債合計及び本ページの繰延収益合計を合わせますと、負債合計2億3,203万4,557円となります。

次に、資本の部ですが、6、資本金合計は4億5,555万8,843円、7、剰余金については、(1)資本剰余金が14億8,291万2,009円、(2)利益剰余金(積立金等)のイからハは、先ほど4ページから6ページの剰余金計算書及び剰余金処分計算書でご説明した金額となります。この合計が、下から4行目の利益剰余金合計として9億860万756円となり、(1)資本剰余金と(2)利益剰余金を合計した下から3行目の23億9,151万2,765円が剰余金合計となります。この剰余金合計と、6、資本金を合わせた額が、下から2行目の資本合計額28億4,707万1,608円となります。

さらに、この資本合計と当ページの上から5行目の負債合計2億3,203万4,557円を合わせた最終的な負債資本合計は、二重下線の部分、30億7,910万6,165円となります。この負債資本合計と、先ほど8ページでご説明いたしました二重下線の資産合計額とが同額となり、資産合計と負債資本の合計の双方の金額が一致しており、貸借が対照となっていることをご確認していただければと思います。

続きまして、11ページを御覧願います。滑川町水道事業会計キャッシュフロー計算書です。内容は、水道事業会計における現金及び現金同等物の増減を表したものです。簡単にご説明いたしますと、左側にローマ数字で3つに分けた項目、営業活動、投資活動、財務活動、それぞれによるキャッシュフローを集計し、現金等の増減を記載しております。その合計が、下から3行目の現金及び現金同等物増加額として記載されております。令和3年度は、期間中に2,367万3,000円増加したことが分かります。これにより、一番下の行、現金及び現金同等物の令和3年度期末残高として、10億68万1,000円となったことがご確認いただければと思います。

以降のページは決算附属書類等となります。詳細な説明は割愛させていただきますが、12ページから26ページにわたり、令和3年度における水道事業の実績報告書等をつづってございます。

なお、予算書の記載内容として、地方公営企業法施行規則の一部改正があり、令和3年度決算書から13ページの(2)経営指標に関する事項が追加されました。その他は、例年どおりに滑川町水道事業の状況や事業内容が記載されておりますので、後ほどご参照いただければと思います。

また、27ページからは、本議会に先立ちまして監査を実施していただきました監査委員さんの意見書となっております。

以上で、雑駁ではございますが、令和3年度水道事業会計の剰余金処分及び決算に関する説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(瀬上邦久議員) 暫時休憩とします。再開は午後2時20分とします。2時20分です。よろしくをお願いします。

休 憩 (午後 2時05分)

再 開 (午後 2時20分)

○議長(瀬上邦久議員) 再開します。

認定第1号及び認定第2号の説明が終わりました。

ここで、本件につきましては、監査委員による決算審査が行われておりますので、その結果について新井代表監査委員より報告をお願いします。

〔代表監査委員 新井佳男登壇〕

○代表監査委員(新井佳男) 監査委員の新井佳男です。議長の指名を受けましたので、決算の審査を報告させていただきます。

それでは、滑川町一般会計・特別会計決算審査意見書の冊子を御覧いただきたいと思います。

1ページをお開きいただきたいと思います。滑監委第30号、令和4年8月19日、滑川町長、吉田昇様。滑川町監査委員、新井佳男、上野廣。

令和3年度決算審査結果について、地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された令和3年度滑川町一般会計歳入歳出決算について審査した結果、別記のとおり意見書を提出いたします。

なお、この後の特別会計、そして水道事業会計、それから令和3年度に基づく財政健全化審査並びに経営健全化審査意見書の報告につきましては、この部分の朗読は割愛させていただきたいと思います。

それでは、2ページをお開きいただきたいと思います。審査の概要でございます。審査期間は、令和4年7月13日から15日、19日、20日、22日及び8月3日、4日の8日間行いました。審査の場所は、滑川町役場でございます。審査の対象は、令和3年度滑川町一般会計歳入歳出決算。審査の方法でございますが、審査に当たりましては、決算計数に誤りはないか、予算の執行が関係法令及び予算決議の趣旨に沿って効率的かつ経済的に行われたか、また収支事務、財産の取得管理は適正

に処理されたか等を主眼に置き、課局長、担当者の出席を求めて慎重に行いました。

審査の結果でございますが、令和3年度は新型コロナ対策関連予算の歳入歳出が共に前年を下回る結果となりました。歳入では7.2%の減、歳出では9.9%の減となりました。実質収支は、引き続き黒字を維持しておりまして、実質収支比率も11.6%を示しており、収支の状況はおおむね良好と言えるものと考えます。

3ページの表の下段を御覧いただきたいと思います。令和3年度一般会計歳入決算は、予算現額82億2,021万8,000円に対し、収入済額は83億6,018万145円で、伸長率は101.7%、1億3,996万2,145円、収入増でありました。また、調定額は84億3,989万4,915円に対し、収入済額は99.1%であり、不納欠損額207万5,922円、収入未済額は7,763万8,848円でありました。

続きまして、4ページをお開きいただきたいと思います。同じく表の下段にあります令和3年度一般会計歳出決算は、予算現額82億2,021万8,000円に対し、支出済額は77億7,498万6円、翌年度繰越額9,925万9,000円、不用額3億4,597万8,994円となりました。また、予算額に対する執行率は94.6%で、予備費充当については1,186万7,000円となりました。

次に、5ページ、(4)の財政の構成でございますが、自主財源と依存財源の構成割合は44.4%対55.6%ということで、自主財源の割合が上がっておりますが、コロナ関連の交付金事業が減少したため、自主財源割合が上がったものと思われまます。

続きまして、6ページをお開きいただきたいと思います。財政比率の年度別推移です。アの財政力指数でございますが、令和3年度は0.87ということで、前年度より0.04減少しました。イの経常収支比率でございますが、令和3年度は79.2%で、前年度比較で7%減少いたしました。ウの実質収支比率でございますが、令和3年度は11.6%ということでございまして、前年度と比較しますと3.5%上昇いたしました。エの公債費比率でございますが、令和3年度は6.4%ということでございまして、前年度と比較しますと0.5%減少しました。

3の意見に移らせていただきます。審査に付された一般会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算書事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、法令に準拠して作成されており、決算の計数は関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認めました。

予算の執行については、会計区分、年度区分、予算科目等について正確に執行されていましたが、歳入では予算に対して収入額が少なく、歳入欠陥が生じて、歳出に影響が出る危険性を感じたところも見受けられました。また、歳出の予備費充当は、前年度より減ってきているものの、公共施設等における緊急修繕の対応などが見受けられ、依然として多かったが、やむを得なかったと思いません。

子育て世帯等臨時特別支援事業等における専決処分を含む9回の補正予算で、当初予算と比較して21億1,721万8,000円の増、率にして34.7%の伸びとなり、財政担当はもとより、事業執行に当たられました各課局の職員の皆様のご労苦に感謝を申し上げます。令和4年度におきましても、コロ

ナの収束には至っておらず、引き続いて通常業務と併せてコロナ対策にご精進くださいますようお願い申し上げます。

7 ページに移らせていただきます。町税を見ますと、町民税や町たばこ税は増額となっている一方で、固定資産税の減額が要因となり、全体で30億7,701万6,000円の収入済額となっておりまして、前年度と比較しますと417万8,000円の増収となりました。主な要因は、コロナ禍からの業績回復による法人町民税の増収でありました。

収納率は97.62%で、前年度比0.16%の増となっております。収納率の向上対策につきましては、差押え、電話催告、文書催告等を実施しております。また、納税者の利便性を図るためコンビニ納付を開始しており、利用者が大変増えているとのことであります。収納努力につきましては、口座振替制度の利用の推進、そして徴収金等収納対策委員会を開催し、関係各課局との連携を図って、いろいろな手法に取り組んで収納努力をされております。今後も収納体制の充実を図っていただき、また税負担の公平性からもなお一層の収納率向上の努力をお願いしたいと思います。

次に、歳出全体を見ますと、執行率は94.6%で、前年度より2.1%減少しております。予備費の充当は1,186万7,000円で、不用額は3億4,597万8,000円で、前年度よりも1億3,597万6,000円の増となっております。

本町の財政状況は相変わらず厳しい状況下にあります。町は将来を担う子どもたちのために、子育て環境の整備等に力を注いでおります。また、滑川町健康づくり行動宣言を採択して、「みんなが健康で長寿の町」をスローガンに、各種の健康づくり事業に取り組んでおり、子育て支援、町民の健康増進、福祉の向上のために財政投資を行っております。このような中、引き続き予算の見積りについては十分な積算根拠を吟味しながら、財政の有効活用に努めていただきたいと思います。

(3)の工事関係事務につきましては、建設課2件、教育委員会2件、総務政策課1件、福祉課1件、産業振興課1件の工事審査を実施いたしました。関係書類の処理及び工事施工につきましては、おおむね良好に処理されておりました。工事の適切な執行はもとより、工事期間及び完成検査等についても、引き続き慎重に対処されるよう努めていただきたいと思います。また、工事の入札については、最低制限価格制度実施要綱に基づき最低制限価格を設けて実施されていますが、設ける理由について、工事の質を落とさないため必要とは思いますが、設けない場合の理由についても町長の判断任せではなく、基準を設けて実施していただきたいと思います。

5の備品管理につきましては、台帳の整備、備品が活用されているかどうかを重点に、令和3年度備品購入を中心に審査を実施しました。備品管理台帳の整備は、おおむね適正に行われておりました。保管については、今後も適切な場所に保管されるよう徹底されたいと思います。また、管理は定期的な物品点検等を行い、紛失等がないよう管理を徹底し、大切に使用されたいと思います。

次に、8 ページに移らせていただきます。4の結びでございますが、一般会計の財政構造を示す

各種の数値を見ますと、実質収支は今年度も黒字を維持しており、実質収支比率は前年度の8.1%から11.6%に上昇し、よくなっております。また、経常収支比率は、財政構造の弾力性を判断するもので、前年度の86.2%から79.2%に下がり、よくなっていますが、人件費、扶助費、公債費などの経常的経費の抑制に十分留意されたいと思います。

このような財政状況の中で、町民ニーズの多様化に対応する施策を実現するため、様々な事業に取り組んでいる状況であります。その事業の財源確保のために町債を活用しております。町債は、長期間の借金であり、公債費の継続的増大を伴うものであることから、極力抑制に努められたいと思います。

そして、今後も行政要望に伴う事務事業や教育環境整備等に関わる財政負担等、財政を取り巻く状況は依然として厳しさが続くものと思います。したがって、予算の執行に当たりましては、事務の効率化、事業の必要性を徹底検証されたいと思います。そして、受益者負担等の自主財源確保や事務事業の見直しを含めた事業効率を十分検討の上、引き続き経費の削減に取り組んでいただきたいと思います。また、経常収支比率は厳しい数値を示しており、投資的経費が乏しくなっているため、財政の健全化になお一層の努力をされたいと思います。

以上、一般会計を終わります。

続きまして、令和3年度滑川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について申し上げます。10ページをお願いいたします。審査の期日は、7月15日でございます。審査の方法等につきましては、一般会計に準拠して実施しております。審査の結果でございますが、財政の推移は前年度と比較すると、歳入が前年度を下回り、歳出が前年度を上回っております。この傾向はあまりよいとは言えません。財政支出の状況ですが、歳入総額で17億931万7,000円、歳出総額16億5,329万8,000円で、差引き5,601万9,000円となりました。

11ページ、3番の意見に移らせていただきます。審査に付された滑川町国民健康保険特別会計収支決算及び附属書類については、誤りは認められず、適正なものと認めたものの、予算に対して収入済額が少なく、歳入欠陥が生じて歳出に影響が出る危険性を感じたところが見受けられました。令和3年度に国民健康保険特別会計の財政収支を見ますと、歳入総額17億931万7,000円に対し、歳出総額16億5,329万8,000円で、収支差引き5,601万9,000円の黒字となっておりますが、一般会計からの7,569万1,000円の繰入金が含まれており、財政的には依然として厳しい状況であります。自主財源の確保の面からも、被保険者に対して税負担の原則について十分な理解が得られるよう、引き続き国保納税相談を行い、現年分の収納率向上を図られたいと思います。

なお、国保全体の収納率は、前年対比1.95%上昇しておりますが、依然として低いため、職員相互協力しながら、時効完成前に未収金の解消に向け、一層の努力をしていただきたいと思います。

また、歳出の抑制という面からも、診療報酬明細書の調査点検事務の充実や、特定健康診査の受診率向上に努め、被保険者に対する健康管理の推進及び医療保険に関する意識を深める啓発活動を

積極的に進められたいと思います。

続きまして、13ページをお開きください。令和3年度滑川町介護保険特別会計歳入歳出決算について申し上げます。審査の期日は、7月15日でございます。審査の方法につきましては、一般会計に準拠して行っております。審査の結果でございますが、財政の推移は、前年度と比較すると歳入歳出それぞれ前年度を上回っております。財政収支の状況ですが、歳入総額12億842万円、歳出総額10億3,260万7,000円、差引き1億7,581万3,000円となっております。

14ページをお開きください。3の意見に移らせていただきます。審査に付された滑川町介護保険特別会計収支決算及び附属書類については、法令に準拠して作成されており、計数は関係諸帳簿と照合の結果、誤りは認められず、適正なものと認めました。保険料については、歳入総額の22.7%を占め、その他国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金等により運営されております。

歳出につきましては、保険給付費が全体の87.9%を占めております。保険料の減免収納率につきましては99.5%と高い数値結果ですが、65歳になられた方の現金納付分の未収金がありますので、保険料負担の公平性からも、今後も引き続き収納努力をされたいと思います。

続きまして、16ページをお開きいただきたいと思います。令和3年度滑川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について申し上げます。審査の期日は、7月15日ございました。審査の方法におきましては、一般会計に準拠して行っております。審査の結果ですが、財政の推移は歳入歳出それぞれ前年を上回っております。財政収支の状況ですが、歳入総額で1億8,500万6,000円、歳出総額で1億7,209万2,000円で、差引き1,291万4,000円となりました。

17ページ、3の意見に移らせていただきます。審査に付された滑川町後期高齢者医療特別会計決算及び附属書類については、法令に準拠して作成されており、計数は関係諸帳簿と照合の結果、誤りは認められず、適正なものと認めます。この後期高齢者医療制度は、現役世代と高齢者世代の費用負担の公平性をなくすことや、世代間を通じた負担が明確で、公平な制度として創設されてから14年が経過しました。この制度に対しては様々な指摘がされておりますが、既に定着されており、関係機関と連携を密にして、適正で円滑な運営と町民サービスの向上に向け、引き続き努力されたいと思います。

続きまして、19ページをお開きください。令和3年度滑川町下水道事業特別会計歳入歳出決算について申し上げます。審査の期日は、7月14日ございました。審査の方法におきましては、一般会計に準拠して行っております。審査の結果ですが、財政の推移は、歳入は前年を上回り、歳出は前年を下回っております。財政収支の状況ですが、歳入総額で3億8,466万8,000円、歳出総額3億4,260万7,000円で、差引き4,206万1,000円となりました。

20ページ、3の意見に移らせていただきます。審査に付された滑川町下水道事業特別会計決算及び附属書類については、法令に準拠して作成されており、計数は関係諸帳簿と照合の結果、誤りは認められず、適正なものと認めました。今後も引き続き事業の推進に伴い、財源の有効活用を図ら

りたいと思います。

続きまして、22ページをお開きいただきたいと思います。令和3年度滑川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について申し上げます。審査の期日ですが、7月14日で行いました。審査の方法等におきましては、一般会計に準拠して行っております。審査の結果ですが、財政の推移は歳入歳出それぞれ前年を上回っております。財政収支の状況ですが、歳入総額9,868万9,000円、歳出総額8,818万2,000円で、差引き1,050万7,000円となりました。

23ページ、3の意見に移らせていただきます。審査に付された滑川町農業集落排水事業特別会計収支決算及び附属書類については、法令に準拠して作成されており、計数は関係諸帳簿と照合の結果、誤りは認められず、適正なものと認めます。今後の事業推進につきましては、財源の有効活用を図るとともに、現場管理、施設管理等も十分注意しながら事業を進めていただきたいと思います。

続きまして、25ページをお開きいただきたいと思います。令和3年度滑川町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算について申し上げます。審査の期日ですが、7月14日で行いました。審査の方法等におきましては、一般会計に準拠して行っております。審査の結果ですが、財政の推移は歳入歳出それぞれ前年を上回っております。財政収支の状況ですが、歳入総額で4,175万2,000円、歳出総額3,726万9,000円で、差引き448万3,000円となりました。

26ページ、3の意見に移らせていただきます。審査に付された滑川町浄化槽事業特別会計収支決算及び附属書類については、法令に準拠して作成されており、計数は関係諸帳簿と照合の結果、誤りは認められず、適正なものと認めたものの、予算に対して収入済額が少なく、歳入欠陥が生じて歳出に影響が出る危険性を感じたところが見受けられました。今後の事業推進につきましては、財源の有効活用を図るとともに、現場管理、施設管理等にも十分注意し、消耗機材等に対しては定期点検を徹底し、事業推進を図られたいと思います。

続きまして、28ページ、令和3年度基金運用状況の審査報告をさせていただきます。7月22日に滑川町土地開発基金、滑川町奨学資金貸付基金、滑川町贄田春吉教育支援基金、滑川町国民健康保険高額療養費資金貸付基金、滑川町国民健康保険出産費資金貸付基金について審査を行いました。審査の方法につきましては、運用状況計数は正確であるが、運用は設置の目的に沿って円滑かつ効率的に行われたか、また所定の手続に従ってなされたか等について主眼を置いて、関係諸帳簿、証拠書類を点検、照合するとともに、資料の提出を求めて関係者の説明を聞き、慎重に審査を行いました。

29ページ、6の意見に移らせていただきます。審査の結果、各基金の運用状況調書、計数は正確であり、運用は設置の目的に沿い、正規の手続に従って行われたものと認めました。また、近年の急激な社会状況、経済状況の変化を直視し、各基金の設置された時代背景を再考し、基金の目的に沿った運用及び円滑な実行に努めていただきたいと思います。特にコロナ禍における町内商工業関係者のための商工振興基金、収入の減った家庭のための奨学基金、贄田春吉教育支援基金について

は、まさに今が活用期だと思っております。

続いて、水道事業関係の意見に移らせていただきます。先ほど説明がありました水道事業会計の決算書の冊子を御覧いただきたいと思います。審査の概要でございますが、審査の期日は6月28日に行いました。審査の場所は、滑川町役場でございます。審査の対象は、令和3年度滑川町水道事業会計決算でございます。審査の方法等ですが、決算審査に当たりましては、審査に付された決算書並びに附属財務諸表が地方公営企業関係法令の規定に準拠して作成されているか否かを、当該年度中、毎月執行してきた例月出納検査の結果を参照、勘案しつつ、前述の諸表に係る諸帳簿、証拠書類を抽出、照合し、審査を進め、いわゆる決算諸表の適法性、妥当性と、本事業年度末の財政状況並びに期間の経営成績を適正に表示しているか否かを主眼に置いて審査を行ってまいりました。経営状況等におきましては、先ほど上下水道課長から説明がございましたので、御覧いただきたいと思います。

続きまして、33ページの4の審査の結果及び意見に移らせていただきます。審査に付された滑川町水道事業会計決算書附属書類については、法令に準拠して作成されており、帳簿、証拠書類を照合した結果、計数に誤りはなく、水道事業の経営成績及び財政状況を正確に表示しており、適正なものとして認めました。また、現金預金は確実に保管されておりました。資金運用についてですが、ペイオフ解禁以来、やはり安全性の確保ということから普通預金が主体となっております。そんな中、普通預金の一部を定期預金に振り替えており、利息収入の向上を目指しているものと考えられます。それに際して、金融機関の決算書や財務資料等を基に、公金の安全性を確保した上で、できる限り効率性を考えた運用を行う必要があると考えます。また、地元金融機関に対しては、地域経済への影響も考慮し、預金移行も慎重に取り扱う必要があります。管理、整理については良好でありました。

当年度純利益については、前年と比較して14.7%の増収が見られました。一時的に見られた新築等による給水戸数の急激な増加傾向が収まり、かなり緩やかになったものの、毎年度10%台の伸びを維持していることが一因と思われます。

一方、支出におきましては、近年借入れがないため、企業債償還金は年々減少しているところがありますが、今後の事業における投資、維持管理といった経常経費の費用削減や効率化について随時見直ししながら、健全財政の維持を図りたいと思います。

有収率ですが、93.8%で、前年度の0.8%の増となり、ここ数年においては県内平均値付近を上下している状況が見てとれますが、総体的には高い有収率を維持しているものと認められます。今後予定されている管路の老朽化対策などによる配水管等の更新計画と、併せて適切な維持管理の継続により、有収率の増加に向けて努力していただきたいと思います。

給水人口の増加傾向に対する施設の運用及び整備は良好な状況で、継続的な対応をされていると認められます。今後も遺漏なく安全な運用を図っていただきたいと思います。

また、本年度は、滑川町水道事業基本計画及び重要給水施設配水管路耐震化及び老朽管更新計画に基づく来年度の工事箇所の詳細設計を行い、工事に向けた準備を行ったそうです。今後は、更新計画に沿って事業を推進し、安全で持続可能な水道事業の維持を図っていただきたいと思います。なお、最少の経費で最大の効果を上げられるよう事業を進めていただきたいと思います。

水道料金の未納額については、令和3年度は未納額が465万2,000円と、令和2年度と比較し35万3,000円増加しております。金額的にはほぼ前年並みとなりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、経済支援を目的に実施された基本料金減免事業も要因の一つと思われるところですが、依然として未納者は存在しており、引き続き未納率を下げるべく、収納体制を維持していくとともに、今後は時代のニーズに合った新たな収納方法の導入の検討を行い、利用者の利便性や収納スピードの向上について工夫した滞納者、未納者の減少を図っていただきたいと思います。

なお、過年度分の未納金についても収納努力をしていると思いますが、大口滞納者なども存続しておりますので、今後も収納率向上対策として臨宅徴収はもとより、納付相談や誓約書の提出、さらには給水停止などを効果的に活用し、根気強く収納に努めていただきたいと思います。

以上で水道事業会計を終わります。

それでは、最後になりますが、こちらの冊子、令和3年度決算に基づく財政健全化審査並びに経営健全化意見書をお開きいただきたいと思います。2枚めくっていただきたいと思います。令和3年度決算に基づく滑川町財政健全化審査意見書になります。

最初に、1の審査概要でございますが、これは町長から提出されました健全化判断比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼に置き、実施いたしました。

2の審査の時期は、7月19日でございます。

3の審査の結果でございます。(1)の総合意見ですが、審査に付された下記の健全化判断比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めました。

次に、(2)の個別意見でございますが、①の実質赤字比率と②の連結実質赤字比率は、両方とも赤字額が発生しておらないということでございます。③の実質公債費比率は8.9%と、④の将来負担比率21.8%につきましては、両方とも早期健全化の基準と比較すると、これを下回っているという状況でございます。したがって、4の是正改善を要する事項ですが、特に指摘すべき事項はないということでございます。

続いて、令和3年度決算に基づく滑川町公営企業会計経営健全化審査意見書について申し上げます。

最初に、1の審査の概要でございますが、町長から提出されました資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施いたしました。

た。

2の審査時期は、7月19日でございました。

3の審査の結果でございます。(1)の総合意見ですが、審査に付された表の資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めました。

次に、(2)の個別意見でございますが、水道企業会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、浄化槽事業特別会計のいずれの会計も実質的な資金不足は生じておらず、よって資金不足比率も発生しておらないというところでございます。したがって、4の是正改善を要する事項ですが、特に指摘すべき事項はないということでございます。

大変長くなりましたが、以上をもちまして決算審査の意見といたします。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長(瀬上邦久議員) 新井代表監査委員におかれましては、認定第1号及び認定第2号の決算報告、大変ありがとうございました。

◎総括質疑

○議長(瀬上邦久議員) 総括質疑を行います。

総括質疑は、認定第1号及び認定第2号の決算の認定議案に対する総括質疑とします。

これより総括質疑に入ります。質疑時間は、質問者1人につき原則一括質問、一括答弁とし、答弁を含み30分以内とします。

なお、再質問はできる限り避けていただきたいと思います。

それでは、総括質疑ありますか。

阿部議員、質疑願います。

[14番 阿部弘明議員登壇]

○14番(阿部弘明議員) 14番、阿部弘明です。総括質疑をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず初めに、この間社会的な問題になっております旧統一教会との町、またはその関係諸団体、関係機関との関わりについてお聞きしたいというふうに思います。旧統一教会は、その特異な教義の下で信者にマインドコントロールをかけて、多額の献金や集団結婚、そして靈感商法など、多くの方がその被害を被り、今なお苦しんでいらっしゃる。人生がめちゃくちゃにされたという方もたくさん出ていらっしゃいます。この教会と政治家や公共機関が関係を持つということになりますと、その教会が認知され、さらにその被害が広がってしまうというようなことになってきております。そういった問題が、この滑川町であったのかどうか、また今どういうふうな実態なのか、そして今後のことについてもお聞きしていきたいというふうに思います。

それでは、まず子育て政策が呼び込んだ、働く世代の人口増と財政基盤の強化についてお聞きし

ます。滑川町の施策の中で大きな特徴の一つとして挙げられるのが、子育て支援政策です。中でも全国に先駆けて実施した、全ての保育園、幼稚園、小中学校に通う給食費の無償化は、とりわけ誇るべき施策だと考えます。これは、憲法がうたっております義務教育は無償とするにも沿うものがありますし、子どもの貧困問題が社会問題化しておりますが、そういった中でも誰も置き去りにしない社会という、この精神が子どもの給食というところに貫かれたという点でも、現代社会に求められている時代を先取りしたものとも言えるというふうに思います。今全国の自治体が視察に訪れ、実施する自治体が広がっていることを見ても明らかだというふうに思います。

視点を変えて、この取組は新しい町づくりの可能性を切り開いたという点でも見ていくことが必要なのではないのでしょうか。働く世代、子育て世代の人口流入や特殊出生率の高い町にし、個人町民税の歳入増加や固定資産税の増加にもつながったのではないかと思います。さらに給食のお米を地元産の安全なお米を使うことで、子どもの食の安全、地元の農業支援にもつながっていることは、町の財政が農業支援にもつながっているということにもつながっているというふうに思います。このような成果を生み出した子育て支援策、これをこれからどう発展させていくかが、今後の課題というふうに思います。

町の予算の中で、子育て支援の予算が多いため、ほかの施策ができなくなっているとか、また子育てにお金を使い過ぎているという声、またせっかく子育てに税金を使ったのに、将来この町に残ってくれるのかという心配をする声があります。これらの声にどう応えられるかということも鍵ではないかというふうに思います。現時点で、町の経済は地域循環型に近づいているのではないかというふうに思います。つまり子育て支援策が、人口増と農業活性化、そして保育士や教員増、福祉労働者の増につながり、さらにそれが税収増につながる。さらなる支援策の拡充という、そういったような循環につながってきているのではないかなというふうに思います。

経済政策というと、これまで工場など企業誘致などで働く場の確保、法人税収入の増というイメージがありました。町は、企業誘致のために優遇政策も進めてきました。その政策が一定の効果も生み出しましたけれども、しかしコロナ禍など社会の経済への影響、またこの間、法人税減税などで大きな成果を生み出すには至っていないのではないかというふうに思います。ところが、子育て支援政策という一見経済活性化とは全く無関係な政策が生み出した経済効果のほうが、大きな効果を生み出したのではないかと思います。

滑川町のこれからのことを考えたとき、これまでの子育て、また老人福祉、障害者福祉などの政策をさらに進める。福祉と産業が連携する。福祉労働者や関連の施設産業育成する産福連携、さらに、農業と福祉が連携する農福連携という、そういった町づくりが求められているのではないかと。何かほっとする、住んでいてよかった、生まれてよかったから、さらに働いてよかったというような町の将来を考えていけるのではないかと考えます。これら子育て支援策や福祉政策による経済効果について、町の考えをお聞かせいただきたいと思います。

また、今後の子育てや福祉のための支援策、これは働き方への支援となります。福祉関連は小規模な事業所が多く、公的支援がどうしても必要になります。その支援を町が積極的に行っていくことが求められるというふうに思います。これについても町の考え方をお聞きしたいというふうに思います。

次に、27日に予定されております安倍元首相の国葬への町や教育委員会の対応についてお聞きしたいと思います。岸田政権は、安倍晋三元首相の国葬を閣議決定して、9月27日に強行しようとしています。最近の世論調査では反対が多数となっていることから、多くの国民は望んでいません。私は、多くの国民が反対し、国家として安倍氏の政治を賛美、礼賛することになるとともに、憲法に保障された内心の自由を侵害して、弔意につながるものが強く懸念される。さらに憲法違反の国葬に、この国民の大切な血税を使うなどということは許されないというふうに思います。

さらに今国民の強い怒りを広げている反社会的なカルト集団統一教会と自民党との関係において、安倍元首相は最も深刻な癒着関係にあった政治家の一人だとも言われています。国葬の強行は、この癒着関係を免罪することになりますし、またこれらの問題を数々抱えたこの国葬の中止を強く求めるものであります。

憲法19条、思想及び良心の自由を定めています。国葬に際して岸田首相は、弔意を国全体として表すと言います。これは、国全体に弔意を強制していることとなります。国全体ということになると、当然国民全体ということになるわけであります。実際に国葬当日に哀悼の意を表するため、各府庁においては弔旗を掲揚するとともに、葬儀中の一定時刻に黙祷することとするという決定がなされて、各府庁とそこで働く労働者に弔意の強要、強制をすることが決定されております。こうした動きが、国の関連機関や地方自治体などに広がるものが強く危惧されているわけです。

町として、国葬の際に町民や職員に弔意の強制を行わないことを強く求めます。具体的には、弔旗、喪服、喪章、黙祷など、町や学校が行わないと同時に、その関係機関に求めないということをお願いしていきたいと思っております。

以上、総括質疑とさせていただきます。よろしくご回答お願いいたします。

○議長（瀬上邦久議員） 順次答弁願います。

町の今後の施策については、小柳総務政策課長に答弁願います。次に、教育委員会の対応についてを馬場教育長に答弁願いたいと思っております。

初めに、小柳総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、阿部議員さんの総括質疑に答弁をさせていただきます。

初めに、旧統一教会と滑川町の関係についてでございます。この件につきましては、今月新聞社からアンケート調査が県内の自治体に発せられ、滑川町においても回答しておりますので、これを答弁に代えさせていただきます。アンケートの調査項目については3点ございました。1点目が、

旧統一教会または関連団体からの寄附があったかどうか。2点目としては、旧統一教会または関連団体が主催、共催するイベントの後援をしたか否か。3点目が、旧統一教会または関連団体が主催、共催するイベントに市町村長の出席があったかなかったか。この3点が、アンケートの調査項目でございます。これにつきましては、いずれも調査の結果、該当なしと回答させていただいておりますので、この場をお借りして報告をさせていただきます。

また、今後につきましても、引き続き関係を持つことはないというふうに申し上げさせていただきますので、ご理解をいただきたいと思っております。

続いて、ご質問にありました少子化対策等の施策に関してでございますけれども、答弁をさせていただきます。全国の自治体が人口減少、少子化に悩まされている中、滑川町においては阿部議員さんのご質問にありましたように、働く世代の人口増が続いております。滑川町は、平成23年から、全国に先駆け給食費の無償化事業を開始いたしました。これらの人口減少、少子化対策を先取りした施策は、10月3日に退任されます吉田町長の行政手腕が遺憾なく発揮された事例の一つで、こども医療費も含め、まさに先見の明ありの政策でございます。

また、滑川町の人口増、特に働く世代の増加により、滑川町では新設の小学校をはじめ、保育所、学童クラブをはじめとする子ども・子育ての環境の整備を継続的に実施してまいりました。こうした施策による人口増の相乗効果として、障害者施設など、町の福祉施設も年々充実さを増していると感じているところでございます。滑川町が先駆けて実施いたしました給食費、こども医療費の取組については、阿部議員さんのご指摘のとおり、無償化による経費以上の効果を町内に広くもたらしていると感じているところでございます。

一方で、滑川町においても、高齢者の人口は確実に増えつつあります。滑川町の高齢化率は、国や県の平均値と比較しますと、令和4年度現在22.9%という低い状況に変わりはありませんが、年々率は増加しております。したがって、滑川町の現状は、子ども・子育てに関連する事業を継続しながら、高齢者に関する福祉施策の一層の充実を図らなければならない段階にあると考えております。

ご指摘いただきました経済効果につきましては、今後改めて検証する必要があると考えておりますが、給食に使われております食材の地産地消や、福祉事業所における町内事業者からの受発注など、現在でも多くの効果が生じていると考えております。また、ご質問にございます福祉事業者への公的な支援に関しましては、他の事業者との兼ね合いもございますので、公正、公平の観点から慎重な判断が必要であると考えております。この点、ご理解をいただきたいと存じます。

最後に、国葬に関してのお答えをさせていただきます。現在のところ、国または県から弔意、弔旗に関する文書の発出はございません。また、個人を敬う行為は強制されるべきものではないと考えております。しかしながら、今後通知が発出される可能性もございます。したがって、現在のところは対応は未定でありますことにご理解をいただきたいと存じます。

以上、誠に言葉足りませんが、総括質疑に対する答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 次に、馬場教育長、答弁願います。

〔教育長 馬場敏男登壇〕

○教育長（馬場敏男） 阿部議員さんの総括質疑に対して、教育長、答弁させていただきます。

国葬に対しての教育委員会の対応ということまでのご質問かと存じます。現在国民に何か自粛をお願いすることは考えていないですとか、国民一人一人に弔意の表明を強制するものではなく、喪に服することを求めないというような国の見解もございます。教育委員会といたしましても、何かを個に強いることはするつもりはございません。また、対応につきましては、文部科学省や県の教育委員会などから通知等があれば、それを参考に検討させていただきたいと思っております。今のところ対応については未定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、再質問願います。

○14番（阿部弘明議員） すみません。国葬に関しては未定という、まだ通知が来ていないという判断だと思うのですが、来た場合についてはどういうふうな踏み込みというか、想定されているのか、その辺はいかがでしょうか。どうなるのかなという、非常に心配する声もあるのですが、

例えば学校で行われるというふうになると、なぜやるのかなという、子どもたちに説明しなければいけないのだらうと思いますし、庁舎でやるとなれば、本当に職員の皆さん、そして町民の皆さんにも説明が必要になるのではないかなと思うのですが、その辺はどんなふうになるか、想定範囲だと思いますけれども、お答えいただければと思います。

○議長（瀬上邦久議員） 小柳総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、阿部議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

通知の関係でございますけれども、現在のところ恐らく発出はされないだろうという想定でおります。これに関しましては、近隣の町村の動向等も確認させていただいております。滑川町も同様なのですが、文書等発出がなければ、特段改めて行為は行わないというところでございます。また、仮に通知が発出された場合ですけれども、先ほど言いましたように、内容によりやはり検討が必要でございます。ただ、基本的な考え方といたしましては、仮に行うに当たっても、弔意を表わす機会を設定することは必要かと思っておりますけれども、それを強要することはないというふうな考えでおりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 馬場教育長。

〔教育長 馬場敏男登壇〕

○教育長（馬場敏男） 阿部議員さんの質問に、教育長、答弁させていただきます。

先ほどの小柳課長と同様でございます。文書等がもし発出された場合も、その内容について十分吟味する必要があるかなというふうに思っています。また、町立の学校ですので、これについては町とも十分協議し、なおかつ教育委員会とも内容にもし協議が必要であれば、十分に協議をしたいと思っています。先ほどもお話ししたように、何かを個に強いることはするつもりはございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○14番（阿部弘明議員） ありがとうございます。これで終わります。

○議長（瀬上邦久議員） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） これをもちまして、総括質疑を終結します。

◎決算審査特別委員会設置、委員会付託

○議長（瀬上邦久議員） お諮りします。

認定第1号 令和3年度滑川町一般会計及び特別会計決算の認定について及び認定第2号 令和3年度滑川町水道事業会計における剰余金処分及び決算の認定についてにつきましては、12人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第1号及び認定第2号については、12人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、議長並びに議会選出の監査委員を除く12人全ての議員を指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会の委員は、議長及び議会選出の監査委員を除く12人全ての議員とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

◎次会日程の報告

○議長（瀬上邦久議員） 明日22日は休会となりますが、午前10時から全員協議会を開きます。

◎散会の宣告

○議長（瀬上邦久議員） 本日はこれにて散会いたします。

（午後 3時17分）

○議会事務局長（島田昌徳） ご起立願います。

相互に礼。

お疲れさまでした。

令和4年第233回滑川町議会定例会

令和4年9月28日（水曜日）

議 事 日 程 （第3号）

開議の宣告

- 1 議案第45号 滑川町パートナーシッププラン策定委員会条例の制定について
- 2 議案第46号 滑川町公有財産の取得及び処分価格審議会条例の制定について
- 3 議案第47号 滑川町地域福祉計画策定委員会条例の制定について
- 4 議案第48号 滑川町老人ホーム入所判定委員会条例の制定について
- 5 議案第49号 滑川町介護保険運営協議会条例の制定について
- 6 議案第50号 滑川町予防接種健康被害調査委員会条例の制定について
- 7 議案第51号 滑川町人・農地プラン検討会条例の制定について
- 8 議案第52号 滑川町教育支援委員会条例の制定について
- 9 議案第53号 滑川町立小中学校通学区域審議会条例の制定について
- 10 議案第54号 滑川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 11 議案第55号 滑川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 12 議案第56号 滑川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 13 議案第57号 滑川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 14 議案第58号 滑川町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 15 議案第59号 滑川町文化財保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 16 議案第60号 令和4年度滑川町一般会計補正予算（第2号）の議定について
- 17 議案第61号 令和4年度滑川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議定について
- 18 議案第62号 令和4年度滑川町介護保険特別会計補正予算（第1号）の議定について
- 19 議案第63号 令和4年度滑川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の議定について
- 20 議案第64号 令和4年度滑川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）の議定について
- 21 議案第65号 令和4年度滑川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の議定について
- 22 議案第66号 令和4年度滑川町浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）の議定について

- 2 3 議案第 6 7 号 令和 4 年度滑川町水道事業会計補正予算（第 2 号）の議定について
- 2 4 認定第 1 号 令和 3 年度滑川町一般会計及び特別会計決算の認定について
- 2 5 認定第 2 号 令和 3 年度滑川町水道事業会計における剰余金処分及び決算の認定について
- 2 6 請願第 2 号 建設アスベスト被害の全面解決へ、アスベスト建材製造企業の基金拋出等、「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める国への意見書を求める請願書
- 2 7 閉会中の継続調査の申し出について（議会運営委員会）

日程の追加

- 2 8 発議第 3 号 「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める意見書（案）の提出について

出席議員（14名）

1番	宮島一夫	議員	2番	高坂清二	議員
3番	松本幾雄	議員	5番	上野葉月	議員
6番	井上奈保子	議員	7番	紫藤明	議員
8番	小澤実	議員	9番	北堀一廣	議員
10番	上野廣	議員	11番	菅間孝夫	議員
12番	内田敏雄	議員	13番	吉野正浩	議員
14番	阿部弘明	議員	15番	瀬上邦久	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	吉田昇
副町長	柳克実
教育長	馬場敏男
総務政策課長	小柳博司
税務課長	篠崎仁志
会計管理者兼 会計課長	高坂克美
町民保険課長	岩附利昭
福祉課長	木村晴彦
高齢介護課長	篠崎美幸
健康づくり課長	武井宏見
環境課長	関口正幸
産業振興課長兼 農業委員会事務局長	服部進也
建設課長	稲村茂之
教育委員会事務局長	澄川淳
上下水道課長	會澤孝之
代表監査委員	新井佳男

本会議に出席した事務局職員

議会事務局長	島田昌徳
書記	田島百華

録 音 権 田 尚 司

○議会議務局長（島田昌徳） ご起立願います。

相互に礼。よろしく願います。

ご着席願います。

◎開議の宣告

○議長（瀬上邦久議員） 皆さん、おはようございます。議員各位には大変ご多用のところ、第233回滑川町議会定例会第9日目にご参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、決算審査特別委員会審査報告書をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

（午前10時00分）

◎答弁の補足

○議長（瀬上邦久議員） ここで、一昨日、26日の決算審査特別委員会において、上野葉月委員、井上奈保子委員、阿部弘明委員の質問に対する答弁について、澄川教育委員会事務局長より発言を求められておりますので、これを許可します。

澄川教育委員会事務局長、願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、議長のお許しをいただきましたので、9月26日の決算審査特別委員会での再質問の中で、後ほど確認してご報告とさせていただいた事項について確認ができましたので、この場をお借りしてご報告させていただきます。

最初に、上野委員からの再質問の中で、小中学校におけるICT等の電算関連経費についてご質問がありましたので、令和3年度決算額中の金額をご報告いたします。小学校、中学校全て合算になりますが、賃貸借料で5,267万6,698円、委託料が957万4,720円、備品購入費が617万7,600円、その他修繕料やインターネット回線のプロバイダー使用料等で173万9,210円、合計で7,016万8,228円となります。令和3年度につきましては、GIGA端末の追加の購入、また新型コロナの臨時交付金を使ったプロジェクターの整備等ありましたので、例年よりは金額的には大きくなっている傾向でございます。

続きまして、井上委員からの再質問の中で、ガス式の空調設備を使っている学校の空調設備のガス代及び電気式空調設備の電気代についてご質問がありましたので、ご報告をいたします。なお、電気式空調設備にかかる電気代については把握できませんでしたので、電気式空調設備を入れている学校の電気代の合計額、総額という形で報告をさせていただきます。まずはガス代です。宮前小

学校の空調のガス代ですが、80万7,246円です。滑川中学校の空調設備のガス代が83万3,793円です。幼稚園の空調設備のガス代が42万4,973円となっています。続いて、各校の電気料になります。宮前小学校の電気料ですが、284万9,096円です。福田小学校の電気代が163万7,668円です。月の輪小学校の電気代が517万2,192円です。滑川中学校の電気代が569万6,518円となっています。

次に、今年度の空調設備の稼働日数ということですが、今年につきましては6月10日から各校とも空調を稼働しています。6月が15日間、7月が13日間プラス、夏休みに入ってから7日間なので、合計で20日間。8月が19日間、9月に入ってから今日までで20日間の稼働日数となっており、合計で74日、空調設備を今年は稼働をしております。

最後に、阿部委員からの再質問の中でありました給食の食品残渣について、こちらについてご報告をいたします。食品残渣の量なのですが、こちらについては委託先の埼玉学校給食は、東松山市、また私立学校等も一緒に給食のほうを提供していますので、それら全て合計をして処分をしているそうです。これにつきまして、給食の提供している食数で案分をして、滑川町分ということで算定をさせていただきました。滑川町の食数割合は、埼玉学校給食が受けている全体の34%に当たりますので、1日当たり約90キロの食品残渣が出るということです。年間で181回の給食の提供を昨年度は行っておりますので、単純に181を掛けて1万6,290キロ、16.29トンという形になります。

処理費についてなのですが、こちらについては業者さんに確認したところ、ちょっとすぐには出せませんということで返事をいただきました。ただ、参考なのですが、衛生組合のほうで一般事業系の可燃ごみとして処理するときの処理単価については10キロ200円だそうです。この価格を基準にそこまでの運搬費や人件費等がかかって、実際の処理料がかかっているというふうに推察されます。また、食品残渣の処理方法ということですが、全て可燃ごみとして処分をしているということです。

以上、再質問における確認事項のご報告とさせていただきます。

◎議案第45号の説明、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 日程第1、議案第45号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

小柳総務政策課長に提出議案の説明を求めます。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、議案第45号をご説明いたします。

議案第45号 滑川町パートナーシッププラン策定委員会条例の制定について。

滑川町パートナーシッププラン策定委員会条例を別紙のとおり制定する。

令和4年9月20日提出

滑川町長 吉田 昇

提案理由でございますが、滑川町パートナーシッププランの策定について調査審議する会議体を設置するため、滑川町パートナーシッププラン策定委員会条例を制定したく、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

本定例議会においては、委員会審議会などに関します新たな条例制定を複数上程しております。これらにつきましては、昨年度から現在設置しております委員会審議会等について全庁的な見直し作業を行い、地方自治法に規定された附属機関に該当する委員会等については現在の要項や規則等を廃止し、新たに条例による設置とするものでございます。本条例制定につきましても、現在は要項により設置をしておりますが、条例による委員会設置としたく、上程するものでございます。

ページをおめくりいただきまして、条例文をお開きください。本条例は、第1条、設置から第10条、委任まで全10条で構成されております。内容につきましては、現在制定しております要綱を基本に、新たに第8条、守秘義務を追加したほか、大きな差異はございません。

なお、施行は、令和5年4月1日からでございます。

以上、誠に雑駁ではございますが、議案第45号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（瀬上邦久議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質問時間は答弁を含み30分とします。

質問形式は、対面一問一答方式とします。

議長より指名を受けた質問者は、質問席に着き、質疑に入ります。1回目に一括質疑、一括答弁、または最初から一問一答方式にするかは、質問者に委ねます。

質疑ありませんか。

阿部議員、質疑願います。

〔14番 阿部弘明議員登壇〕

○14番（阿部弘明議員） 14番、阿部弘明です。よろしく願いいたします。

今年第3次滑川町パートナーシッププランが策定されているわけですが、もう一度このプランをつくり直すということなのではないでしょうか。その辺を教えてください。

○議長（瀬上邦久議員） 小柳総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、阿部議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

先ほどお話のありました第3次の滑川町パートナーシッププランにつきましては、2022年度から2031年度にかけての10年間のプランを令和3年度策定いたしました。この際に、委員会としてご審議をいただいたのが、現在の要綱による設置の委員会でございます。したがって、このプラン

の切れます2031年度以降の新たなプラン策定に当たっては、この条例による設置の委員によりご審議をいただくということになりますので、プラン自体をこの委員によりすぐ見直すというものではございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、質疑願います。

○14番（阿部弘明議員） この第3次のパートナーシッププランの中で、まだ十分な審議されていないとか、私が求めてきておりますパートナーシップ制度などのことについて議論したり、その条例化をするというような、そういったような議論をするということによろしいのでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 小柳総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、阿部議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

本条例につきましては、パートナーシッププランの策定委員会ということでございます。したがって、先ほど申し上げましたように、次期のパートナーシッププランを策定するときに委員にご参集いただきまして審議をいただくというものでございます。ご質問いただきましたパートナーシップ制度、ファミリーシップ制度については、この委員会とは直接関わりのないことではございます。現状を申し上げますと、今滑川町においては近隣の市町村と連携をした形で、単独ではなくて、お互いに住民異動も可能な形で宣言のほうをしたいということで、今調整を図っている段階でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、質疑願います。

○14番（阿部弘明議員） パートナーシップ制度については、埼玉県でもかなりの自治体が制定して、制定しているところと制定してないところとあるわけですが、制定してないところにも例えば引っ越してきたりすると、いろんな不都合が、不利益が及んでしまうというようなことがあるわけなのですが、その近隣のという、この自治体の範囲というか、埼玉県ではかなり自治体が制定している県だというふうに思うのですけれども、何かこう基準、ちょっとよく分からないのですが、例えば隣の町だとかいうような感覚なのか。要するに結構異動がこの町は激しいというか、転入して来られる方が結構多いわけですが、そういったようなことを考えると、なるべく早い段階での、近隣との関係というよりも、この町独自の考え方をきちんとしておく必要があるのかなというふうに思いますが、どうでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 小柳総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、阿部議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

町の考え方といたしましては、パートナーシップ、ファミリーシップについては、導入をいずれ

行うという考えでございます。先ほど阿部議員のほうからもお話がありましたが、この制度につきましては現在各市町村単独での宣言ということになっておりまして、ある市からほかの市、町に異動した場合については、全てその転入転出者がゼロからこの制度を新しいところに申し込まなければならぬといったようなところの取扱いでございます。個人的な考えではございますが、埼玉県が県として統一の考えを持って、県内の市町村同様に扱っていただく、取扱いできるようにしていただくのが一番よろしいかというふうに考えておりますが、ご承知のとおり、県内各市町村においてはかなりの数が既に発出しております。

現在滑川町が協議を行っている、話し合いを行っているところといたしましては、具体的には嵐山町、小川町、この2町でございます。お隣の東松山市については、既にパートナーシップの制度を発出しておりまして、これの制度と今後滑川町が繰り入れる予定の制度というのが合致しないと、双方やはり共同で宣言というわけにはまいりません。したがって、他町との連携の中でこういったものをこの3町で組み入れていくか、その結果を後ほど東松山市のほうに投げしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、質疑願います。

○14番（阿部弘明議員） 県や国全体の方向がこういう方向になればいいのですが、なかなかそういうふうに、今それぞれの自治体の判断ということになっているわけですが、今様々な多様性が認められる社会にしようというようなことで、こういった制度の拡大が進められてきているというふうに思うのです。

そういった中で、やはりこれだけ若い方が流入したり、子育てとか、そういった家庭を築かれています方が多い町になっているわけですから、ぜひこの制度、あるとないとはかなりいろいろ、ないと本当にあるところと不利益が生じるような場面がたくさん出てきているということで、やはりこの制度の有用性というのはいろんなところで認められていることだというふうに思うのです。ぜひその点についてはご理解していただいているというふうに思うのですけれども、なるべく早い時期にこの制定のほうをお願いしたいなというふうに思います。よろしく願いいたします。

私の質問は以上です。

○議長（瀬上邦久議員） ほかに質疑ありませんか。

上野葉月議員、質疑願います。

〔5番 上野葉月議員登壇〕

○5番（上野葉月議員） 上野葉月です。質問させていただきます。

第3条の委員会のメンバー構成についてなのですが、公募による町民が3人以内、学識経験者が10人以内、その他町長が認める者が5人以内です。学識経験者10人というのが、ほかの委員会等に比べてもかなり多くなっているかなということと、それからパートナーシッププランという

ところで、目的が社会におけるいろいろな方々の多様性を確保することや、その多様性を持った方々への保障、社会的な仕組みとしての保障を行っていくというのが全体の方向性で、その中での委員会条例なのかなと思います。

それに対して、この委員会の構成メンバーというのがちょっといろんな人をもっと入れるべき委員会だと思うのですけれども。まず、この学識経験者10人以内というのは具体的にはどのような想定をしているかを教えてください。

○議長（瀬上邦久議員） 小柳総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、上野葉月議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

学識経験者の委員の内容でございますが、昨年度作成いたしましたパートナーシッププラン策定委員会の委員の方を参考に答弁させていただきます。内容的には、人権擁護委員、社会教育委員、各小学校のPTA、また各中学校のPTA、民生児童委員協議会、最後に町議会議員というような方々で構成されております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員、質疑願います。

○5番（上野葉月議員） ありがとうございます。

私もこのパートナーシッププラン策定、令和3年度に作成したものに参加させていただいたのですけれども、このメンバー構成は非常によかったと思います。イメージとしては、今おっしゃったようなところをイメージされているのかもしれないのですが、この書き方をしてしまうと、ちょっとそこへの連想というのはできないかなと思うのです。この後出てくる議案になるのですけれども、例えば議案第47号の地域福祉計画ですと、福祉関係団体の代表者、学校教育関係の代表者、今おっしゃったような参加者とほぼスライドするところがもう少し具体的に書かれているように思えます。なので、この学識経験者という言葉をもう少し表現を変えて、今イメージされているところをそのままでもいいかと思うのですけれども、この表現だと違う方向に持っていくことも文章からだとできてしまうと思うのです。そここのところの書き方の検討、今イメージされているところで私はそこでいいと思うので、この書き方との乖離というところをもう少し埋める表現にしていきたいなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 小柳総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、上野葉月議員さんのご質問にご答弁申し上げます。

ご提案いただきましたものにつきましては、持ち帰って担当内で改めて検討させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員、質疑願います。

○5番（上野葉月議員） パートナーシッププランというところで、ほかの委員会でももちろんなのですけども、特に多様性を持った方の参加や、それから女性の参加というのも求められる委員会になってくると思います。その中で、この委員会の組織構成の選び方及び表現の仕方というのをもう少し検討していただきたいなと思います。今ご答弁いただいたので、ぜひとも検討して、盛り込んでいただけたらなと思います。

質問は以上です。

○議長（瀬上邦久議員） ほかにありませんか。

吉野議員、質疑願います。

〔13番 吉野正浩議員登壇〕

○13番（吉野正浩議員） 13番、吉野正浩です。議長のお許しをいただきましたので、質問させていただきます。

私は、法制関係全般についてお伺いしたいと思います。議案第45号から第53号までの条例制定で、52号を除いて全て既に制定している要綱や規則を条例化したものと思われます。条例化する狙いを、先ほどありましたが、もう少し詳しくお伺いしたいと思います。

○議長（瀬上邦久議員） 総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、吉野議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

冒頭申し上げましたように、昨年度から本年度にかけて、滑川町では全庁的に委員会、審議会等の設置根拠について検討を行ってまいりました。今般条例制定ということで上程させていただいているものの委員会等につきましては、基本的な考え方で申し上げますと、行政執行に関して審査、審議、または調査等を行う機関といった内容で、直接行政執行に関わる部分が多いものということで、その部分については地方自治法上で規定する附属機関として制定したいという趣旨でございます。

また、今般条例等の制定を行わない委員会につきましては、行政執行上参考となる意見の聴取ですとか懇談会ですとか、こういったものについては条例の制定については、今回は見送りをさせていただいたという経緯でございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 吉野議員、質疑願います。

○13番（吉野正浩議員） 私は、違った面から見させていただきますと、附属機関で審議すべき事項を要綱等設置の、いわゆる私的諮問機関で審議し、報酬を支払ったことを違法とする判例が出ています。ある地方裁判所では違法としています。これは、給与を払う場合は条例主義というのがござ

います。これを念頭にしたこともあるのではないかと思います。その点について伺うことと、少し遅れたのではないですかということをお聞きしたいと思います。

○議長（瀬上邦久議員） 総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、吉野議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

確かに今回の見直しに関しては、報酬等の支出の根拠といったものについて非常に要綱等では曖昧な部分がありましたので、この辺のところもしっかり整合性を保つといったところもやはり大きな目的でございます。ご承知のとおり、組織体につきましては全会一致、もしくは多数決によって、委員長や会長、議長等のそういった審議を経た中で決定していくものでございます。今般の組織改正、設置根拠の改正につきましては、町の内部機関ということの取扱いでございますので、外郭の団体といった取扱いではございません。したがって、自治法上で規定する附属機関というような規定になっております。

また、ご質問いただきました時期に関してでございますけれども、おっしゃるとおり、確かにこれまで各担当や課局長においても、その設置根拠に関しては非常に疑問に思っていたといったものが長く続いていたというふうに感じております。したがって、今回、昨年からになりますけれども、時間は多少かかりましたけれども、ここで一旦大きな見直しを行い、これにより今後のものを進めていくという意思決定でございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 吉野議員、質疑願います。

○13番（吉野正浩議員） 分かりました。少し遅れた対応だと思いますけれども、了解いたしました。

以上です。

○議長（瀬上邦久議員） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより議案第45号 滑川町パートナーシッププラン策定委員会条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員です。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

◎議案第46号の説明、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 日程第2、議案第46号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

小柳総務政策課長に提出議案の説明を求めます。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、議案第46号をご説明いたします。

議案第46号 滑川町公有財産の取得及び処分価格審議会条例の制定について。

滑川町公有財産の取得及び処分価格審議会条例を別紙のとおり制定する。

令和4年9月20日提出

滑川町長 吉田 昇

提案理由でございますが、町の公有財産の取得及び処分に係る適正な価格を調査審議する会議体を設置するため、滑川町公有財産の取得及び処分価格審議会条例を制定したく、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

本条例につきましても、先ほどの議案第45号と同様、委員会審議会の設置根拠の見直しにより、地方自治法に規定される附属機関に該当する審議会として設置したいものでございます。

なお、現行については規則で設定しておりますので、この規則を廃止し、本条例による設置とするものでございます。

ページをおめくりいただきまして、条例文をご参照ください。本条例につきましては、第1条、設置から第10条、委任まで全10条で構成されております。内容につきましては、現在制定しております規則を基本に、現在答申として規定しております条文を削除し、新たに第7条として意見聴取等の条文を加えております。その他現行と大きな差異はございません。

なお、施行については、令和5年4月1日からでございます。

以上、誠に雑駁ではございますが、議案第46号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（瀬上邦久議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

吉野議員、質疑願います。

〔13番 吉野正浩議員登壇〕

○13番（吉野正浩議員） 13番、吉野正浩です。議長のお許しをいただきましたので、質問させていただきます。

審議会条例第2条第2号の審議会の所掌事務の予定価格は、ここで見ますと2,000万円以上の不動産となっています。地方自治法第96条第1項第8号の規定による議会の議決に付さなければならぬ財産の取得または処分の予定価格は、条例でこの予定価格は700万円以上の不動産となっております。面積については、これは5,000平方メートル以上となっております。ただ、予定価格については、議会の議決事項は700万円以上、この審議会にかかる予定価格は2,000万円以上の不動産となっております。この違いというのはどうしたことか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（瀬上邦久議員） 総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、吉田議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

今般の条例の制定につきましては、基本的に先ほど申し上げましたように、現在規則で整備しておりますものを基に制定しております。ご質問をいただきました議会への報告700万円、また今回の予定価格2,000万円につきましては、この予定価格、今条例の2,000万円については、従来規則と同様の扱いということで今般条例を上程させていただきました。

なお、吉野議員さんのお話にありました価格等につきましては、ご承知のとおり、必要に応じて議会の議員皆様には町のほうから逐次報告をさせていただいておりますので、その点ご理解をいただければと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 吉野議員、質疑願います。

○13番（吉野正浩議員） 要するに、審議会にかかる、町としてかける事項は2,000万円以上で高額のものという解釈で、議会にかかる議決事項の不動産については予定価格が700万円以上。ですから、要はこの審議会にかからないものも議会にかかるということになるわけです。そういったときに首長、市長の諮問機関、そういったものでの意見、住民の意見、そういうものが町と議会だけで判断されるということで、市民の声というのは入ってこないということになるわけですが、そういった中で議会が議決をする際にやはりこの審議会、住民も入れた、知識を有する有識者の方も入れた方から審議された内容を我々はそれを議決の一つの目安とする、目安というか、判断材料にするということは非常に重要なことだと思うのです。これは、以前から2,000万円以上ということになっていると思うのですけれども、その辺でやはり議会としてもできればこの700万円以上という同じにしておいていただいたほうが、議決するときに対して非常に参考となるとは思います。ご意見を伺いたいと思います。

○議長（瀬上邦久議員） 総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、吉野議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

ご提案いただきました内容につきましては、持ち帰りまして課内で十分検討を進めてまいりたい

と考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 吉野議員、質疑願います。

○13番（吉野正浩議員） ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

○議長（瀬上邦久議員） ほかに質疑は。

上野葉月議員、質疑願います。

〔5番 上野葉月議員登壇〕

○5番（上野葉月議員） 上野葉月です。質問いたします。

第3条の審議会のメンバーなのですが、先ほど吉野議員から質問があったように、議会のほうで700万円というところでは審議にかかります。そして、(2)が議会の議員2人以内、(3)が町の常勤職員4人以内、そうしますと委員のうち半数以上が内部、内部というか、完全に外部の方が入ってこないようなメンバー構成になっているのかなというふうに思います。この知識、経験を有する者3人以内というのは、具体的には今までどういう方が入っているのでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、上野葉月議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

こちらの審議会につきましては、過去遡って情報等を確認させていただきました。そういった中では、しばらくの間開催されていないといったようなことがございます。したがって、過去の事例というよりは、今般条例制定となりますので、これをきっかけにこういった者を学識経験を有する者として会議のほうに関わっていただくかといったものを論議したいというふうに考えております。現状考えておりますのが、どうしても不動産等の売買になりますので、そういったものに関して知識の深い方、こういった方を優先して選定していきたいというふうに考えております。また、広く町の全般的にわたる物事に関して知見の深い方についても、やはりこれに加わっていく必要があるかなというふうに考えております。具体的には、現状まだこういった分野といったところはまだ定まっておらないということでご理解いただければと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員、質疑願います。

○5番（上野葉月議員） 分かりました。

例えば税務のほうで固定資産の評価をして、評価額を決定しております不動産鑑定士でありますとかは、価格を法的に評価する者として入ってきてもいいのかなというふうに思います。それから、区長さんなど、外部のあまり利害関係のない民間の人というのが入る必要があるのではないかと、思います。町の公有財産の取得というところで、取得の可否というよりは、主に価格に関する委員

会だと思えるのですけれども、公有財産を土地を取得して、取得のときの調整やら、会議が不十分で目的実現に至らない土地が存在する。公的な利用がなかなかされないでいるというような資産も、ここ何年か出てきてしまっていると思います。なので、この審議会がそういう点について審議するものではないとは思いますが、そのような点も思慮に入れて、多くの方、多くの審査機関が、大きな金額が動くものですので、経過するようにして、より公平性の高い公有財産の運用の仕方に資する審議会となっていくといいかなというふうに思います。なので、しばらく開催されていないということですが、先ほどのお話にあった予定価格のもう少し引き下げるであるとか、審議会にもう少し民間の方を入れていくとかいうことを検討していただきたいと思います。

質問は以上です。

○議長（瀬上邦久議員） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） これをもちまして、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより議案第46号 滑川町公有財産の及び処分価格審議会条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員です。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

◎議案第47号の説明、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 日程第3、議案第47号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

木村福祉課長に提出議案の説明を求めます。

〔福祉課長 木村晴彦登壇〕

○福祉課長（木村晴彦） 福祉課長、議案第47号 滑川町地域福祉計画策定委員会条例の制定についてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、滑川町地域福祉計画の策定について調査、審議する会議体を設置するため、滑川町地域福祉計画策定委員会条例を制定したく、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

本条例につきましても、滑川町地域福祉計画策定委員会は町の附属機関に該当することにより、設置根拠の条例化が必要であることから、今回条例を制定するものでございます。

主な内容につきましてご説明申し上げます。ページをおめくりいただきまして、第1条において地域福祉計画の策定のための委員会を設置することについて規定をさせていただいております。

第2条では所掌事務について、第3条では委員会の組織、第4条では委員の任期、第5条では正副委員長について、ページをおめくりいただき、第6条では会議について、第7条については意見聴取、第8条については守秘義務、第9条については庶務についてを規定してございます。

なお、附則におきまして、施行期日を令和5年4月1日からの適用とさせていただきます。

以上で議案の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（瀬上邦久議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

阿部議員、質疑願います。

〔14番 阿部弘明議員登壇〕

○14番（阿部弘明議員） 14番、阿部弘明です。よろしく願います。

先ほどと同じようなことで質問させていただきたいと思いますが、この第3次滑川町地域福祉計画が今年の3月に策定されていますけれども、この委員会をつくって、この策定に関して、今後この計画に基づく政策が具体化をされるというようなことについて、この委員会では審議をされるのかどうかをお聞きします。

○議長（瀬上邦久議員） 福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 木村晴彦登壇〕

○福祉課長（木村晴彦） 福祉課長、阿部議員の質問に答弁させていただきます。

ご指摘いただきました第3次滑川町地域福祉計画につきましては、令和4年の3月に計画が策定されまして、令和4年度から令和8年度の間地域福祉に関する計画をまとめたものでございます。

なお、本条例につきましては、令和9年度以降の地域福祉計画策定に向けての策定の委員会の条例設置とさせていただいておりますので、ご理解いただければと思います。よろしく願います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、質疑願います。

○14番（阿部弘明議員） 次期の計画をつくる委員会ということですが、この第3次の計画で様々な指摘がされて、要するに問題提起はされているのですけれども、それでは具体的にどうするのかというような具体的な計画がないのではないかなというふうに思うのです。そういった計画はつくったけれども、あとは皆さんで考えてくださいというような、こういった委員会でいいのかな

という気持ちはあるのですけれども、やはり次の計画をつくるということであれば、今つくっているこの計画に従った具体的な問題点、また今やらなければいけないようなことについても、せっかく検討委員会をつくるわけですから、そういったことまで協議をするというようなことが必要なのではないかなというふうに思うのです。

例えば自治会の加入率がどんどん下がってきていて、そして福祉関係の、地域福祉の情報がなかなか手に入らない、手に入りづらいというような声もここには載っているのですけれども、では具体的にどうするのかというようなことが示されてないし、具体的にその辺は当局のほうで考えていくのかなと思いますけれども、こういった審議会の中での協議というのは必要ないのかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 木村晴彦登壇〕

○福祉課長（木村晴彦） 福祉課長、阿部議員の質問に答弁をさせていただきます。

ご指摘のとおり、本計画策定に伴いまして、今回アンケート調査を実施してございます。そのアンケート調査の結果によりまして、おっしゃっているとおり、なかなか声が届かない状況もアンケートの結果に出ておるところでございます。それを受けまして、計画の推進ということで、今回の計画にも今後どうしていったらいいかという方向性も導いておりまして、計画の普及や啓発活動、さらには町民、自治会、ボランティア団体等との協働による計画の推進ということを示させていただいております。今回の策定委員会での審議については、必要に応じてその方向性、中間的に見直しが必要であれば開催をして、修正が必要な場合については議論を重ねる必要があると思いますので、必要に応じて開催をしていくことについて検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、質疑願います。

○14番（阿部弘明議員） 全体的に様々なこの委員会での審議ができて、こういった計画をつくって終わりみたいな傾向があるのだろうというふうに思いますけれども、その後の計画が具体化されるかどうかというようなことも含めて、そういったような様々な総合計画だとか、いろいろなものをつくりましても、全体で検証したりというようなことがやはり必要だというふうに思うのですけれども、全体的にどうでしょうか。必要に応じてとなれば、必要がなければやらないわけですから。ただ、計画はつくったけれども、どういうふうに行われているのか、今年度はどこまで進むのかなどの、やはりこの審議、協議というのは必要なのかなというふうに思うのですけれども、全体的にどうですか。そういったような委員会の在り方としていかがでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 木村晴彦登壇〕

○福祉課長（木村晴彦） 福祉課長、阿部議員の質問に答弁させていただきます。

全体的に様々な計画でもうたわれておりますとおり、計画の進行管理あるいは評価というものについては必要となっております。本計画についても例外ではなく、P D C Aサイクルを用いた進行管理を行うことになっておりますので、そちらの中で計画策定、それと実行と点検については進めていく必要があると考えておるところでございます。ご理解いただければと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、質疑願います。

○14番（阿部弘明議員） 総務政策課長さん、どうでしょう。そういったような検討というのは必要ないかなと。

○議長（瀬上邦久議員） 総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、阿部議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

先ほど福祉課長のほうから、地域福祉計画に関してのサイクル等のお話ございました。滑川町役場においては、各課局においてそれぞれ様々な計画を作成しております。やはりこういった計画については、年度ごとの進捗管理といったものをしていく必要があるというふうに感じております。一例を挙げますと、滑川町の総合振興計画に関しては毎年度、その事業評価というものを各課局にお願いして、それで管理を行っているところです。各個別の計画においても申し上げましたように、それぞれの課局において目標達成のための進捗管理を行うといったところが一つ、大きなポイントだと感じております。

また、先ほどもお話がありましたが、計画年に関しては大体3年、5年、10年といったようなサイクルのものが非常に多いわけですが、それぞれ通常、その中間年においては見直しの作業といったものを行いながら、この当初の計画年における達成といったものをやはり図っております。また、次期計画の作成に関しては、現計画の達成度等も評価をしながら、次の計画に向けての策定ということもやっておりますので、様々な面で現計画がどのように進んでいるのかといったものを多角的に検証していきながら、事業を推進する必要があるというふうに感じております。なかなか職員等の数も限られておりますので、全てに関して予定どおりというわけにはまいらないわけではございますが、それぞれ職員においては頭の隅に置いてこの件について取り組んでおりますので、ご理解をいただければと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、質疑願います。

○14番（阿部弘明議員） どの程度の頻度で点検というか、やっていくのかというようなことはそれぞれの計画で違うというふうに思うのですけれども、そういったようなことを随時やっていくというような考え方も必要かなというふうに思いますし、特に福祉計画については様々な問題がいろいろ

ろ出ていますので、この委員委員会に限らず、いろいろな方のご意見を聞いて進めていくようなことが必要なのかなというふうに思うのです。

結構厄介な問題もいろいろ抱えていますので、そういったようなことを住民の皆さんや様々な自治会の皆さんだとか、いろいろ意見を聞きながら進めていかなければいけない問題が多数あるというふうに思いますので、ぜひ年度ごとというよりも、もう少し頻度を高めながら具体化をしていくというようなことを町としてもお願いしたいなというふうに思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（瀬上邦久議員） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより議案第47号 滑川町地域福祉計画策定委員会条例の制定について採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員です。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩とします。再開は午前11時10分とします。11時10分。よろしく申し上げます。

休 憩 （午前10時58分）

再 開 （午前11時10分）

○議長（瀬上邦久議員） 再開します。

◎議案第48号の説明、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 日程第4、議案第48号を議題とします。

事務局長より朗読を願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

篠崎高齢介護課長に提出議案の説明を求めます。

〔高齢介護課長 篠崎美幸登壇〕

○高齢介護課長（篠崎美幸） 高齢介護課長、議案第48号 滑川町老人ホーム入所判定委員会条例の制定についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、老人福祉法第11条第1項に規定する措置について調査、審議する会議体を設置するため、滑川町老人ホーム入所判定委員会条例を制定したく、地方自治法第96条第1項の規定により議決を求めるものでございます。

本条例につきましても、附属機関の条例化に伴いまして、滑川町老人ホーム入所判定委員会要綱を廃止し、条例を制定するものです。

老人ホーム入所判定委員会は、老人ホーム入所の措置及び措置継続の要否を判定する委員会となります。入所対象者はおおむね65歳以上であって、身体の衰えや家庭の事情、経済的な理由により居宅での生活が困難な高齢者となります。現在は、介護保険法を優先に対応させていただいておりますので、平成16年3月以降、入所判定委員会の開催はございません。また、措置対象の方は、平成25年6月以降ゼロ人となっております。今後必要になった場合には、この条例に基づきまして委員会を設置することとなります。

以上、議案第48号の説明といたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（瀬上邦久議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

内田議員、質疑願います。

〔12番 内田敏雄議員登壇〕

○12番（内田敏雄議員） 12番、内田敏雄です。議長のお許しをいただきましたので、質問させていただきます。

老人ホームの入所について、まずその手順というか、流れを教えてくださいませんか。

○議長（瀬上邦久議員） 高齢介護課長、答弁願います。

〔高齢介護課長 篠崎美幸登壇〕

○高齢介護課長（篠崎美幸） 高齢介護課長、内田議員の質問に答弁させていただきます。

老人ホームの入所の流れということですが、今回は対象者が65歳以上の方で、身体の衰えや家庭の事情、経済的な理由により居宅での生活が困難な高齢者ということで、そのような事例があった場合に、この委員会を制定して、入所の判定を決定するものとなっております。

以上の流れとなります。

○議長（瀬上邦久議員） 内田議員、質疑願います。

○12番（内田敏雄議員） すみません。具体的に誰が誰に申請をして、町長のところからどういうふうな諮問が行って、その結果をどういうふうに反映していくのかというところをお聞きしたいのですけれども。

○議長（瀬上邦久議員） 高齢介護課長、答弁願います。

〔高齢介護課長 篠崎美幸登壇〕

○高齢介護課長（篠崎美幸） 高齢介護課長、内田議員の質問に答弁させていただきます。

相談は、本人またはその関係者から町の担当者に相談があった場合に、入所が必要と認める場合にこの委員会を制定して、入所について判定する流れになっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 内田議員、質疑願います。

○12番（内田敏雄議員） ここでいう老人ホームというのは、町内の老人ホームに限られるわけですか、それとも町外のものも含まれるのでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 高齢介護課長、答弁願います。

〔高齢介護課長 篠崎美幸登壇〕

○高齢介護課長（篠崎美幸） 高齢介護課長、内田議員の質問に答弁させていただきます。

今回の老人ホーム入所の施設ですけれども、これは養護老人ホームという施設に限定されておりますので、町内にはない施設でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 内田議員、質疑願います。

○12番（内田敏雄議員） 入所の判定を行うには、その判定となる基準があると思うのですが、その基準はどのようなふうになっていますでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 高齢介護課長、答弁願います。

〔高齢介護課長 篠崎美幸登壇〕

○高齢介護課長（篠崎美幸） 高齢介護課長、内田議員のご質問に答弁させていただきます。

詳細な判断基準、数値的な判断基準はございませんが、今回の入所対象者はおおむね65歳以上であって、身体の衰えや家庭の事情、経済的な理由により居宅での生活が困難な高齢者が対象となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 内田議員、質疑願います。

○12番（内田敏雄議員） 今の基準というのは、町の中でそういう規定があるのですか。それとも、厚生省から昔判定基準みたいなものが、何か目安として出ていたと思うのですが、それを使っているということなんでしょうか。町独自で基準を持っているわけではなく。いかがでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 高齢介護課長、答弁願います。

〔高齢介護課長 篠崎美幸登壇〕

○高齢介護課長（篠崎美幸） 高齢介護課長、内田議員の質問に答弁させていただきます。

町の基準というわけではなく、あくまでもこの入所判定は老人福祉法に基づく入所になりますので、国のほうの基準になっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 内田議員、質疑願います。

○12番（内田敏雄議員） すみません。最後に1つ。

この条例の中で、1回入所すると、あとは何か判定をすとか。1回入ったら入ったきりで、もう出られないわけではないと思うのです。状況が改善すれば、退所もあり得ると思うのですけれども、そういう判定というのはこの中には含まれないのでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 高齢介護課長、答弁願います。

〔高齢介護課長 篠崎美幸登壇〕

○高齢介護課長（篠崎美幸） 高齢介護課長、内田議員のご質問に答弁いたします。

この入所判定委員会は、入所とその後の継続の可否についても判定する委員会となっておりますので、その後についても判定する機会があります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 内田議員、質疑願います。

○12番（内田敏雄議員） 継続するか変更するかの判断なのですか、それはこの判定会で決めた人に対してのみ行うものなのですか、それ以外の方にも適用することはあるのでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 高齢介護課長、答弁願います。

〔高齢介護課長 篠崎美幸登壇〕

○高齢介護課長（篠崎美幸） 高齢介護課長、内田議員の質問に答弁いたします。

あくまでもこの入所判定委員会を通った方が対象となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 内田議員、質疑願います。

○12番（内田敏雄議員） 私の質問は以上です。どうもありがとうございました。

○議長（瀬上邦久議員） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより議案第48号 滑川町老人ホーム入所判定委員会条例の制定についてを採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員です。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

○議長（瀬上邦久議員） 日程第5、議案第49号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

篠崎高齢介護課長に提出議案の説明を求めます。

〔高齢介護課長 篠崎美幸登壇〕

○高齢介護課長（篠崎美幸） 高齢介護課長、議案第49号 滑川町介護保険運営協議会条例の制定についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、町の介護保険運営について調査、審議する会議体を設置するため、滑川町介護保険運営協議会条例を制定したく、地方自治法第96条第1項の規定により議決を求めますのでございます。

本条例につきましても、附属機関の条例化に伴いまして、滑川町介護保険運営協議会設置要綱を廃止し、条例を制定するものです。

また、滑川町地域包括支援センター運営協議会と滑川町地域密着型サービス運営委員会は、介護保険運営協議会委員をもって構成するとありますので、この2つの要綱も統合した条例となっております。

以上、議案第49号の説明といたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（瀬上邦久議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

内田議員、質疑願います。

〔12番 内田敏雄議員登壇〕

○12番（内田敏雄議員） 12番、内田敏雄です。

すみません。1点だけ教えていただきたいのですが。

○議長（瀬上邦久議員） 内田議員、マイクにもう少し近づいて発言をお願いします。

○12番（内田敏雄議員） 12番、内田敏雄です。1点だけ、ちょっと質問をさせていただきたいのですが、先ほど吉野議員から最初の質問で、何か条例の見直しを行ったというのは総務政策課長から回答があったのですが、この介護保険の運営協議会の条例なのですが、前要綱のほうで規定されていたものを条例に引き上げたものだと思うのですが、国民健康保険のほうはたしか規程の中で規定していると思うのです。その差は何なのでしょう。

○議長（瀬上邦久議員） 町民保険課長、答弁願います。

〔町民保険課長 岩附利昭登壇〕

○町民保険課長（岩附利昭） 町民保険課長、内田議員の質問に答弁させていただきます。

国民健康保険につきましては既に条例で運営しておりますので、今回改正というよりも、制定は

ございません。

以上、答弁といたします。

○議長（瀬上邦久議員） 内田議員、質疑願います。

○12番（内田敏雄議員） 条例の下の規程のほうで運営をしていたと思うのですけれども。

それと、後期高齢者のほうは、ちょっと例規集を見てもどこに書いてあるのか分からなかったのですが、介護保険だけが条例になって、国民健康保険が条例の下の規程で決まっていて、後期高齢者は例規の中では見当たらなかったのですけれども。どこで、その3つの差はどうなっているのですか。

○議長（瀬上邦久議員） 暫時休憩します。

休 憩 （午前11時26分）

再 開 （午前11時26分）

○議長（瀬上邦久議員） 再開します。

総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、内田議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

国民健康保険の運営協議会、これについては先ほど町民保険課長が答弁したように、既に条例設置ということでございます。今般介護保険の運営協議会については、この議会において条例設置としたいという議案でございます。後期高齢者医療につきましては、ご承知のとおり、こちらについては広域連合の所管でございますので、滑川町としてその事業等で話し合いを持つ場というのは規定してございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 内田議員、質疑願います。

○12番（内田敏雄議員） 分かりました。ありがとうございました。

○議長（瀬上邦久議員） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより議案第49号 滑川町介護保険運営協議会条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員です。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

◎議案第50号の説明、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 日程第6、議案第50号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

武井健康づくり課長に提出議案の説明を求めます。

〔健康づくり課長 武井宏見登壇〕

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長、議案第50号 滑川町予防接種健康被害調査委員会条例の制定についてをご説明申し上げます。

提案理由でございますが、予防接種による健康被害について調査、審議する会議体を設置するため、滑川町予防接種健康被害調査委員会条例を制定したく、地方自治法第96条第1項の規定により議決を求めるものでございます。

なお、この滑川町健康被害調査委員会につきましては、予防接種法に基づく予防接種による健康被害の適正かつ円滑な処理を図るため、平成12年告示第25号滑川町予防接種健康被害調査委員会要綱により設置、運用されておりましたが、先ほど来総務政策課長からも説明があったとおり、全庁的な町例規の見直しの中で附属機関として条例相当が適当ということで、今回条例化のため議決を求めるものでございます。

予防接種法による定期予防接種、これは日本脳炎、また子宮頸がんワクチン、また風疹予防接種などございます。また政令による臨時予防接種、これは新型コロナウイルスワクチン接種が該当しておりますが、これらの予防接種により何らかの症状が発症し、原因として当該ワクチン接種が疑わしい場合に、ワクチン接種の実施者は国への報告が義務づけられております。この国に報告の前段階といたしまして、町により原因を調査する必要があり、本委員会では調査後、意見を添えて国に提出します。この調査が委員会の業務という形になっております。

それでは、内容について説明させていただきます。第1条については、目的を記載しております。先ほど提案理由で申し上げたとおりでございます。

第2条は、委員会の所掌事項を記載しております。

第3条から第5条は、委員の組織、任期、役職について記載しております。委員は、町内の医師、所管保健所長、県推薦の専門員、町職員で5名以内となっております。

第6条、第7条は、会議について記載しております。

第8条は、委員会委員の守秘義務、第9条は町の所管について記載してございます。

なお、令和5年3月31日までは現行の要綱により対応可能ということになってございますので、施行につきましては令和5年4月1日からとさせていただきますと思います。

以上、議案第50号 滑川町予防接種健康被害調査委員会条例の制定についての説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（瀬上邦久議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

上野葉月議員、質疑願ひます。

〔5番 上野葉月議員登壇〕

○5番（上野葉月議員） 上野葉月です。質問いたします。

まず、この予防接種委員会の審査の対象になるのは、現在行われている新型コロナワクチンの健康被害というものも対象になってくるのでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 健康づくり課長、答弁願ひます。

〔健康づくり課長 武井宏見登壇〕

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長、上野葉月議員のご質問に答弁させていただきます。

政令による臨時予防接種でございます新型コロナウイルスワクチン接種についても該当となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員、質疑願ひます。

○5番（上野葉月議員） ありがとうございます。

第3条の委員会の委員構成について伺います。まず、(1)、一般社団法人比企医師会所属の町内医師というふうにあるのですけれども、町内医師の方の人数と、それからその中で一般社団法人比企医師会に所属されている方の人数というのを教えていただけますか。

○議長（瀬上邦久議員） 健康づくり課長、答弁願ひます。

〔健康づくり課長 武井宏見登壇〕

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長、上野葉月議員のご質問に答弁させていただきます。

町内で比企医師会に所属する個別の医院が3軒ですので3名、それから病院が1軒ございます。そちらの病院で2名という形で、計5名という形になってございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員、質疑願ひます。

○5番（上野葉月議員） 町内医師というのは5人ですか。あと、それと町内医師のここの所属率というのが100%になるのか、それともそれ以下の部分的に所属するものであるのかというのを教えてください。

○議長（瀬上邦久議員） 健康づくり課長、答弁願ひます。

〔健康づくり課長 武井宏見登壇〕

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長、上野葉月議員のご質問に答弁させていただきます。

現行の要綱にあるこの本委員会、滑川町予防接種健康被害調査委員会の構成メンバーですが、現在町内の医師会に所属する医師が2名、それから保健所長で、保健所長が医師を兼ねておりますので、医師3名と、それと町職員として私がメンバーに入っておりますので、実際には4名で運営しているという形になります。

以上でございます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員、質疑願います。

○5番（上野葉月議員） まず、今（1）で質問していたところで知りたかったのは、（1）が町内医師というシンプルな要素ではなく、一般社団法人比企医師会所属のという条件づけがされているところに何かしら意味というか、そこで条件から外れてしまう町内医師というのはいらっしゃるのかなというところをお聞きしたかったのですけれども、その点については分かりますか。

○議長（瀬上邦久議員） 健康づくり課長、答弁願います。

〔健康づくり課長 武井宏見登壇〕

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長、上野葉月議員のご質問に答弁させていただきます。

大変失礼いたしました。町内における開業医、それから病院医師につきましても全て医師会に所属していらっしゃいます。

以上でございます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員、質疑願います。

○5番（上野葉月議員） 分かりました。ありがとうございます。

現在この委員会が開催されている実績等について教えてください。

○議長（瀬上邦久議員） 健康づくり課長、答弁願います。

〔健康づくり課長 武井宏見登壇〕

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長、上野葉月議員のご質問に答弁させていただきます。

本委員会、平成12年の要綱設置でございますが、開催は令和4年2月に1回、それまで一回も開催されたことはございませんでした。現在実績とすれば1回のみです。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員、質疑願います。

○5番（上野葉月議員） では、その実績が1回、令和4年に1回ということで、その結果、健康被害というのは認められたのでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 健康づくり課長、答弁願います。

〔健康づくり課長 武井宏見登壇〕

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長、上野葉月議員のご質問に答弁させていただきます。

具体的な審議内容等につきましては、個人を特定されるおそれがございますので、言及を避けたいと思いますが、委員会の結果につきましては意見書を添えて、県を通じて国のほうに進達してございます。

以上でございます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員、質疑願います。

○5番（上野葉月議員） 予防接種による健康被害というところで、現在新型コロナワクチンによる副反応疑いの症例、医師から上がっている症例というのは、始まって以来1,800件という数を重ねています。ほかの予防接種であれば、これだけの数があれば見合せや中止、延期等に入っているような数のものも関連なしという判断のもので進んでいます。そして、救済される例はゼロではないのですけれども、非常に少なく、難しいという現状です。その中で、現在制定しようとしている条例のメンバーを見ますと、被害者側に添った見解を示してくれそうな委員が、どちらかという行政寄りの方になりがちなのかなという印象があります。

この委員の中に、例えば薬害を受けた方で構成されるような団体であるとか、例えば健康被害を訴えている方が選定、または推薦する専門家や医師でありますとか、そういう方を入れていくということはできないでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 健康づくり課長、答弁願います。

〔健康づくり課長 武井宏見登壇〕

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長、上野葉月議員のご質問に答弁させていただきます。

本委員会の目的は、医学的な見地から調査を行うことでございますので、医師もしくは専門知識を持った方というふうに限らせていただいておりますが、その推薦とか、そういうのが必要かどうかについては今後検討させていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員、質疑願います。

○5番（上野葉月議員） 例えば（1）の町内医師が実際に予防接種の接種者である委託であった場合、また保健所というのはワクチン接種を勧める立場の者であると思います。そして、（3）の埼玉県選任の専門医師、県選任というところで、県も予防接種というものを勧めている立場にあると思います。そして、町の職員というところも予防接種の担当課で、周知及び勧めているというか、行っている者になると思います。そうしますと、ここの委員会メンバー全員が予防接種を実際に実施している、または計画している、勧めているというメンバーだけになってきます。そういう中で健康被害の訴えが出た場合に、調査が出た場合に、行政側の責任を認めるという判断をするというのは非常に可能性として難しいのではないかなと、このメンバーを見ると思います。

なので、違う要素の委員会メンバーというのを入れるということが、公正な審査と判断をするためには絶対に必要になってくると思うのですけれども、もう一度お聞きしたいのですが、その点に

ついていかがでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 健康づくり課長、答弁願います。

〔健康づくり課長 武井宏見登壇〕

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長、上野葉月議員のご質問に答弁させていただきたいと思えます。

この審議会につきましては、国への進達のための医学的な調査の委員会でございます。そこに、基本的には客観的な判断、そのためには専門的な知識が必要になってくるわけでございますし、基本的には情みたいなものが入る余地はないのではないかとこのように考えておりますので、専門医師がここにいるというところで、メンバー的には問題ないのではないかと私は考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員、質疑願います。

○5番（上野葉月議員） 専門家というところで、医師がメンバーとして入っている、専門知識はあるであろうというところなのですけれども、医師と言ってもいろいろな立場の方、いろいろな考え方がいらっしゃると思います。そういう医師というところで見ても偏向性があるのではないかな、偏りがあるのではないかなというふうに思います。なので、この委員のメンバーについて、もう少し行政から離れたところに身を置いている専門家、弁護士であっても医師であっても、あるいは医療関係の専門家であってもいいと思うのですけれども、を入れるべきだと思います。これは要望です。

私の質問は以上です。

○議長（瀬上邦久議員） ほかに質疑ありませんか。

阿部議員、質疑願います。

〔14番 阿部弘明議員登壇〕

○14番（阿部弘明議員） 14番、阿部弘明です。よろしくお願いたします。

この仕組みなのですけれども、健康被害があったというか、まず申告をするというのか、それとも医者判断でこれに該当するのかなというような、まず出発点はどこなのでしょう。

○議長（瀬上邦久議員） 健康づくり課長、答弁願います。

〔健康づくり課長 武井宏見登壇〕

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長、阿部議員のご質問に答弁させていただきます。

基本はその被害を受けた方からの申告というのが原則になりますが、接種を行った医師が、もしくはその副反応等の診断をした医師がご本人に勧めていただいて、役場のほうにお話をしてくださいというようなお勧めをするという事例もあると、ほかの市町村ではあると聞いております。

以上でございます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、質疑願います。

○14番（阿部弘明議員） いろんなケースがあるだろうと思うのですけれども、例えば持病があるの

かどうかというのがあるのですが、例えば血栓ができたりして、それによって最悪は死に至るような被害もある可能性もあるのですけれども、それが基本的には自己申告という形になるということなのですが、科学的に、要するに医学的にというか、要するにこのワクチンが作られて、今どんどん打とうということやっていらっしゃるわけだけれども、それがどんなふうな被害が起こっているのかというようなことについての研究というとあれなのですけれども、医学的にこういった方には控えたほうがいいのかというようなことをいろいろ検証していくようなことになるのだらうと思うのです。こういった事例を積み重ねていながら、国全体でいろんな可能性を考えながら、ではこういう打ち方にしようというようなことになるのだらうと思うのですけれども、そういったような視点で、こういった検討委員会は行われているといったことでよろしいのですか。

○議長（瀬上邦久議員） 健康づくり課長、答弁願います。

〔健康づくり課長 武井宏見登壇〕

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長、阿部議員のご質問に答弁させていただきます。

特に明確に明示されているわけではございませんけれども、この委員会によって集められた、全国から集められた事例が、国のほうの研究の材料になるという形で、事例として研究の中身になるのかなと考えています。また、接種を受けられる方につきましても、持病等がある場合には必ずお医者様にご相談をしてからというような形で、町からも呼びかけているということもございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、質疑願います。

○14番（阿部弘明議員） こういったような被害が起こされた場合の補償とか様々なケアというか、そういったようなことはどのような形に今なっているのですか。

○議長（瀬上邦久議員） 健康づくり課長、答弁願います。

〔健康づくり課長 武井宏見登壇〕

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長、阿部議員のご質問に答弁させていただきます。

この内容につきましては、3月の上野葉月議員の一般質問の中でも子宮頸がんワクチンのご質問の中でも若干触れさせていただいたのですけれども、この委員会では基本的には判定はいたしません。調査を行った上で、それを国に上げるものでございます。国のほうで判定が下がりますと、これが健康被害であると判定が下がりますと、例えば入院費、それから診察料に係るものとか、軽い場合はそのような形になります。また、障害等が発生した場合には障害年金等への移行だとか、もし最悪亡くなった場合などにはそれについての補償とかが決定されます。その起きた障害等によって大分対応が違いますので、その内容については多岐にわたると申し上げておきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、質疑願います。

○14番（阿部弘明議員） 関連するかどうかというのは、なかなか自分で判断するというのは難しい

のだと思うのです。そういったことが疑わしいのだけれども、どうなのかなという感じで皆さん思う方もいらっしゃるのかなと思うのです。その辺の周知とか、何かそういうことについてはやられていらっしゃるのでしょうか。

例えばワクチン接種によって、その後異変がというか、何かが起きたというようなことが、いろんな今事例があるだろうと思うのですけれども、そういったような事例も含めて提示をしながら、もしそういったような心当たりがあればご相談をしてくださいますみたいな形にはなっているのでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 健康づくり課長、答弁願います。

〔健康づくり課長 武井宏見登壇〕

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長、阿部議員のご質問に答弁させていただきます。

個々の接種においてしているわけではございませんが、町ホームページですとか、また副反応被害があった場合の県の相談窓口ですとか、そういうのは接種のお知らせ、また、県のホームページ等をご紹介したりという形での周知は図っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員。

○14番（阿部弘明議員） 分かりました。

私の質問は以上です。ありがとうございました。

○議長（瀬上邦久議員） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより議案第50号 滑川町予防接種健康被害調査委員会条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成多数。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩とします。再開は午後1時とします。よろしく願いいたします。

休 憩 （午前11時52分）

再 開 （午後 1時00分）

○議長（瀬上邦久議員） 再開します。

◎議案第51号の説明、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 日程第7、議案第51号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

服部産業振興課長に提出議案の説明を求めます。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、議案第51号 滑川町人・農地プラン検討会条例の制定について、ご説明いたします。

提案理由でございますが、滑川町人・農地プランの作成及び変更について調査、審議する会議体を設置するため、滑川町人・農地プラン検討会条例を制定したく、地方自治法第96条第1項の規定により議決を求めるものでございます。

それでは、内容につきまして説明させていただきます。人・農地プラン検討会は、町の附属機関に当たることから、全10条の条例化をするものとなります。人・農地プランとは、地域の農業者が話し合いに基づき、当該地域農業における中心経営体や地域における農業の将来の在り方などを明確にするもので、現在は町内10地区でプランが作成されています。また、人・農地プラン検討会とは、この地域で検討された人・農地プランを審議する町の附属機関となります。

なお、令和5年4月1日から施行するものとします。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（瀬上邦久議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより議案第51号 滑川町人・農地プラン検討会条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員です。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

◎議案第52号の説明、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 日程第8、議案第52号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

澄川教育委員会事務局長に提出議案の説明を求めます。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、議案第52号 滑川町教育支援委員会条例の制定についてをご説明させていただきます。

提案理由でございますが、特別な教育的支援を必要とする幼児、児童及び生徒の適正な就学支援及び教育支援について調査、審議する会議体を設置するため、本条例を上程するものでございます。

既存の機関として、滑川町立小中学校障害児就学支援委員会が規則により設置されており、同様の役割を担っていましたが、当委員会は執行機関からの諮問を受け、審議、審査、調査等を行い、委員会として答申する附属機関としての位置づけであり、条例で設置すべき機関に該当すると思われまます。そのため、既存の滑川町立小中学校障害児就学支援委員会設置規則を廃止し、新たに滑川町教育支援委員会を設立するため、滑川町教育支援委員会条例を制定したく、地方自治法第96条第1項の規定により議決を求めるとでございます。

本条例は、第1条の設置から第10条の委任までで構成されております。内容についてですが、就学先の支援から、それ以降の一貫した教育支援を充実させる役割も包括しているため、名称を就学支援から教育支援に変え、また条文の中にその目的と所掌事項を明記したものでございます。それ以外の内容につきましては、既存のものと大きな変更はございません。

また、施行期日は、令和5年4月1日となります。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（瀬上邦久議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

北堀議員、質疑願います。

〔9番 北堀一廣議員登壇〕

○9番（北堀一廣議員） 9番、北堀です。

まず、第1条の特別な教育的支援を必要とする幼児、児童及び生徒以下、これちょっと何を指しているのか、この辺をちょっと説明をお願いします。

○議長（瀬上邦久議員） 教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、北堀議員の質問に答弁させていただきます。

す。

特別な教育的支援を必要とする幼児、児童、生徒とは、障害をお持ちのお子様たちを主に指します。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 北堀議員、質疑願います。

○9番（北堀一廣議員） 了解しました。

○議長（瀬上邦久議員） ほかに質疑ございませんか。

上野葉月議員。

〔5番 上野葉月議員登壇〕

○5番（上野葉月議員） 上野葉月です。質問いたします。

具体的には、今までのところだと規則、これからのところでは委員会条例ということなのですが、具体的に判断としては、養護学校に進学するかしないかというところを審議するところなのか、それとも特別支援学級というところも含めて審議するものなのかというところを教えてください。

また、今までのやり方を含め、今後どういうやり方をしていくための委員会なのかというところも踏まえて教えてください。

○議長（瀬上邦久議員） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、上野議員のご質問に答弁させていただきます。

この委員会で支援をする就学先の判断ですが、上野議員のおっしゃるとおり、特別支援学校を含め、それぞれの学校の特別支援学級、また通級指導教室や小川適応指導教室等も含め、その子どもたちに最も適した就学先のほうをこの委員会で検討、審議いたしております。

審議の方法につきましては、今現在就学支援委員会のほうで対応させていただいています協議の仕方と特に大きく変更する予定はございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員、質疑願います。

○5番（上野葉月議員） 現在特別支援学級を利用する児童も以前と比べてかなり増えていると思うのですが、この委員会というのはどれくらいの間隔で審議をしているのでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、上野議員のご質問に答弁をさせていただきます。

機会としては1回の機会になりますが、その1回の機会ですら3回に分けて審議のほうをさせていただいております。各学校から対象となる児童、生徒等を提出していただいて、その方々の状況を資料を集めて委員さんの中で判断をして、最終的に結論を出すといった形の工程を踏みますので、1度の機会ですら年3回を開催して、これを毎年開催しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員、質疑願います。

○5番（上野葉月議員） ありがとうございます。

次に、第3条、(4)についてなのですが、精神科医師とあります。これは精神科医師ではなくて、小児科医師のほうが私はふさわしいかと思うのですが、ここを精神科に限定される意味というのは何なのでしょう。

○議長（瀬上邦久議員） 教育委員会事務局長、答弁願います。

暫時休憩します。

休 憩 （午後 1時10分）

再 開 （午後 1時13分）

○議長（瀬上邦久議員） 再開します。

教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、上野議員のご質問に答弁をさせていただきます。

この支援委員会の委員で精神科医師ということで、従前より委員になっていただいて、このお仕事に携わっていただいております。恐らく障害に関しては、精神、知的、身体と3種類の障害に大きく分かれるかと思いますが、そのうち身体に関してはお医者さんであれば同じように見ていただけるかなと。より専門性等を有するところで精神科医ということで、ここに規定して今まで来ていたのではないかなというふうに考えております。すみません。これはちょっと私の個人的な意見になりますが、今までそういう経緯で来ていたのではないかなというふうに思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員、質疑願います。

○5番（上野葉月議員） すみません。これ確認なのですが、この滑川町教育支援委員会条例が対象とする児童生徒なのですが、今養護学校や特別支援学級に行く子どもというのは、精神障害、身体障害、それから発達遅滞や発達障害等あると思うのですが、これ全部対象にするということではいいのでしょうか。精神障害だけでなく、全部を対象にするということではいいのでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、上野議員のご質問に答弁をさせていただきます。

上野議員のおっしゃるとおり、障害者を問わず全ての障害について対象となっております。

以上、答弁させていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員、質疑願います。

○5番（上野葉月議員） そういうことであれば、精神科医師に限定する必要、ここでこのような書き方をすることはなくて、医師全般であるとか小児科医師というような書き方、あるいは選び方のほうが適切だと思うのですけれども、いかがでしょうか。

あと、すみません。聞こえにくいので、マイクに近づけてお願い。

○議長（瀬上邦久議員） 馬場教育長、答弁願います。

〔教育長 馬場敏男登壇〕

○教育長（馬場敏男） 上野議員さんの質問に、教育長が答弁させていただきます。

先ほど来ご質問を受けているとおりで、もともとは就学に関して指導していた委員会なのですが、その後に保護者の意向を踏まえてということで就学支援委員会になりました。現在は、就学支援の中から継続してということで、教育支援という形で名前を変えさせていただいて、障害者全てに当たります。障害の程度を見るときに、知的障害等であれば学力検査のペーパーですとか、肢体不自由であれば機能障害とかを見られるのですけれども、やはり判定するときの一番難しいのは心身の障害ということで、今までも精神科医の先生方にご指導いただいているというのが現状でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員、質疑願います。

○5番（上野葉月議員） そのような経緯があるというのは分かるのですけれども、例えば療育手帳だとか、発達障害の病院にかかるとかだというときに、まず精神科にかかるということはないのではないかなと思っていて、小児科や発達の判断ができる専門の小児科にかかるなどというのがよく踏む手順かと思います。なので、ちょっとここを精神科と限定するのは違和感があるので、ご検討いただければと思います。

それから、同じく第3条の委員会メンバーについてなのですけれども、旧規則を新しい条例に変えていくという書換えの意味が強いのかもしれないのですが、これ構成委員を見ると、小中学校長、それから学級の担任、それから小中学校の教職員で、その後も場合によっては教育委員会での関係者ということで、教育委員会の内部にいる人、あるいは教育委員会が指揮命令の管理、管轄される立場にある人というのが構成委員のほとんどを占めてしまうのかなというふうに思います。これからの教育、それから学校を経営する上で、地域や外部の方が入っていくということが目指されて

いる形かと思えます。その中でこれ改定するに当たり、もう少し外部の方、教育委員会の外の方と
いうのを入れるような構成にはできなかつたのでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、上野議員のご質問に答弁させていただきます。

この組織の中の（３）なのですが、社会福祉、教育相談、児童相談の機関の関係者というのは外部の方でございます。また、学識経験者というのも、今は東松山の特別支援学校の先生においでいただいて、委員としての役割を担っていただいております。こういった形で、現状の組織の中でも外部の方々を入れている中で、委員会で検討させていただいているというのが現状でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員、質疑願います。

○５番（上野葉月議員） 教育委員会の方が委嘱する中で、いろいろ選べる方というのもあると思いますので、なるべく外部の方を入れていくという方向性も頭に置きながら、委員会をつくっていただきたいと思えます。これは要望になります。

そして、すみません。あと一つなのですが、第１条のところで幼児というのも書いてあるのですが、この支援の対象者の年齢というのは何歳から始まるのでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、上野議員のご質問に答弁をさせていただきます。

町立の小中学校に就学するときにも、この委員会で判定をさせていただきますので、幼児というのは就学前の幼稚園でいうと年長さんです。保育園等でいきますと５歳児になるのですか、その年齢の方が対象になりますので、ここでは幼児という書き方をさせていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員、質疑願います。

○５番（上野葉月議員） ありがとうございます。

障害をお持ちのお子さんというのは、育っていく上でいろいろと支援が必要でしたりだとか、学校でもご家庭でも、標準で育っているお子さんと比べていろいろな大変な面があるかと思えます。なので、教育支援というところで、義務教育の中では必ず教育というものが提供されるというのが確保されていて、これはすばらしいことだと思っております。この辺は要望になるのですけれども、組織の委員の中に幼稚園の園長が入っていたりだとか、このところで幼児という名前も入っていたりしますので、就学というところで初めてということはないのですが、行き先というか、

確実に見てもらえるところが決まるということは既に確保されているのですけれども、その前の段階が今少し漏れが出てきてしまっているお子さんもいるというのが現状ですので、この教育支援委員会のような存在を幼児の対象年齢を下げて、教育ということだけでなく、教育ではないかもしれないのですけれども、年齢のフォローの範囲というのも広げていただければと思います。そして、構成委員については検討やご配慮をお願いしたいと思います。

質問は以上です。

○議長（瀬上邦久議員） ほかに質疑ありませんか。

阿部議員、質疑願います。

〔14番 阿部弘明議員登壇〕

○14番（阿部弘明議員） 14番、阿部弘明です。よろしくお願いたします。

今の上野議員の質問の続きみたいなのですが、この目的なのですが、特別な教育的支援を必要とする幼児、児童、生徒というふうに、そして適正な就学支援を行うというふうになっているのですけれども、文科省の就学相談、就学先決定の在り方についてというところについては、もう少し幅広く乳幼児期を含め、早期からの教育相談や就学相談を行うことにより、本人、保護者に十分な情報を提供するというような文言が入っています。そういう意味では、もう少しこの範囲というか、対象の範囲が広いのかなと、要するに就学支援というところから、もっと踏み込んだ内容にならなければいけないのではないかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 馬場教育長、答弁願います。

〔教育長 馬場敏男登壇〕

○教育長（馬場敏男） 教育長、阿部議員さんの質問に答弁させていただきます。

先ほどの上野議員さんの質問にも絡んでくるのですが、もともと先ほどお話ししたとおり、適正な就学場所を支援するという委員会ですので、その部分が非常に強いのですが、先ほど阿部議員さんが言われたとおりに、昨今早い段階からということで、今も保健センターと関係機関と連携をしながら、もう少し小さい年代から、例えば幼稚園の就園等の相談も含めて、今実際には相談を受けているところです。ただ、その子たち全部を今の教育支援委員会にかけて、この子は幼稚園がいい、保育園がいいというところまではやっていませんけれども、広い範囲での相談というのは今教育委員会、それから保健センターも含めて、関係機関と連携をしながらやっているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、質疑願います。

○14番（阿部弘明議員） そういうことであれば、この目的もそうですけれども、この組織の編成も含めてちょっと変えていかないといけないのかなというふうに思いますけれども。例えば保育園の関係の方とか、先ほど言われた保健センターの関係なども含めた、非常に物すごく幅が広がって

いるので、教育委員会にふさわしいのかなというふうな気もするのですけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 教育長、答弁願います。

〔教育長 馬場敏男登壇〕

○教育長（馬場敏男） 教育長、阿部議員さんの質問に答弁させていただきます。

教育支援委員会とさせていただいたので、改めて構成委員も含めて検討させていただきたいというふうに思っています。ただ、保健センターの方等については委員のほうに入っておりますので、その辺については情報交換はさせていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、質疑願います。

○14番（阿部弘明議員） もう一つお聞きしたいのは、こういった指導する保護者、本人の意向に沿ってというのが前提だというふうに思うのですけれども、それに沿わない場合もあるのかなというふうに思うのですけれども、そういったようなときの、ではその後どうするのかとかいうような話もこの委員会の中で検討されていくのですか。

○議長（瀬上邦久議員） 教育長、答弁願います。

〔教育長 馬場敏男登壇〕

○教育長（馬場敏男） 阿部議員さんの質問に、教育長、答弁させていただきます。

当然今までの就学支援委員会のほうで、例えば特別支援学級のほうがこの子にとっては合っているという判断をしたとしても、保護者のほうで、いや、その判断ではないということで、保護者の意向を尊重しますので、そのまま通常学級という子も現在多数います。そういった場合には、例えば今各学校のほうで、その辺については各クラスで個別に見ていただいて、個別での対応をさせていただきます。

保護者との相談も、今各学校、園においてきちんとやらせていただいておりますので、当然意向に沿わないとか、就学、今度は教育支援委員会になりますけれども、こちらのほうが望ましいとしたものも保護者にはお話をしますけれども、最終的には保護者の意向ですので、その後も保護者等とはきちんと相談、面談をさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、質疑願います。

○14番（阿部弘明議員） こういったような今国のほうはそういう流れを、要するに乳幼児から含めて幅広く、そういったような支援の体制をつくれというような話になっているわけだけれども、町のほうとして例えば福祉課のほうとしての対応をどうするのかというようなことが関係していくのだらうと思うのですけれども、そういうような話合いというか、課ごとの話合いというのは、そういうのはやられているのですか、そういった体制については。

○議長（瀬上邦久議員） 教育長、答弁願います。

〔教育長 馬場敏男登壇〕

○教育長（馬場敏男） 阿部議員さんの質問に教育長、答弁させていただきます。

今現在いろいろ課題を持ってご相談をさせていただいている状況についての、例えば保健センターの情報ですとか、幼稚園の状況ですとか、福祉のほうでの状況ですとかというのは、共有しながら相談は受けさせていただいております。ですので、関係機関との情報提供、それから今東松山や熊谷の特別支援学校に行っているお子さんたちもいらっしゃいますので、今支援籍という制度があって、特別支援学校にいても、本来通うべき学校に来られるというシステムはありますので、そういうことの活用も含めて、保護者の方たちとは要望があった場合には細かく相談等をさせていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、質疑願います。

○14番（阿部弘明議員） 分かりました。ありがとうございました。

これで質問を終わります。

○議長（瀬上邦久議員） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより議案第52号 滑川町教育支援委員会条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員です。

よって、議案第52号は原案のとおり可決しました。

◎議案第53号の説明、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 日程第9、議案第53号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

澄川教育委員会事務局長に提出議案の説明を求めます。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、議案第53号 滑川町立小中学校通学区域審議会条例の制定についてをご説明させていただきます。

提案理由でございますが、滑川町立小学校及び中学校の適正な通学区域について調査、審議する会議体を設置するため、本条例を上程するものでございます。

既存の機関として、滑川町立学校通学区域審議会が規則により設置されており、同様の役割を担っておりましたが、当審議会は執行機関からの諮問を受け、審議、審査、調査等を行い、審議会として答申する附属機関としての位置づけであり、条例で設置すべきかに該当すると思われまので、このため既存の滑川町立学校通学区域審議会規則を廃止し、新たに滑川町立小中学校通学区域審議会を設立するため、滑川町小中学校通学区域審議会条例を制定したく、地方自治法第96条第1項の規定により議決を求めるものでございます。

本条例は、第1条の設置から第10条の委任までで構成をされておりますが、設置目的、所掌事項、内容等につきましては既存のものと大きな変更はございません。

また、施行期日につきましては、令和5年4月1日となります。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（瀬上邦久議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

上野葉月議員、質疑願います。

〔5番 上野葉月議員登壇〕

○5番（上野葉月議員） 上野葉月です。質問いたします。

滑川町で学区、通学区域が変わったというのは、現在の月の輪小学校が新設されたときだと思うのですが、この通学区域審議会、旧組織、前の体制の中での実施となると思うのですが、実施の実績はどれくらいの頻度で行われているかというのを教えてください。

○議長（瀬上邦久議員） 教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、上野議員のご質問に答弁をさせていただきます。

既存の規則で設置されておりました滑川町立学校通学区域審議会ですが、こちらは平成19年度に設立されたものでございます。上野議員がおっしゃるとおり、宮前小学校の分離新設に伴い、月の輪小学校の新設に当たり通学区域を検討するために設置されたものです。平成19年度に3回、この審議会のほうは開催しております。この3回が実績でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員、質疑願います。

○5番（上野葉月議員） ありがとうございます。

では、毎年1回であるとか、定期的に開催されるものというのではなくて、学校の新設があるときに、ではどうしようかというところで、教育委員会のほうから恐らく開催の発議というか、スタートがあって開催するというものなのかなというふうに思います。

これが、条例によりしっかりとしたものになる中で、ぜひとも審議していただきたい内容というのが、宮前小学校の長距離通学の問題を考えるためにも、この審議会を活用というか、審議内容にさせていただけたらいいなと思います。宮前小学校の子たち、希望する子、宮前小学校ではなく、全町内の児童が希望する場合は、ほかの学校に通えるという、その選択肢をもう少し柔軟にしてあげるということは必要なのではないかなと思っています。なので、そのようなことも審議や継続して協議していく場というのが必要ではないかなと思っています。この審議会がそういうものになるのであれば、そのような内容の検討もしていただきたいなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、上野議員のご質問に答弁をさせていただきます。

こちらの条例案の所掌事項にもありますとおり、原則小学校及び中学校の通学区域の編成等とありますので、通学区域が変わる場合について開かれるのが主な目的でございます。ただ、今上野議員がおっしゃるように、宮前小学校から月の輪小学校に通えるようにする場合について、また今考えられております福田小学校の特認校について、これについては通学区域の運用という形になるかと思えます。そういった場合についても、教育委員会のほうで審議会への諮問が必要だというふうに判断した場合については、こちらの審議会に意見を諮って答申を求めることになるかと思えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員、質疑願います。

○5番（上野葉月議員） ありがとうございます。

仮に今までのこの実績から見ますと、月の輪小学校が新設されたときのみの開催ということですので、これから滑川町に学校が新設される可能性というのはあるかないかというところだと思うのですけれども、そうするとせっかく条例を制定しても、これをいつ活用するのかなということもあります。なので、通学区域について継続的に協議する場というふうになっていければ、この条例の制定意義もあるのかなというふうに思います。なので、広く議論をしていくための場としての活用も期待したいところであります。ここは要望です。

それから、第3条の審議会の委員メンバーなのですけれども、ざっと見ますと、恐らく今なっている方々を思い浮かべるに、(1)から(3)まではほとんど男性ではないかなと思うのです。そして、(4)番、(5)番でどんな方が選ばれていくかは分からないのですけれども、今通学に関し

て距離が遠い等というところで、通学に関する支援をしているご家庭の方というのは、保護者の中でもお母さんが圧倒的多数で、そうするとそのような方々の参加枠というのがないなというふうに感じます。なので、保護者の参加枠を入れていただきたいなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、上野議員のご質問に答弁をさせていただきます。

確かにこの組織の役職を見ますと、今現在であれば男性の方が多のかなとは思われます。ただ以前、福田小学校の校長先生は女性でいらっしゃいましたし、学識経験者というところで以前の審議会の中では女性の方が複数名入っておりました。今上野議員がおっしゃった件についてなのですが、審議会については審議する内容によって、教育委員会が必要と認める者というところに保護者についても検討していきたいというふうに思います。通学区域の編成の部分と、先ほど上野議員がおっしゃった通学に関する意見を求める場合ということについて、審議する内容が違ってきますので、その場合は保護者の意見が必要になることもあるかと思えます。そうした場合については、その他教育委員会が必要と認める者というところで、保護者の方の参加のほうを検討していきたいというふうに思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員、質疑願います。

○5番（上野葉月議員） ありがとうございます。ここに書かれている内容なのですけれども、せっかく条例に整理したものですので、これが有効に活用されるような、活発な議論をするような場になっていくような運用を期待したいなと思います。

質問は以上です。

○議長（瀬上邦久議員） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより議案第53号 滑川町立小中学校通学区域審議会条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員です。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

◎議案第54号の説明、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 日程第10、議案第54号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

小柳総務政策課長に提出議案の説明を求めます。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、議案第54号をご説明させていただきます。

議案第54号 滑川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

滑川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年9月20日提出

滑川町長 吉田 昇

提案理由でございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴いまして、滑川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を制定したく、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容についてでございますが、お手元の新旧対照表をお開きいただきたいと存じます。こちら、男性職員の育児休業の関係でございます。現在男性職員は、妻が出産する場合、産前6週、多胎妊娠の場合は14週でございます。から産後8週までの期間において、5日の範囲内で育児参加のための休暇を取得できとなっております。今般の改正によりまして、産後の対象期間を子が1年に達する日まで延長する、拡大するものでございます。

なお、施行につきましては、令和4年10月1日からでございます。

以上、誠に雑駁ではございますが、議案第54号の説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（瀬上邦久議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより、議案第54号 滑川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員です。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

◎議案第55号の説明、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 日程第11、議案第55号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

小柳総務政策課長に提出議案の説明を求めます。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、議案第55号をご説明いたします。

議案第55号 滑川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

滑川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年9月20日提出

滑川町長 吉田 昇

提案理由でございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、滑川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定したく、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容についてでございますが、お手元の新旧対照表をお開きいただきたいと存じます。この表に関しましては、私自身も正直読み切れていない部分がございます。今般の改正については非常に多くの分野で行われておりますので、この場のご説明に関しましては要点を申し上げさせていただきます。

今回の改正につきましては、正規職員、非正規職員の育児休業等に係る現行制度を緩和し、仕事と育児の両立を図るための改定でございます。改定は、大きく2点ございます。1点目は、育児休業の取得回数の緩和で、現状原則1回までと定めております取得の回数を原則2回までとし、さらにこの8週間の育児休業について、請求期間を現行1か月前としているものを2週間前と緩和し、加えて期末勤勉手当に係る在職期間の算定について、産後8週までの期間とその他の期間とを合算しないとするものでございます。

2点目といたしましては、非常勤職員に係ります取得要件の緩和等で、これによりまして正規職員と同様の取得要件となるものでございます。今般の改正につきましては、昨年度の人事院勧告で勧告されました段階的な両立支援制度の導入の一環として行うものでございます。

なお、条例文につきましては、御覧のとおり、非常に多岐にわたっております。これについては国から条例文の参考資料、例文が発出されておりますので、これに基づき改正をさせていただきます。

なお、施行については、令和4年10月1日からでございます。

以上、誠に雑駁ではございますが、議案の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（瀬上邦久議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより、議案第55号 滑川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員です。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

◎議案第56号の説明、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 日程第12、議案第56号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

小柳総務政策課長に提出議案の説明を求めます。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、議案第56号をご説明いたします。

議案第56号 滑川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

滑川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年9月20日提出

滑川町長 吉田 昇

提案理由でございますが、町の附属機関の設置根拠の整備に伴い、滑川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定したく、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容でございますが、お手元でございます新旧対照表をお開きいただきたいと存じます。本定例議会でご審議をいただいております委員会、審議会等の新たな条例制定に伴い、別表第1に記載のとおり、各委員の報酬額を定めるものでございます。

また、今般の見直しにより名称変更や廃止する委員もでございます。今回の改正の内容といたしましては、削除3件、名称変更2件、新規8件でございます。また、併せて軽微な文言の修正も行っております。

施行については、令和5年4月1日からでございます。

以上、誠に雑駁ではございますが、議案第56号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（瀬上邦久議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより議案第56号 滑川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成多数です。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

◎議案第57号の説明、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 日程第13、議案第57号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

篠崎税務課長に提出議案の説明を求めます。

〔税務課長 篠崎仁志登壇〕

○税務課長（篠崎仁志） 税務課長、議案第57号 滑川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、説明を申し上げます。

提案理由でございますが、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の公布に伴い、滑川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定したく、地方自治法第96条第1項の規定により、議決を求めます。

それでは、滑川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の内容を説明させていただきます。改正の内容ですが、低未利用地等の譲渡所得に係る特別控除新設に伴い、低未利用土地等の譲渡をした場合には、当該譲渡所得の金額から100万円を控除するものでございます。

資料の滑川町国民健康保険税条例の一部改正新旧対照表を御覧いただきたいと思っております。附則第4号及び第5号中第35条の2第1項の次に、第35条の3第1項を加えるものでございます。

以上、大変雑駁ではございますが、議案第57号 滑川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（瀬上邦久議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより、議案第57号 滑川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員です。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

◎議案第58号の説明、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 日程第14、議案第58号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

岩附町民保険課長に提出議案の説明を求めます。

〔町民保険課長 岩附利昭登壇〕

○町民保険課長（岩附利昭） 町民保険課長、議案第58号 滑川町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明させていただきます。

提案理由でございますが、個人番号カード、通称マイナンバーカードを利用した証明書のコンビニ交付事業の開始に伴い、滑川町印鑑条例の一部を改正する条例を制定したく、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

初めに、改正する目的についてご説明いたします。今回の一部改正の目的といたしましては、令和5年2月1日からの運用を予定しておりますマイナンバーカードを利用した証明書のコンビニ交付事業を開始するため、新たな条文の追加が必要なことから、今回の一部改正を行うものでございます。

次に、改正の内容でございますが、恐れ入りますが、添付の新旧対照表を御覧いただきたいと存じます。左側改正後の欄、印鑑登録証明書の交付申請、第13条第2項の後に第3項を追加いたします。条文の内容といたしましては、個人番号カードの交付を受けている者は、当該個人番号カードを利用して多機能端末機、コンビニに設置されておりますマルチコピー機に自ら暗証番号を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を受けることができるというものでございます。

以上が主な改正点になります。そのほかの下線部分につきましては、文言等の軽微な修正をさせていただきます。

なお、施行期日は、事業開始に合わせ令和5年2月1日といたします。

以上で説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（瀬上邦久議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより議案第58号 滑川町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員です。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

◎議案第59号の説明、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 日程第15、議案第59号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

澄川教育委員会事務局長に提出議案の説明を求めます。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、議案第59号 滑川町文化財保護条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明させていただきます。

提案理由でございますが、滑川町エコミュージアムセンター運営委員会設置規則の廃止に伴い、文化財保護条例の一部を改正するものでございます。

文化財保護条例の中に規定されています文化財保護委員会とエコミュージアムセンター運営委員会において、教育委員会からの諮問に応じ審議、調査する事項が重複しておりましたので、これを統合し、委員会としての機能を一本化するために、今議会に一部改正の条例を上程するものでございます。

改正の内容ですが、新旧対照表を御覧になってください。第4条に規定しています文化財保護委員が調査、審議する事項に、エコミュージアムセンターにおける事業と施設の円滑な運営の文言を追加すること及び第5条第2項に規定する文化財保護委員の定数を9名から9名以内と変更するものでございます。これを今議会にて制定したく、地方自治法第96条第1項の規定により議決を求めらるものでございます。

なお、施行期日は、令和5年4月1日となります。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（瀬上邦久議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより議案第59号 滑川町文化財保護条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員です。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。再開は午後2時15分とします。よろしくお願ひします。

休 憩 （午後 2時04分）

再 開 （午後 2時14分）

○議長（瀬上邦久議員） 再開します。

◎議案第60号の説明、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 日程第16、議案第60号を議題とします。

事務局長より朗読願ひます。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

小柳総務政策課長に提出議案の説明を求めます。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、議案第60号 令和4年度滑川町一般会計補正予算（第2号）の議定についてご説明申し上げます。

1ページをお開きください。

議案第60号 令和4年度の滑川町一般会計補正予算（第2号）。

令和4年度滑川町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6億8,331万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ74億8,623万6,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加及び変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和4年9月20日提出

滑川町長 吉 田 昇

次に、2ページをお開きください。初めに、本補正予算の歳入予算の概要についてご説明申し上げます。歳入予算につきましては、款11地方交付税において、普通交付税の交付額の確定により1億6,247万円を増額補正させていただいたほか、款15国庫支出金においては新型コロナワクチンの5回目接種に伴います負担金や、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加交付により、合計1億3,352万4,000円を増額させていただきました。

その他、款19繰入金、項1特別会計繰入金においては、介護保険特別会計における令和3年度の精算分の返還といたしまして、介護保険特別会計繰入金を4,500万9,000円計上し、款20繰越金においては令和3年度一般会計の実質収支の確定により、4億6,999万2,000円の増加補正としております。

次に、3ページをお開きください。歳出予算の概要についてご説明申し上げます。今回の補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の事業の実施に伴う歳出予算の補正をさせていただきました。今回の補正予算にて実施計画書に基づきます事業数については、合計で26事業でございます。事業の詳細につきましては、この後、歳出予算の説明にてご説明申し上げます。

その他、款4衛生費においては、合計9,515万1,000円の増額となっており、こちらにつきましては新型コロナワクチン接種の5回目接種に伴う事業費や高齢者インフルエンザ予防接種事業の事業費等が主なものとなっております。

また、款8土木費においては、合計8,214万円の増額でございます。道路台帳補正等委託料や町道補修作業員手数料の計上のほか、町道159号線舗装修繕等工事2,000万円などを本補正予算にて計上させていただきました。

4ページをお開きください。款13諸支出金においては、合計3億円の増額補正となっております。こちらにつきましては、財政調整基金積立金として3億円を計上しておるものでございます。

次に、5ページをお開きください。債務負担行為補正でございます。追加を1件、変更1件、お願いしたいものでございます。初めに追加の1件でございますが、福田小学校校務用パソコン機器等賃貸借事業で、期間については令和5年度から令和9年度、限度額については賃貸借契約により決定した額でございます。

次に、変更でございます。デマンド交通事業車両借上げ料でございます。契約額が確定したため、限度額を賃貸借契約により決定した額から610万4,000円に変更したいものでございます。なお、期間についての変更はございません。

次に、6ページを御覧ください。地方債補正につきましては、追加を1件、変更3件、お願いしたいものでございます。追加については、町道159号線舗装修繕等工事に伴う起債といたしまして、緊急自然災害防止対策事業債を限度額2,000万円にて発行したいものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法については、記載のとおりでございます。

変更については、地方道路等整備事業債及び道路橋梁整備事業債の2件については、事業費の変更により地方道路等整備事業債の限度額を5,850万円から6,070万円に、道路橋梁整備事業債については600万円から420万円に変更したいものでございます。また、臨時財政対策債につきましては、発行限度額の確定により、限度額を2億7,722万4,000円から1億3,445万2,000円へ変更したいものでございます。

それでは、これより詳細についてご説明を申し上げます。少々お時間をいただきますが、よろしくお願いたします。10ページをお開きください。款11地方交付税でございます。普通交付税の交付額が6億6,457万9,000円と確定したため、1億6,247万円を増額補正させていただくものでございます。

次に、款15国庫支出金でございます。主なものといたしましては、新型コロナワクチンの5回目接種に伴う国庫支出金として、項1国庫負担金、目3衛生費国庫負担金、節2予防費国庫負担金に新型コロナワクチン予防接種事業国庫負担金4,821万3,000円や、同じページの下段、下から2つ目の項目になりますが、項2国庫補助金、目3衛生費国庫補助金、節2予防費国庫補助金のうち、新型コロナワクチン接種体制構築事業補助金1,135万7,000円を計上させていただきました。

また、その上段の目1総務費国庫補助金を御覧いただきますと、節6企画費国庫補助金に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を7,445万3,000円増加補正いたしました。

次に、目5土木費国庫補助金になりますが、節7橋梁維持費国庫補助金は、補助金額の確定によりまして道路メンテナンス事業補助金を247万5,000円減額しております。

次に、11ページをお開きください。款16県支出金でございます。項2県補助金、目2民生費県補助金について、節5老人福祉総務費県補助金に埼玉県地域密着型サービス等整備補助事業費補助金109万円を計上しております。町内にあるふれあい大笑庵においてみとり環境整備を実施するため、補助率10分の10の埼玉県の補助金を見込むものでございます。

次に、款17財産収入でございます。項2財産売払収入、目1不動産売払収入、節1土地建物売払収入といたしまして、月の輪2丁目94番及び95番の町有地の売払いをしたことにより財産収入があったため、1,107万6,000円増額補正をさせていただきました。

次に、款18寄附金でございます。項1寄附金、目9消防費寄附金、節4防災費寄附金でございますが、こちらにつきましては7月12日に発生いたしました集中豪雨の発生に伴い、町にいただいた寄附金の補正でございます。合計12名、27万9,000円の寄附があり、これらについては今回の災害発生に伴う復旧費に充当させていただきます。

次に、12ページをお開きください。款19繰入金でございます。項1特別会計繰入金、目3介護保険特別会計繰入金でございますが、令和3年度の精算分といたしまして4,500万9,000円を一般会計へ返還するものでございます。

その下、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金につきましては、本年度は財政調整基金から

の取崩しを2,000万円予定しておりましたが、今回の9月補正により基金からの取崩しをしない予算編成とするため、財政調整金繰入金2,000万円を減額補正させていただきました。

また、その下、森林環境基金繰入金につきましては、100万円の繰入れとさせていただきます。本基金につきましては、令和元年度から森林環境譲与税として町に交付された譲与税を毎年積み立てたものですが、本補正予算においてため池周辺の森林整備を行いたいため、基金の繰入れを行うものでございます。

次に、款20繰越金でございますが、前年度からの繰越金の確定に伴い、4億6,999万2,000円を増額補正しております。

次に、款22町債でございますが、項1町債、目6土木債のうち節7地方道路等整備事業債については、事業費の変更により起債充当額に変更が生じたため、220万円を増額補正させていただきました。

また、その下の緊急自然災害防止対策事業債でございますが、こちらは町道159号線舗装修繕等工事の実施に伴う起債の発行でございます。

次に、13ページをお開きください。目11臨時財政対策債については、本年度の発行可能額が1億3,455万2,000円と確定したことによりまして、現計予算との差額である1億4,277万2,000円を減額補正するものでございます。

次に、歳出についてご説明を申し上げます。なお、人件費に係る部分については省略をさせていただきますので、ご理解いただきますようお願いをいたします。

14ページをお開きください。款2総務費でございます。中段でございますが、項1総務管理費、目1一般管理費でございます。節10需用費のうち消耗品費に360万5,000円を計上させていただきました。こちらにつきましては、主に職員が使用するコピーカウンター料金や法規の追録代等でございます。

次に、目2文書広報費、節12委託料のうち町プロモーションビデオ制作委託料については、コロナ禍により事業の見通しが立たないため、131万5,000円を減額補正しております。

次に、15ページを御覧ください。目6企画費のうち節18負担金、補助及び交付金でございますが、集会所施設整備事業費補助金に80万円を計上させていただきました。月輪中丸集会所における屋根等外壁の塗装工事を実施するための補助金でございます。

次に、目10コミュニティセンター費でございます。節17備品購入費でございますが、コミュニティセンターの備品といたしまして、町内の文化芸術活動を活性化するため、展示用のパネルを購入するための予算として78万4,000円を計上しております。なお、こちらの金額につきましては、臨時交付金の活用を見込んでおります。

次に、項2徴税费についてご説明申し上げます。目2賦課徴収費でございますが、節10需用費の消耗品費に100万円を計上させていただきました。帳票等の発行に伴う消耗品費でございます。

次に、16ページ、民生費を御覧ください。款3民生費、項1社会福祉費についてご説明いたします。目1社会福祉総務費でございますが、節19扶助費に応援給付金を1,600万円計上させていただきました。臨時交付金を活用いたしまして、令和3年度及び令和4年度の住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり1万円の給付を町独自で行うための予算計上となっております。

また、本事業を実施するに当たっては、その上にあります節11役務費内の通信運搬費及び手数料を併せて計上させていただきます。事務事業を推進する予定でございます。

次に、17ページをお開きください。項2児童福祉費、目1児童福祉総務費でございますが、節18負担金、補助及び交付金において、医療的ケア児保育支援事業補助金といたしまして240万円を計上させていただきました。町内よつば保育園における医療的ケア児の保育支援として看護師の配置が必要なため、そのための補助金の支出でございます。なお、財源につきましては、保育対策総合支援事業補助金といたしまして、国庫補助金120万円と県補助金60万円を見込んでおります。

次に、節19扶助費でございますが、住民税非課税世帯等子育て応援給付金に1,050万円を計上させていただきました。こちらの事業も臨時交付金を活用して実施する事業で、町独自のものとなります。住民税非課税世帯の独り親世帯や低所得者世帯で、18歳未満のお子様を療養している世帯等を中心に、1世帯当たり3万円の給付をするものでございます。こちらの事業につきましても、節11役務費等に必要な事務費を計上しております。

次に、節22償還金、利子及び割引料でございますが、合計1,306万4,000円を計上させていただきました。主なものといたしましては、上から3つ目でございます国庫児童福祉費補助金返還金に1,246万8,000円でございます。こちらについては、令和3年度の国庫補助金について実績額が確定したことに伴い、超過分を返還するものでございます。

次に、項3老人福祉費、目1老人福祉総務費でございますが、節7報償費に敬老年金1,075万円を計上させていただきました。敬老年金事業につきましては、当初1人当たり5,000円の給付を見込んでおりましたが、臨時交付金を活用することで、追加で1人当たり5,000円の上乗せをしたいため、増額補正の予算でございます。

また、その下、節18負担金、補助及び交付金でございますが、埼玉県地域密着型サービス等整備補助金109万1,000円を計上しております。町のふれあい大笑庵におけるみどり環境整備のための補助金で、全額埼玉県の補助金を見込んでおります。

次に、ページをおめくりいただき、19ページお開きください。款4衛生費についてご説明いたします。項1保健衛生費、目2予防費のうち節12委託料を御覧ください。補正額7,100万円となっております。内訳といたしましては新型コロナワクチンの5回目接種に伴う町内医療機関の委託料として4,821万3,000円を計上、またその下でございます高齢者インフルエンザワクチン予防接種委託料として1,591万3,000円などが主な内容でございます。なお、新型コロナワクチンの接種事業については、従来どおり全額国庫支出金の充当を予定しております。

次に、20ページを御覧ください。節18負担金、補助及び交付金でございます。埼玉県早期不妊検査・不育症検査・早期不妊治療費助成事業補助金に50万円を計上させていただきました。今年度より早期不妊治療費が保険診療の適用となったことから、補助金申請者の追加が見込まれるということで、増額補正をするものでございます。

次に、目4水道事業費でございますが、節18負担金、補助及び交付金に水道料金減免事業補助金1,522万円を計上させていただきました。本年度については、既に臨時交付金を活用し、水道料金の基本料金2か月分の減免事業を1度実施しておりますが、今回追加でさらに2か月分の基本料金減免事業に取り組みたいため、その減免分に係ります水道事業会計への補助金でございます。

次に、21ページをお開きください。款6農林水産業費でございます。目3農業振興費でございますが、節14工事請負費といたしまして、谷津の里浄化槽修繕工事に318万9,000円を計上させていただきました。谷津の里にあります浄化槽が、桜の木の根の影響により破損し、修繕が必要のため、その予算となっております。

また、目6林業費でございますが、節14工事請負費といたしまして、ため池周辺森林整備工事を100万円計上させていただきました。歳入予算でも説明させていただきましたが、森林環境基金を繰り入れて本事業を実施したいものでございます。

次に、22ページをお開きください。款7商工費についてご説明を申し上げます。項1商工費、目2商工振興費でございますが、節18負担金、補助及び交付金に事業者支援金2,455万円を計上させていただきました。臨時交付金を活用し、特に原油価格や物価高騰等の影響を受けている町内の小規模事業者、農業者、運送事業者等に対して支援金を交付するための事業費でございます。

次に、款8土木費でございます。項2道路橋梁費、目1道路橋梁総務費でございますが、節12委託料に道路台帳補正等委託料1,000万円を計上いたしました。

次に、目2道路維持費でございますが、節10需用費のうち修繕料に418万4,000円を計上しております。こちらについては、道路照明灯の整備事業といたしまして、月の輪1丁目のフランサの中にある防犯灯について、経年劣化により不点灯箇所が増えているため、LED照明器具に交換するための予算でございます。

その下、節11役務費では、町道補修作業員手数料に1,310万円を予算計上いたしました。主に町道の補修修繕等を行うための作業員の手数料でございます。

一番下になりますが、節14工事請負費でございます。交通安全施設維持工事387万円につきましては、町内の区画線補修のための工事費でございます。

次に、23ページをお開きください。工事請負費の続きでございますが、上から3つ目、町道159号線舗装修繕工事2,000万円を計上させていただきました。こちらは新規の事業で、本年度緊急自然災害防止対策事業として国から内定いただいた事業でございます。主に町道159号線の補修修繕工事になりまして、実施に当たっては地方債として緊急自然災害防止対策事業債2,000万円の充当

を予定しております。

次に、目3道路新設改良費でございますが、節12委託料のうち町道127号線ほか測量設計等委託料に660万円を計上しております。こちらにつきましては、7月12日に発生いたしました集中豪雨により、町道125号線脇ののり面が崩落したため、その補強工事を実施したための設計委託料でございます。

次に、下段の目6公園費を御覧ください。節12委託料でございますが、公園等植栽管理委託料に474万1,000円を計上させていただきました。こちらにつきましては、月輪球場付近の高木伐採や森林公園駅南口交通広場における植栽の剪定等を予定しております。

次に、24ページ、款9消防費を御覧ください。項1消防費、目3消防施設費でございますが、節18負担金、補助及び交付金に消火栓設置工事負担金800万円を計上させていただきました。こちらにつきましては、現在上下水道課で行っております水道管布設工事に伴い、新たに消火栓の設置が必要なため、設置工事に係る負担金でございます。

次に、款10教育費についてご説明いたします。25ページをお開きください。項2小学校費でございます。節10需用費につきましては、消耗品費、燃料費、光熱水費等、本年度不足が予想される分、また緊急修繕等それぞれ計上し、需用費の補正額については合計456万6,000円でございます。

続いて、26ページをお開きください。節13使用料及び賃借料でございますが、394万8,000円の増額補正となっております。各小学校において社会科見学等を実施するに当たりバスを使用するため、本年度の使用見込額により不足額を補正するもの、また債務負担行為でも説明させていただきましたが、福田小学校パソコン等借上げ料を164万9,000円計上させていただきました。

次に、目2教育振興費でございますが、節10需用費を御覧ください。教育振興費といたしましては、各小学校で必要な消耗品等をそれぞれ予算計上し、合計で396万円の増額補正でございます。

続いて、27ページをお開きください。項3中学校費でございます。目1学校管理費でございますが、中学校費についても小学校費と同様に、本年度の使用見込額の不足分につきまして今回補正を行っております。節10需用費では、166万円の増額補正でございます。

また、節13使用料及び賃借料のうちバス借上げ料でございますが、こちらについては中学校の新人戦や吹奏楽コンクール等の大会に出場するためのバス代でございます。今後の使用見込みによる不足額を増額補正させていただき、補正額につきましては277万4,000円でございます。

次に、目2教育振興費でございます。節10需用費でございますが、教育振興費に係ります消耗品費や教材費を補正させていただきました。補正額につきましては、需用費全体で464万5,000円でございます。

次に、28ページを御覧ください。上段の節18負担金、補助及び交付金でございますが、生徒体育大会派遣費補助金に3万8,000円を計上しております。こちらにつきましては、滑川中学校2年生の生徒が水泳競技で関東大会に出場したことにより、大会参加費や宿泊費等の個人負担分を補助金

として支出ための予算計上となっております。

次に、項4幼稚園費でございます。目1幼稚園費では、節10需用費のうち修繕料維持補修分に63万4,000円を計上しております。こちらにつきましては、滑川幼稚園の門扉及び遊具の塗裝修繕でございます。

また、節12委託料でございますが、園児バス運転業務等委託料172万8,000円を減額しております。こちらは、契約額が確定したことによる減額補正でございます。

次に、29ページを御覧ください。項5社会教育費でございます。目2文化財保護費でございますが、節10需用費のうち修繕料維持補修分に291万1,000円を計上しております。こちらについては、エコミュージアムセンターの消防設備及び浄化槽ブロワの修繕等が主なものでございます。

次に、節14工事請負費でございますが、工事を3件予定しております。初めに、パーゴラ改修工事150万円でございますが、エコミュージアムセンターの入り口付近のパーゴラの一部について、木製の床が腐食しているため、土間コンクリートへの改修をするための工事費でございます。

次に、エコミュージアムセンター空調入替え工事336万6,000円及び文化財解説等看板修繕新規設置工事209万円の2つにつきましては、それぞれ臨時交付金を活用しての事業でございます。エコミュージアムセンター内セミナーハウスの空調入替え工事及び、現在文化財の看板につきましては現在も臨時交付金を活用し、文化財のマップの製作作業を行っておりますが、これに関連し町内にある文化財看板の改修及び新規設置を行うための工事費でございます。

次に、30ページをお開きください。目4図書館費でございます。初めに、節10需用費でございますが、修繕料維持補修分に124万4,000円を計上しております。こちらについては、図書館内の照明器具のLED化、また浄化槽のブロワを交換するための予算でございます。

次に、電子図書館の関連予算も計上させていただいております。1市6町による電子図書館が9月1日に開館し、電子図書の貸出しが開始されました。関連予算といたしまして、節12委託料のうち電子図書館のためのネットワーク等環境整備計画に151万4,000円を計上しております。こちらにつきましては、町立の図書館内において電子図書の閲覧ができるよう、館内の環境を整備するためのものでございます。

また、節17備品購入費でございますが、閲覧用備品29万2,000円につきましては、館内で電子書籍を閲覧する環境を整備するためのパーティション等を購入するための予算でございます。

続いて、節14工事請負費を御覧ください。図書館内の工事といたしまして、館内のトイレを洋式化するため321万3,000円を予算計上しております。

次に、項6保健体育費でございます。目3学校給食費でございますが、節10需用費のうち給食用品費に250万6,000円、節12委託料のうち給食委託料に792万6,000円を計上しております。本年度の学校給食の予算といたしまして今後の不足額が見込まれることから、その分の補正予算となっております。

次に、31ページをお開きください。款13諸支出金でございます。項2基金費、目1財政調整基金費でございますが、災害や町内のための財源確保のため、財政調整基金への積立金を3億円予算計上させていただきました。

以上で、補正予算に関するご説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（瀬上邦久議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

吉野議員、質疑願います。

〔13番 吉野正浩議員登壇〕

○13番（吉野正浩議員） 吉野正浩です。議長のお許しをいただきましたので、質問させていただきます。

ページでいきますと21ページです。農林水産業費、林業費、ため池周辺森林整備工事100万円の件ですが、これは森林環境基金から全額繰り入れられております。以前森林環境基金の用途について議会において質問したところ、課長からまだ基金が少額なので、今後検討すると、具体的な計画は示されませんでした。そこにこういった整備工事の計画が上がってきたわけです。森林環境譲与税は、市町村において間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進、普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てることとされております。この森林整備工事は、森林整備としての間伐でも何でもなく、ただため池の周辺の木を伐採するだけのもので、計画性は感じられません。基金の目的は違うのではありませんか。よろしく願います。

○議長（瀬上邦久議員） 服部産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、吉野議員さんの質問に答弁させていただきます。

以前私のほうで回答させていただいたお答えをそのまま吉野さんがお話をさせていただいております。その後の変更があった旨の経緯をお話しさせていただきます。まず林野庁の職員のほうが、そのお話があった以降、町のほうに吉田町長に面会がございました。そんな中で、林野庁の職員のほうから、このまま積立てをしているのでは、この森林環境譲与税のほうも立ち行かなくなる。全国ほとんどの自治体のほうでこういうような形、私どもの滑川町と同じような状況だったそうです。そんな中、今年度中に何としても少しでも使っていただきたいというお話をいただいたのが事の次第でございます。

その中で、私どもは以前から使用目的、こちら学校とか、例えば公共施設の木質化、または森林伐採、こちらのほうはお話をさせていただいております。そんな中で、どうしてもこの金額の中でおおむねできるものというお話をいろいろ考えさせていただきました。そしてそんな中、私ども庁

内の会議のほうも開催させていただきました。そんな中で、どのような金額が一番妥当かというの
はうまくならなかったのですけれども、今ある金額の中で、そしてさらに環境整備という形の中
でうまく使えるものの金額として、今回100万円のほうを計上させていただきました。

そして、こちらのところは、ミヤコタナゴが最終確認された南谷津を予定してございます。樹木
の伐採を予定しているのですけれども、この金額では全体的な整備ができないと思っております。
沼に張り出した、せり出した枝でもきれいにしながら、環境のほうの整備をしていきたいと思っ
ておりますので、こちらのほうを計上させていただきましたので、よろしく願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 吉野議員、質疑願います。

○13番（吉野正浩議員） 私が考えている滑川町の森林整備計画、非常に期待しているのですけれど
も、非常に単発的で、こういったことに使われるのが非常に心外でございます。基金の所管である
財政担当、総務政策課のほうはこの件についてどうお考えか、お聞きしたいと思います。

○議長（瀬上邦久議員） 総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、吉野議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

今回基金を使用するに至った経過につきましては、先ほど産業振興課長からのお話のとおり、林
野庁の職員がじきじきに各市町村を回って、基金の一部でいいから使っていただかないと、譲与税
そのもの自体が存続できないといったようなお話を伺ったからということになっております。町と
いたしましては、基金の設置の目的というのがございますので、本来であればこの目的となかなか
合致しない部分ではございますが、総論のところはどうしても進めて、国等の政策に協力しなけれ
ばならない部分がございます。したがって、苦渋の決断といったような形で、今回一部を取り
崩して事業ということで計画をさせていただきました。

あわせて、今回の取組に関しましては、産業振興課、あと総務政策課の財政担当とも協議を
させていただきました。この中で、基金の設置目的というものがしっかりございますけれども、今
後定期的にこの基金の使用方法については共有する会議を持ちながら、方向性を定めていきましょ
うといったところについても、意見の集約、共有ができたところでございます。したがって、
今回の一件につきましては苦渋の決断ということで、ご理解いただきたくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（瀬上邦久議員） 吉野議員、質疑願います。

○13番（吉野正浩議員） これは、国の職員、県だか分かりませんが、来て、結局は森林整備
の計画が滑川町にあるのだけれども、これは滑川町森林整備計画というのはきちんとしたものがあ
るのです。これをきちんと進めていくような具体的な考えがないから、ため池辺りの整備をするの
にこのお金を使ったらという、向こうのちょっとしたアイデアではないけれども、考え方、そうす

れば町のほうもすぐそういったものだったら、金があるのだからやってくれるのではないかという、そういう考えではないかなと自分では思っているのです。

滑川町には、しっかりした滑川町森林整備計画というのがあります。これは、基金の活用の目的に合致しているのですよ、見ると。だから、私は前回もこの森林整備計画に沿って、この基金を利用したらいかがですかというお話をしたのですけれども、そういった回答はなかったのです。今後森林整備計画をどのようにしていくのか。この滑川町森林整備計画とは何なのか。活用の意味がないのだったら、こんなものは廃止してしまえばいいわけですし、ちょっとその辺お聞きしたいと思います。

○議長（瀬上邦久議員） 産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、吉野議員さんの質問に答弁させていただきます。

森林計画、こちらのほうは現在制定してございます。そんな中、私どもの滑川町の中で森林計画の中に販売用の材木、こちらのほうの販売材木の山林が今現在ないような状況でございます。そして、さらに森林計画の中で森林をこのように、今後の計画としまして、どのように山林を有効活用していこうかという、そのような内容で計画のほうをしてございます。前回お答えした中で、販売材木のほうができているような状況のお話をさせていただきました。今滑川町では、どちらかというと間伐もできないような、雑木のような状況になっていきますので、この辺りを今後計画の中で反映しながら、そして森林を、里山をという話になってしまうと思うのですけれども、この辺りも有効活用ができるような計画にしていきたいなというふうに考えております。

現在この計画というのが、今お話を吉野議員さんがしていただいたのであれば、ちょっと若干不本意な部分があると思います。今後計画の中でいろんな意見を聞きながら、変更できるものは変更しながら、さらに森林計画のほうを推進していきたいと思っておりますので、よろしく願います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 吉野議員、質疑願います。

○13番（吉野正浩議員） 基金の用途につきましては、滑川町森林整備計画、これに沿った形での活用というものを考えていただきたいと思えます。

それで、そこまでの計画まで、とてもその金額ではできないということとかあると思いますけれども、基金の用途の決定については、我々民意に基づく町長や議会だけによって行われるのではなく、やはり用途については町民についても、大きな重要な計画ですので、お諮りしたほうがいいと思うのです。私は、今日いろいろお話の中で、町長が審議会等を設置しておりますので、資金の用途については町長や議会だけでなく、そういった町民とか学識経験者、そういう人たちのお考えを

いろいろ入れながらやっていくには、やっぱり審議会とかそういうものをつくってやっていくのが一番いいと思います。今のままだと、このお金どうに使うのか、私も心配でしょうがないです。その点いかなものでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、吉野議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

ご提案いただきました委員会等につきましては、今後所管する課とも協議をさせていただき、前向きに検討したいというふうに考えます。何よりも、やはりこのお金を使う部分につきましては、基金のみならず全ての会計において、やはり透明性といったものが非常に大切だと思います。それについては念頭に置きながら取り組んでまいりますので、ご理解いただきたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○13番（吉野正浩議員） ありがとうございます。よろしく願いいたします。

○議長（瀬上邦久議員） ほかに質疑ありませんか。

上野葉月議員。

〔5番 上野葉月議員登壇〕

○5番（上野葉月議員） 上野葉月です。質問いたします。

まず5ページ、債務負担行為の限度額について伺いたいのですけれども、この債務負担行為について限度額というものが設定されている理由と、本来の意義というのをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（瀬上邦久議員） 総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、上野葉月議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

こちらの限度額の設定につきましては、その事業に係る費用といったものが基本的なものになっております。また、その費用のうち何割をこの起債を充てて事業をするのかといったものも勘案しながら、限度額のほうを設定させていただいておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員、質疑願います。

○5番（上野葉月議員） 本来ならば、何かしらの目安なり比較対象の額というものがあっての限度額という書き方なのかなと思うのですけれども、今のやり方ですと、貸借者契約により決定した額ということで、実質何のめど、限度でもないような形に読めるのですけれども、そして今回変更で決まった610万というものも、確定したからということをご説明だったように思うのですけれども、それで本来の限度額を記載するという意味を踏んでいるということでもいいのでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、上野葉月議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

すみません。先ほどの答弁については、私表を間違っておりまして、第3表の地方債の関係のお話をさせていただきました。大変失礼いたしました。

債務負担行為の関係ですけれども、限度額につきましては、ここに記入のとおり、この事業を行うといったような決定を受けた後、入札等により額を決定いたします。今回変更のほうに上げておりますデマンド交通につきましては、契約額入札等により契約額が確定いたしましたので、賃貸借契約により決定した額から、実際のその賃貸借契約で結んだ額をここに記載しているということでございます。したがって、これについては賃貸借契約前の記載が追加でここに上がってくるということでご理解いただければと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野葉月議員、質疑願います。

○5番（上野葉月議員） 入札には、最低価格であるとか見込額というものは、町では持っていないのでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、上野葉月議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

入札等に関しましては、それぞれ設計額というものがございます。この設計額に応じて、入札比較価格と、この予定価格に関しては町長のほうが毎回記載をしておりますけれども、その価格以下の業者が落札ということになっております。したがって、こちらのデマンド交通601万4,000円につきましては、予定価格を下回る金額がこの金額だということでご理解いただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野葉月議員、質疑願います。

○5番（上野葉月議員） 行政のこの決算予算というところは、ほかの事業との比較などで予算額というのが大体見えた上で動かれていると思うのですが、限度額と書かれている割には決まった額、結果的に決まった額というふうにはしか読めないの、ちょっとこの書き方に違和感を覚えたので、ご質問いたしました。

次の質問に移ります。11ページなのですが、先ほどご説明もいただいたのですが、不動産売払収入で土地売払収入1,107万円、月輪の土地ということですが、この土地を売払することに至った経緯等をもう少し詳しくお聞かせください。

○議長（瀬上邦久議員） 総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、上野葉月議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

こちら該当の土地につきましては、月の輪の2丁目でございます、ちょうど区画整理の事業と、区画整理は行っていない事業との境目のところにあります、区画整理を行った町所有の土地ということでございます。土地の形態としては非常に細長い形態をしておりまして、あらかじめ幾つか分筆してあるような状態の土地でございました。察するに、恐らく区画整理の事業を最終的に行う際にわざわざ分筆までして区画を細かく切ったということですので、ある程度売買先のほうが決まっていたのではないかなというふうに推察をしているわけですが、その土地がそのまま残っていたというようなことでございます。

今回お話をいただいたのは、町内にある事業主の方なのですが、この町の土地も含めまして、いわゆる区画整理以外の土地も含めた形で一体として住宅開発を行いたいというようなお話が町にございましたので、協議を重ねた結果、今回町の土地を売買するということになりました。この土地については、町のほうとしても管理ができておらず、旗ざお地でございますので、なかなか次の用途についても考えられないような土地でございましたので、このお話に乗って売買をさせていただいたという経過でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員、質疑願います。

○5番（上野葉月議員） 金額が1か所で1,107万円ということだと思っておりますけれども、この額ですと先ほど審議した売払いの審議会というものにはかかってこないということでいいのでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、上野葉月議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

こちらについては、筆数については2筆でございます。それぞれ面積でございますけれども、1つが16平米、もう1つが263平米、この2つを合わせたものでございます。

売払いの関係でございますけれども、先ほど来ご審議をいただいております町の審議会等に関しては、現行2,000万円以上というようなことになっておりますので、これにはかけてございません。ただし、公有地の売払いについては、庁内で関係する課局において協議のほうを行って、どのような価格が適正であるかといったようなところの審議を経て売買等も結んでおりますので、その点あらかじめ申し上げさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員、質疑願います。

○5番（上野葉月議員） 分かりました。ありがとうございます。

次の質問に移ります。19ページなのですけれども、予防費のところでは委託料、高齢者インフルエンザ予防接種委託料1,591万円ということなのですけれども、インフルエンザの予防接種は例年どおり行うということになると思うのですけれども、昨年度のインフルエンザの流行度というのは、例年に比べ格段に低かったというように聞いております。昨年度のインフルエンザの流行に関する数字というのについては把握していらっしゃいますでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 健康づくり課長、答弁願います。

〔健康づくり課長 武井宏見登壇〕

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長、上野葉月議員のご質問に答弁させていただきます。

大変申し訳ございませんが、インフルエンザの接種の実績については町では把握してございますが、どのくらいの方が罹患したかというデータについては町では把握しておりません。

以上でございます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員、質疑願います。

○5番（上野葉月議員） では、昨年度インフルエンザの少なくとも陽性の件数というのは、今までの年に比べてかなり少なかったという認識の下お聞きするのですけれども、インフルエンザがはやるから予防接種をするという流れなのかなと思うのですけれども、このインフルエンザの流行の程度にかかわらず、そこのところは判断基準にせず、高齢者インフルエンザ予防接種というのは町で行っていくというお考えなのでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 健康づくり課長、答弁願います。

〔健康づくり課長 武井宏見登壇〕

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長、上野葉月議員のご質問に答弁させていただきます。

毎年6月から7月にかけて、厚生労働省のほうの審議会のほうで、今年のインフルエンザ流行時の型ですとか、いわゆる香港A型とかB型、その株の見込み等について予想が立てられます。それに基づいて、各ワクチンメーカー、医療メーカーにつきましてはワクチンの製造計画を立てまして、作り始めまして、それが大体この時期、9月末から10月頭にかけて出荷が始まり、毎年10月から1月ぐらいまでにかけてインフルエンザの予防接種が行われるというような全体の流れがございます。その年にどのくらいはやるかといった予測は、こちらにもちょっと聞いたことがございませんので、ただ基本的には国のほうで、このような形で流行があった場合はこのワクチンが有効であろうという形で指示がございますので、それに基づいて町としましても予防接種を進めさせていただいているという状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員、質疑願います。

○5番（上野葉月議員） では、把握していらっしゃるところで、前年度の高齢者のインフルエンザ予防接種の割合、町で受けた方の割合、対象人数とその割合というのを教えてください。

○議長（瀬上邦久議員） 健康づくり課長、答弁願います。

〔健康づくり課長 武井宏見登壇〕

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長、上野葉月議員のご質問に答弁させていただきます。

高齢者インフルエンザワクチンにつきましては、昨年度対象人数4,513人に対して2,463人の方が接種を受けていらっしゃいます。5割を超えて6割以内という形かと思えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員、質疑願います。

○5番（上野葉月議員） インフルエンザの予防接種の効果というのはちょっと疑問のある予防接種でして、毎年この予想の株が外れたというのはよく聞く話ですし、予防接種をしたけれども、かかったという話も頻繁に聞くところです。

対象者に対して、打っている方も大体半数を少し超えるところなのかなというところで、恐らくインフルエンザの予防接種を毎年打つ人は打つし、打たない人は打たないのかなというふうに思います。そうすると、便益を受ける人が固定化しているというものにもなってくるのかなと思います。それで、滑川町でよく検討課題に上がっている敬老年金が1,000万円というふうに17ページに出ていて、これは1,500万円。敬老年金であれば、対象年齢の方全員が便益を受けられる。そして、インフルエンザの予防接種はちょっと効果が分からず、しかも便益を受ける方が固定化しているというところで、比較の対象になりにくい項目かもしれないのですけれども、費用対効果や実際の効果というものを、インフルエンザの予防接種だからというところで特別な存在にするのではなく、考えていくべきなのかなというふうに思います。

そこで、実際にインフルエンザの予防接種を打った方が、インフルエンザにかからずに済んだのかとか、そのようなアンケートのようなものを取るべきだと思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 健康づくり課長、答弁願います。

〔健康づくり課長 武井宏見登壇〕

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長、上野葉月議員のご質問に答弁させていただきます。

すぐというわけにはいかないかと思うのですが、今後また来年度、健康増進計画等の目安等も一応計画してございますので、その辺を含めて何か機会があれば、そのようなことを考えてみたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員、質疑願います。

○5番（上野葉月議員） ぜひ、検討をお願いいたします。

次の質問に移ります。24ページなのですけれども、土木費で公園等補修工事で345万円と入っているのですけれども、この公園はどこでどんなことをしたのでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 建設課長。

暫時休憩します。

休 憩 （午後 3時15分）

再 開 （午後 3時16分）

○議長（瀬上邦久議員） 再開します。

建設課長、答弁願います。

〔建設課長 稲村茂之登壇〕

○建設課長（稲村茂之） 建設課長、上野議員さんの質問に答弁させていただきます。

14の工事請負費、工事等修繕工事345万円でございますが、こちらにつきましては主なものは月輪球場のベンチ、野球の一塁側、三塁側のベンチの更新工事となっております。このベンチの中に椅子が16基とあります。これの新しいものに替えるというものが主なものになります。

あともう一つが、第2ポケットパークの時計を、今回ソーラーの両面の時計に更新をするという、この2点でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員、質疑願います。

○5番（上野葉月議員） 分かりました。ありがとうございます。

次の質問に移ります。30ページ、教育費のところでは給食費についてなのですけれども、給食用品費で250万円、給食委託料で792万円、合わせると1,000万円以上の補正が入っているのですけれども、ここで今この額が出てくる理由というのをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（瀬上邦久議員） 教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、上野議員のご質問に答弁をさせていただきます。

最初に、給食用品費ですが、こちらにつきましては給食の食材料費でございます。今般の物価上昇分、こちらを見込みまして、9月から3月までの半年間分を1食当たり10円値上げというか、物価が上がった分の値上げ分として算定し、想定した数字で205万6,000円となっております。

委託料につきましては、給食の加工運搬の委託になります。こちらにつきましては、今年度の給食回数、また児童生徒、園児数で年間の執行見込みを算出し、その不足と思われる金額を今回792万6,000円という形で補正をさせていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員、質疑願います。

○5番（上野葉月議員） ありがとうございます。

では、給食用品費の250万円のほうは物価上昇による、予想されない、年度当初というか、予算をつくる時点で予想されていなかった要因による補正。そして、給食委託料のほうは、予想額としては分かっていたけれども、入れられなかったことによるここでの補正という性質の違いを持つ補正額ということでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、上野議員のご質問に答弁させていただきます。

上野議員のおっしゃるとおり、食材に関しては年度当初から物価の上昇が見込めなかったと。また、委託料につきましても、年度当初、当初予算を算定する時期は10月から11月ぐらいに当初予算を策定します。このときには、まだ、翌年度の子どもの人数や給食の回数は決まっていませんので、また契約前ですから、委託の単価もまだ確定していません。その中で見込みという形で当初予算を立てさせていただいておりますので、年度の途中である程度数字等が固まった段階で、こうやって不足分を補正させていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員、質疑願います。

○5番（上野葉月議員） ありがとうございます。

私からの質問は以上です。

○議長（瀬上邦久議員） ほかに質疑ありませんか。

阿部議員、質疑願います。

〔14番 阿部弘明議員登壇〕

○14番（阿部弘明議員） 14番、阿部弘明です。よろしくお願いたします。

まず最初に、よく聞き取れなかったので、ちょっと教えてもらいたいのですけれども、22ページの事業者支援金なのですが、この対象と金額を教えてくださいと思うのですが。

○議長（瀬上邦久議員） 産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、阿部議員さんの質問に答弁させていただきます。

こちらの事業者支援金ですけれども、内訳のほうをお話をさせていただきます。まず、こちらの金額の中の、一般質問でもちょっとお話をさせていただきましたけれども、運送業者の方、こちらへ20万円を予定してございます。そして、予定数では15事業者ということで300万円と。それから、

小規模事業者等ということで、いろいろとやって、中小企業者の方、こちらの方を対象に10万円で150事業者ということで1,500万円。それから、農業者、こちらのほうが農業年間売上げ30万円以上の方を5万円として35事業者と計算しまして175万円、農業者年間売上げ100万円以上の方を10万円としまして48事業者としまして480万円、合わせまして2,455万円という形になっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、質疑願います。

○14番（阿部弘明議員） 今のお話だと、売上げの変動とか、そういったものは全く関係なく、全事業者を対象にしているということよろしいのですか。

○議長（瀬上邦久議員） 産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、阿部議員さんの質問に答弁させていただきます。

今回のこちらの燃料高騰ということもございます。そうした中で、こちらのことに関しては売上げが落ちるということではなくて、必然的に事業者の方々にそのままのしかかってしまうという形で考えておりますので、今回は売上げ等という形ではなく、申請していただいて、こちらのほうを出すという形を考えておりますので、よろしくお願ひします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、質疑願います。

○14番（阿部弘明議員） 事業規模に関係なく、例えば運送業の方には一律20万円という、小規模の事業者については、これは小規模の事業者というのはどういうふうに。先ほど農業者についての売上げによって5万円、10万円というのが分かりましたけれども、この小規模の事業者への10万円というのは、この小規模事業者というのはどんなふうに判断しているのでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、阿部議員さんの質問に答弁させていただきます。

小規模事業者という形で、基本的には昨年度申告していただいた方、事業所得として申告をしていただいた方を対象としてございます。

今年度基本的に新規に開業した方は、そちらの部分に関しては、若干申し訳ございません。昨年度と比べて今年はどれだけかかったかという形で考えておりますので、昨年度の申告をしていただいた、事業申告をしていただいた方を対象として考えておりますので、よろしくお願ひします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、質疑願います。

○14番（阿部弘明議員） 小規模事業者という範囲について教えてもらいたいです。要するにどこまでが小規模。要するに昨年申告をしているというのは分かりますけれども、大きな事業所はこれはいらないわけでしょう。そこをちょっと教えてもらいたいです。

○議長（瀬上邦久議員） 産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、阿部議員さんの質問に答弁させていただきます。

昨年度も小口の小規模事業者の応援をさせていただきました。それと同じ考え方で考えておりますので、基本的には中小企業の方というか、対象事業者が昨年度120件ぐらいだったと思います。そちらの方たちを対象に考えておりますので、昨年同様という考え方でいいと思います。よろしくお願ひします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、質疑願います。

○14番（阿部弘明議員） そういうことで、では昨年申告した事業者については申請すれば支給されるということよろしいのですね。分かりました。ありがとうございます。非常に幅広い支給、給付ということで考えていただいて、ありがとうございます。

あと、財政調整基金の3億円積立てということになって、基金の総額は今幾らになるのでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、阿部議員さんのご質問にご答弁をさせていただきます。

9月定例議会、本定例議会で補正予算の可決をいただいた後には、財政調整基金の積立額およそ11億5,000万円になる予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、質疑願います。

○14番（阿部弘明議員） かなりの積立てになるわけなのですけれども、何か目的というか、これに充てる、もう決まっているとかいうような、ただ取りあえず積み立てておこうというようなことなのか、教えてください。

○議長（瀬上邦久議員） 総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、阿部議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

財政調整基金の積立ての関係でございますが、この間吉田町長が議会等でお話しされておりますとおり、まず1点としては、万一大きな災害が発生した場合について、それに耐えるだけの基金の

ほうを積み立てておきたいというのが1点ございます。これについては、およそ5億円ぐらいをめぐりに積立てということでこの間取り組んできてまいりました。それに加えて、今回非常に多くの金額が積めることになったわけでございますけれども、これについては一言で申し上げれば、万が一に備えてといったところで、今後災害等を除いた状態であってもどのようなことが生じるかわかりませんので、そういったためのものといったものも当然でございます。

また、今後町の財政運営上、やはり大きなお金を支出しなければならないといったところがある程度見えている部分もございます。具体的に申し上げますと、ごみ処理の関係ですとか、広域消防の関係ですとか、そういったことに関しましては今後継続的、もしくは一時的に大きなお金が必要になります。こういったものに関しても、通常の一般会計の予算を圧迫しないように、一旦財政調整基金のほうに積立てをさせていただいて、支出ができるような形でやりたいという取組でございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、質疑願います。

○14番（阿部弘明議員） これだけ大きな金額に今までなったことがしばらくなかったのかなと思いますけれども、今後どういうふうに使って、ためておだけということではないだろうというふうに思います。そういったようなことについては、またいろいろ協議をしていきたいなというふうに思います。

先ほどの説明で、教育のところでは給食用品費が値上がりしたためにということで補正が組まれましたけれども、これは地方創生臨時交付金というふうにはならなかったのですか。値上がり、要するに、給食関係値上がりしたものについての国からの補助ということにはならなかったのですか。

○議長（瀬上邦久議員） 教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、阿部議員のご質問に答弁をさせていただきます。

通常給食の食材料費というのは、一般の市町村ですと給食費という形で保護者から負担をいただいて支払いをしているかと思えます。その給食費の値上げ分、物価高騰に対して給食費を値上げして、給食費を改定して、保護者から負担をいただいた部分については臨時交付金の対象になったのですが、滑川町の場合はそういった対応をしておりません。町が単費で食料費のほうを払っておりますので、そちらについては新型コロナの臨時交付金の対象とはなりませんので、今回は充当はされていません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、質疑願います。

○14番（阿部弘明議員） それは、何かそういう決まりがあったのですか。要するに保護者負担と町

の負担と、要するに違う対応になってしまっているのですか、そういうこと。あら、ひどい。それはあまりにもひどいなと思いますけれども。ちょっと根拠となる何かあれば、後でも示していただければというふうに思います。よろしく願いいたします。

あと、先ほども出たのですけれども、森林環境基金の問題ですけれども、国の役人が町に来て、このお金の使い道について、要するに早く使えとかと、こんなことは普通あるのですか。

○議長（瀬上邦久議員） 総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、阿部議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

私が聞いている限りでは、今までそのようなことはなかったというふうに思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、質疑願います。

○14番（阿部弘明議員） ちょっと地方自治体の自治権を侵すようなことになってきているというふうに思うのです。

そもそも基金が使えないというか、要するに少な過ぎて、もっとためないとどうしようもないというような金額にしかなくなってないわけです。こういったものを国の都合なのか、要するに押しなべて、特に森林が多い地域なんかでは、人口割で来ているものですから使えないのです。そういうめちゃくちゃな基金になっていて、今度何年か後には、要するに課税の中に、要するに均等割の中に1,000円入るわけです。こんなことを。基本的には、これはもう交付税で賄うべきなのです。どれだけの森林があるかの、その面積に応じて、自治体に交付税として支給するというふうにしなないと、何の意味もない。これ地球環境のためだということで作られたわけですがけれども、結局そんなことしかできていないというような、まさに本当国の政策のいい加減さというか、出ている一つの例だなと思いますけれども、これはやはり抗議したほうがいいと思います。議会でも異論が出ているわけですから、ぜひほかの自治体もそういう事情であるのであれば、協働してそういうことをやったほうがいいかなというふうに思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（瀬上邦久議員） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより議案第60号 令和4年度滑川町一般会計補正予算（第2号）の議定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員です。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

◎議案第61号の説明、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 日程第17、議案第61号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

岩附町民保険課長に提出議案の説明を求めます。

〔町民保険課長 岩附利昭登壇〕

○町民保険課長（岩附利昭） 町民保険課長、議案第61号 令和4年度滑川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議定についてご説明を申し上げます。

初めに、1ページ目をお願いいたします。令和4年度滑川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

令和4年度滑川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,801万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ17億1,650万7,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月20日提出

滑川町長 吉田 昇

今回の補正でございますが、歳入では令和3年度決算の確定に伴う繰越金の増額補正、また歳出では総務費をはじめ保険給付費、保険事業費、諸支出金、それぞれ不足が生じたものについて増額の補正をするものでございます。

詳細につきまして、6ページを御覧いただきたいと存じます。初めに、歳入についてご説明申し上げます。款11繰越金、項1繰越金、目1繰越金でございますが、3,801万9,000円を増額補正して、計5,601万9,000円とするものでございます。こちらは、令和3年度決算による繰越金でございます。

続きまして、7ページを御覧いただきたいと存じます。歳出についてご説明申し上げます。初めに、款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費でございますが、節の11役務費、手数料9万5,000円は、オンライン専用回線をADSL回線から光回線へ変更するための手数料でございます。

次の節12委託料、国保・調交システム委託料17万4,000円は、未就学児均等割保険料軽減算定のためのシステム改修費でございます。

次の節18負担金、オンライン資格確認等運営負担金1万円は、保険者負担分に不足が生じたため、増額をいたします。

次に、中段の款の2保険給付費、項の2高額療養費のうち、一般被保険者高額介護合算療養費に補正額10万1,000円、次の項6傷病手当諸費のうち、傷病手当金に49万4,000円を増額します。こちらは、申請者数の増加により、支給見込額に不足が生じたためでございます。

次に、8ページの上段、款の6保健事業費になりますが、目の1特定健康診査等事業費、節10需用費の燃料費に3万円を補正するものでございます。こちらは、今年の集団健診を来月10月18日から予定しておりますが、昨年の健診におきまして受診者の方から、寒さ対策の要望がありましたので、暖房費の灯油代として今回計上をさせていただきます。

次に、中段の款9諸支出金、項1償還金及び還付加算金のうち、目1一般被保険者保険税還付金に補正額200万円、目の3一般被保険者還付加算金に5万円を増額補正いたします。こちらは、国保を遡及して資格喪失した方への保険税還付金及び加算金が当初の見込みを上回ったため、不足分を増額いたします。

最後に、款10予備費でございますが、3,555万9,000円を増額し、計4,370万6,000円といたします。こちらは、令和3年度繰越金から今回の歳出補正分の差引額でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（瀬上邦久議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより議案第61号 令和4年度滑川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員です。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

◎議案第62号の説明、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 日程第18、議案第62号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

篠崎高齢介護課長に提出議案の説明を求めます。

〔高齢介護課長 篠崎美幸登壇〕

○高齢介護課長（篠崎美幸） 高齢介護課長、議案第62号 令和4年度滑川町介護保険特別会計補正予算（第1号）の議定について説明申し上げます。

1ページをお開きください。令和4年度滑川町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,098万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ13億6,620万6,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月20日提出

滑川町長 吉田 昇

今回の補正は、令和3年度決算に伴います国、県、町への負担金の返還分及び、これに伴います歳入歳出額の補正を行うものになっております。

詳細につきまして、6ページをお開きください。歳入の項目について説明を申し上げます。款6 県支出金、項1 県負担金、目1 介護給付費負担金になりますが、補正前の額1億6,602万1,000円、補正額21万2,000円を増額して、計1億6,623万3,000円でございます。内容につきましては、介護サービス事業費に対する県からの追加交付金となります。

款10 繰越金、項1 繰越金、目1 繰越金になりますが、補正前の額1億1,504万4,000円、補正額6,076万9,000円を増額して、計1億7,581万3,000円でございます。内容につきましては、令和3年度決算による繰越金でございます。

続きまして、7ページをお開きください。歳出の項目について説明を申し上げます。款1 総務費、項3 介護認定審査会費、目2 認定調査費等になりますが、補正前の額366万1,000円、補正額44万3,000円を増額して、計410万4,000円でございます。内容につきましては、介護認定調査に係る委託料増額のため補正となります。

続いて、款5 地域支援事業費、項1 介護予防生活支援サービス事業費、目1 介護予防生活支援サービス事業費になりますが、補正前の額1,988万8,000円、補正額180万円を増額して、計2,168万8,000円でございます。内容につきましては、訪問型サービスの利用者が増加したことに伴う補正

になります。

続いて、款8諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目2償還金になりますが、補正前の額9万円、補正額639万8,000円を増額して、計648万8,000円でございます。内容につきましては、令和3年度決算により返還するための補正になります。返還金の内訳としては、国庫支出金返還金350万円、支払基金交付金返還金289万5,000円、介護給付費負担金（県支出金）返還金3,000円となっております。

次に、項3繰出金、目1他会計繰出金になります。補正前の額138万5,000円、補正額4,362万4,000円を増額して、計4,500万9,000円でございます。内容につきましては、令和3年度決算による町へ返還するための補正になります。

最後に、款9予備費、項1予備費、目1予備費になります。補正前の額5,153万3,000円、補正額871万6,000円を増額して、計6,024万9,000円でございます。内容につきましては、同じく令和3年度決算によるものです。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（瀬上邦久議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより議案第62号 令和4年度滑川町介護保険特別会計補正予算（第1号）の議定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員です。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

◎議案第63号の説明、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 日程第19、議案第63号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

岩附町民保険課長に提出議案の説明を求めます。

〔町民保険課長 岩附利昭登壇〕

○町民保険課長（岩附利昭） 町民保険課長、議案第63号 令和4年度滑川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の議定についてご説明を申し上げます。

初めに、1ページ目をお願いいたします。

令和4年度滑川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

令和4年度滑川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ691万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ2億1,258万9,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月20日提出

滑川町長 吉田 昇

今回の補正につきましては、令和3年度決算に伴うもののみとなっております。歳入では繰越金の増額、歳出においては予備費の増額となっております。

詳細につきましては、6ページを御覧いただきたいと存じます。初めに、歳入についてご説明を申し上げます。款の5繰越金でございます。補正額691万4,000円を増額いたしまして、計1,291万4,000円とするものでございます。これは、令和3年度決算による繰越金でございます。

次に、歳出についてご説明いたします。7ページをお願いいたします。款の4予備費でございますけれども、補正額691万4,000円を増額いたしまして、計901万1,000円とするものでございます。こちらは、令和3年度の決算に伴い、予備費の増額を行います。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（瀬上邦久議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより議案第63号 令和4年度滑川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の議定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員です。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

◎議案第64号の説明、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 日程第20、議案第64号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

會澤上下水道課長に提出議案の説明を求めます。

〔上下水道課長 會澤孝之登壇〕

○上下水道課長（會澤孝之） 上下水道課長、議案第64号 令和4年度滑川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）の議定についてご説明いたします。

1ページをお開き願いたいと思います。

令和4年度滑川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,922万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ3億9,022万7,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月20日提出

滑川町長 吉田 昇

内容について、事項別明細書にてご説明させていただきます。6ページをお開き願います。初めに、歳入について説明申し上げます。款6繰越金、項1繰越金、目1繰越金ですが、2,922万7,000円を増額補正し、計4,206万1,000円といたしました。前年度決算繰越額の確定によるものでございます。

次ページをお開き願います。歳出についてご説明申し上げます。款1総務費、項2維持管理費、目1管渠維持管理費ですが、585万円を増額補正し、計1億4,376万円といたしました。当初予算で予算化できなかった不足分の増額補正が主な理由です。個別の内容としては、節11役務費として、施設補修作業員手数料70万円、節12委託料は下水道管渠等清掃点検業務委託料として50万円、下水道台帳補正等業務委託料50万円、こちらは新たに新規下水道区域や開発行為によって帰属された下水道施設の台帳更新を行うための費用となっております。

節13使用料及び賃借料として管渠、マンホールポンプ等の施設補修に伴う重機使用料30万円、節14工事請負費として下水道管渠等修繕として200万円、こちらは羽尾地内の第1マンホールポンプ

内にあるゲートバルブの老朽化が進んでいるため、機能不全になる前に交換を行うための費用です。周辺の交通事情など鑑みて、夜間工事を想定した予算計上となっております。

節15原材料費20万円を計上いたしました。

節26公課費は、消費税納付金です。令和3年度の確定申告による納付を行い、今年度の中間納付に不足が想定されるため、補正をさせていただくものです。

次に、同ページ下段を御覧いただきたいと思います。款2事業費、項1下水道事業費、目1建設事業費ですが、49万9,000円増額補正し、計2,760万2,000円といたしました。増額の内容として、節14工事請負費を増額し、町が行う公共ます取付工事が生じた際の費用に備えるものです。当初予算では、1,000円の科目設定とさせていただきましたので、1か所程度の対応ができる額を準備しておくために計50万円とするものです。

次に、8ページを御覧願います。款4諸支出金、項1基金費、目1下水道事業基金費ですが、1,500万円を増額し、計1,500万2,000円といたしました。下水道事業基金への積立金となっております。

款5予備費、項1予備費、目1予備費ですが、787万8,000円を増額補正し、計1,397万7,000円といたしました。歳入の増加分との差額を調整した額となります。

以上、下水道事業特別会計補正予算の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（瀬上邦久議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○建設課長（稲村茂之） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより議案第64号 令和4年度滑川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）の議定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員です。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

◎会議時間の延長

○議長（瀬上邦久議員） お諮りします。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長したいと思います。これにご異議

ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 異議なしと認めます。

本日の会議時間は延長することに決定しました。

ここで暫時休憩とします。開会は午後4時10分とします。4時10分です。よろしくお願ひします。

休 憩 （午後 3時59分）

再 開 （午後 4時09分）

○議長（瀬上邦久議員） 再開します。

◎議案第65号の説明、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 日程第21、議案第65号を議題とします。

事務局長より朗読願ひます。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

會澤上下水道課長に提出議案の説明を求めます。

〔上下水道課長 會澤孝之登壇〕

○上下水道課長（會澤孝之） 上下水道課長、議案第65号 令和4年度滑川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の議定についてご説明いたします。

1ページをお開き願ひます。

令和4年度滑川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ651万円を追加し、歳入歳出それぞれ1億231万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月20日提出

滑川町長 吉田 昇

内容について事項別明細書にてご説明いたします。6ページをお開き願ひます。初めに、歳入についてご説明いたします。款5繰越金、項1繰越金、目1繰越金ですが、651万円を増額補正し、計1,050万6,000円といたしました。前年度決算繰越額の確定によるものでございます。

次に、7ページをお開き願ひます。歳出についてご説明いたします。款1施設費、項1施設管理費、目1維持管理費ですが、476万円を増額補正し、計4,824万1,000円といたしました。これは、

排水処理施設及び管路に関する修繕に係る内容となっており、当初予算で計上し切れなかった分について、今後の緊急修繕対応などのために必要な予算確保が主な内容です。

節1 役務費として施設補修作業員手数料44万円、節13使用料及び賃借料として管渠、マンホールポンプ等施設補修に伴う重機使用料22万円、節14工事請負費として400万円、こちらは経年劣化が進んだ和泉地区処理施設の計量計交換を含んでおります。節15原材料費は、修繕等に必要な原材料購入のために20万円を計上させていただきました。

次に、款5 予備費、項1 予備費、目1 予備費ですが、175万円を増額補正し、計330万3,000円といたしました。歳入の増加分との差額を調整した額となります。

以上、農業集落排水事業特別会計補正予算の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（瀬上邦久議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより議案第65号 令和4年度滑川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の議定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員です。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

◎議案第66号の説明、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 日程第22、議案第66号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

會澤上下水道課長より提出議案の説明を求めます。

〔上下水道課長 會澤孝之登壇〕

○上下水道課長（會澤孝之） 上下水道課長、議案第66号 令和4年度滑川町浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）の議定についてご説明いたします。

1 ページをお開き願います。

令和4年度滑川町浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ239万円を追加し、歳入歳出それぞれ5,249万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月20日提出

滑川町長 吉田 昇

内容について事項別明細書にてご説明いたします。6ページをお開き願います。初めに、歳入についてご説明いたします。款6繰越金、項1繰越金、目1繰越金ですが、239万円を増額補正し、計448万3,000円といたしました。前年度決算の確定によるものでございます。

続いて、7ページをお開き願います。歳出についてご説明いたします。款6予備費、項1予備費、目1予備費ですが、239万円を増額補正し、計385万5,000円とさせていただきました。前年度決算の確定による収入の増加分として調整した額となります。

以上、浄化槽事業特別会計補正予算の説明となります。ご審議のほどよろしくご願ひいたします。

○議長（瀬上邦久議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより議案第66号 令和4年度滑川町浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）の議定について採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員です。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

◎議案第67号の説明、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 日程第23、議案第67号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

會澤上下水道課長に提出議案の説明を求めます。

〔上下水道課長 會澤孝之登壇〕

○上下水道課長（會澤孝之） 上下水道課長、議案第67号 令和4年度滑川町水道事業会計補正予算（第2号）の議定についてご説明いたします。

補正予算書のページをめくっていただきまして、1ページをお開き願いたいと思います。

令和4年度滑川町水道事業会計補正予算（第2号）。

第1条 令和4年度滑川町水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるとおりとする。

第2条 令和4年度滑川町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

以下、科目、既決予定額、補正予定額、計の順で読み上げさせていただきます。

収入、第1款事業収益3億7,908万9,000円、22万円、3億7,930万9,000円。

第1項営業収益3億5,433万1,000円、マイナス1,322万7,000円、3億4,110万4,000円。

第2項営業外収益2,475万8,000円、1,344万7,000円、3,820万5,000円。

支出、第1款事業費3億5,925万7,000円、780万5,000円、3億6,706万2,000円。

第1項営業費用3億4,927万7,000円、69万7,000円、3億4,994万4,000円。

第2項営業外費用771万円、710万8,000円、1,481万8,000円。

次ページをお願いします。

第3条 令和4年度滑川町水道事業会計予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する。（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,317万3,000円は、当年度消費税資本的収支調整額1,915万4,000円、建設改良積立金3,727万8,000円、当年度損益勘定留保資金2,674万1,000円で補填するものとする。）

以下、同じく科目、既決予定額、補正予定額、計の順で読み上げさせていただきます。

支出、第1款資本的支出2億3,963万4,000円、700万円、2億4,663万4,000円。

第1項建設改良費2億54万5,000円、700万円、2億754万5,000円。

第4条 債務負担行為の追加は、「2 債務負担行為補正」による。

令和4年9月20日提出

滑川町長 吉田 昇

それでは、補正額の内容についてご説明させていただきます。

予算書10ページ、11ページに記載の令和4年度滑川町水道事業会計補正予算（第2号）事項別明細書により、主なものをご説明させていただきます。最初に10ページから、収益的収入については今年度2回目、通算4回目の水道料金の基本料金を減免する事業実施に伴う補正を行うためのもの

です。

款1 事業収益、項1 営業収益、目1 給水収益に、今回実施する減免予算額を減収分として1,322万7,000円の減額を計上させていただきました。予算規模については、前回実施時と同規模ですが、前回実績から差引額を計上させていただきました。

項2 営業外収益、目2 他会計補助金は1,344万7,000円を増額いたしました。給水収益として減収した分及びシステム等に係る経費について、臨時交付金を利用して一般会計より補助金として受け入れるためのものです。

次に、下の欄、収益的支出です。第1 款事業費ですが、総額で780万5,000円を増額いたしました。主な項目についてご説明いたします。今回の基本料金の減免事業に係る費用として、項1 営業費用のうち節8 委託料に料金を一括再計算するため、システム業者が行うサポート費用として22万円を計上いたしました。そのほかには、水道料金システムが今年度2月末に契約満了、更新となるため、インボイス対応を含めたシステム改修を同時に行うため、それに伴う変更等が必要な費用を計上してございます。

節7 通信運搬費にクラウド化に伴うネット回線使用料として1万8,000円、節8 委託料のうちシステム保守として上下水道料金システム稼働維持管理費に6万1,000円、帳票印刷処理料として5万5,000円、これは納入通知書等を圧着はがきへ変更するため、その作成費用となります。

節10 賃借料に水道ホスティング利用料に3万7,000円、こちらはクラウド型ホスト利用費です。及び水道システム利用料に8万8,000円、こちらは実際に職員が作業するためのシステムの利用料となります。これらの補正額については、システム更新後に新たに必要となる項目の1か月分相当分の費用を計上してあります。

次に、項2 営業外費用、目3 消費税710万8,000円は、令和3年度の消費税及び地方消費税の確定申告による支払いにより、今年度の中間払いに不足が生じると思われる額を計上させていただきました。

次に、11ページ下段、資本的支出より、款1 資本的支出、項1 建設改良費、目1 配水設備拡張費、節2 工事請負費に700万円の増額補正を計上させていただきました。

説明欄に記載の町道5138号線及び町道128号線の配水管布設工事については、当初は仮復旧までの積算をさせていただきましたが、本工事の進捗状況が進み、年度内に道路の本復旧まで施工が見込めるようになったため、追加の予算計上をお願いし、年度内の完了を目指すためのものです。

以上、補正内容の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（瀬上邦久議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより議案第67号 令和4年度滑川町水道事業会計補正予算（第2号）の議定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員です。

よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

◎認定第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 日程第24、認定第1号 令和3年度滑川町一般会計及び特別会計決算の認定についてを議題とします。

本案については、決算審査特別委員会委員長より審査報告を求めます。

決算審査特別委員会、内田敏雄委員長、報告を演壇にてお願いします。

〔決算審査特別委員長 内田敏雄議員登壇〕

○決算審査特別委員長（内田敏雄議員） 12番、内田敏雄です。決算審査特別委員会の審査報告を申し上げます。

令和4年9月28日、滑川町町議会議長、瀬上邦久様、決算審査特別委員会委員長、内田敏雄。

決算審査特別委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件について、次のとおり審査結果を報告します。

9月26日に開催した決算審査特別委員会では、最初に第233回滑川町議会定例会において、本委員会に付託された認定第1号 令和3年度滑川町一般会計及び特別会計決算の認定についてから審査しました。

本定例会第2日目の9月21日に会計管理者である高坂会計課長から説明を受けた令和3年度滑川町一般会計決算から特別会計の令和3年度滑川町国民健康保険特別会計決算、令和3年度滑川町介護保険特別会計決算、令和3年度滑川町後期高齢者医療特別会計決算、令和3年度滑川町下水道事業特別会計決算、令和3年度滑川町農業集落排水事業特別会計決算、令和3年度滑川町浄化槽事業特別会計決算までの7会計を委員ごとに一問一答で審査しました。

その結果、全ての会計決算を原案どおり認定することに決定しました。

詳細につきましては、議長並びに議会選出の監査委員を除く全員で構成する委員会審査でありますので、ここで再び審査の状況、経過について述べることを省略させていただき、後刻、会議録によりご承知おきいただきますようお願い申し上げます、決算審査特別委員会の審査報告といたします。

○議長（瀬上邦久議員） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長の報告に対して質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより認定第1号 令和3年度滑川町一般会計及び特別会計決算の認定についてを採決します。

委員長の報告は原案のとおり認定であります。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員です。

よって、認定第1号については、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎認定第2号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 日程第25、認定第2号 令和3年度滑川町水道事業会計における剰余金処分及び決算の認定についてを議題とします。

本案については、決算審査特別委員会委員長の審査報告を求めます。

決算審査特別委員会、内田敏雄委員長、報告を演壇にてお願いします。

〔決算審査特別委員長 内田敏雄議員登壇〕

○決算審査特別委員長（内田敏雄議員） 12番、内田敏雄です。決算審査特別委員会の審査報告を申し上げます。

令和4年9月28日、滑川町議会議長、瀬上邦久様、決算審査特別委員会委員長、内田敏雄。

決算審査特別委員会審査報告。

本委員会に付託された事件について、次のとおり審査結果を報告します。

審査は9月26日、認定第1号の審査に続き、第233回滑川町議会定例会において本委員会に付託されました認定第2号 令和3年度滑川町水道事業会計における剰余金処分及び決算の認定についてを審査しました。

本定例会第2日目の9月21日に會澤上下水道課長から説明を受けたため、直ちに審査に入り、委員ごとに一問一答で審査しました。

その結果、認定第2号を原案のとおり認定することに決定しました。

詳細につきましては、議長並びに議会選出の監査委員を除く全員で構成する委員会審査でありま

すので、ここで再び審査の状況、経過について述べることを省略させていただき、後刻、会議録によりご承知おきいただきますようお願い申し上げます、決算審査特別委員会の審査報告といたします。

○議長（瀬上邦久議員） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長の報告に対して質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより認定第2号 令和3年度滑川町水道事業会計における剰余金処分及び決算の認定についてを採決します。

委員長の報告は原案のとおり認定であります。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員です。

よって、認定第2号については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

◎請願第2号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 日程第26、請願第2号 建設アスベスト被害の全面解決へ、アスベスト建材製造企業の基金拠出等、「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める国への意見書を求める請願書を議題とします。

請願第2号については、総務経済建設常任委員会委員長より審査報告を求めます。

総務経済建設常任委員会、吉野正浩委員長、審査報告を演壇にてお願いします。

〔総務経済建設常任委員長 吉野正浩議員登壇〕

○総務経済建設常任委員長（吉野正浩議員） 総務経済建設常任委員長の吉野正浩です。議長の命により、請願審査報告を申し上げます。

総務経済建設常任委員会に付託されました請願第2号 建設アスベスト被害の全面解決へ、アスベスト建材製造企業の基金拠出等、「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める国への意見書を求める請願書について、会議規則第94条第1項の規定により、次のとおり審査の結果を報告いたします。

9月22日午後2時30分より、役場議場において総務経済建設常任委員会を開きました。

総務経済建設常任委員7名の出席のほか、参考人として埼玉土建一般労働組同比企西部支部から2名の出席をいただき意見聴取を行い、慎重審議を行いました。委員会としても、できる限り調査

を実施しました。

同法は、国による給付金の支給のみを定めたもので、アスベスト建材製造企業の抛出の定めがなく、また給付金の額をはじめとして、支給対象者も限定的で、被害者の十分な救済に至っていない現状があることから、法律の改正を早期に行うことが必要と思慮される。

このような状況について慎重審議をした結果、本請願は採択すべきものと決定いたしました。よろしく審議のほどお願いいたします。

○議長（瀬上邦久議員） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 質疑なしと認めます。

これより請願第2号に対する討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより請願第2号 建設アスベスト被害の全面解決へ、アスベスト建材製造企業の基金抛出等、「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める国への意見書を求める請願書を採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

お諮りします。この請願は委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 異議なしと認めます。

よって、請願第2号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

暫時休憩します。

休 憩 （午後 4時36分）

再 開 （午後 4時37分）

○議長（瀬上邦久議員） 再開します。

◎日程追加

○議長（瀬上邦久議員） お諮りします。

ただいま吉野正浩議員ほか6名から、議員提出議案第3号が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 異議なしと認めます。

よって、発議第3号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 追加日程第1、発議第3号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

提出者の吉野正浩議員に提出議案の説明を求めます。

〔13番 吉野正浩議員登壇〕

○13番（吉野正浩議員） 13番、吉野正浩です。意見書を朗読させていただきます。

「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」
の改正を求める意見書（案）

建設業従事者のアスベスト被害に対して、2021（令和3）年5月17日、最高裁は一人親方等への責任を含む国の違法と大手アスベスト建材製造企業10社の賠償を認める判決を下しました。さらに、未提訴の建設アスベスト被害者に対して、賠償責任に基づく給付金を支払う「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（略称：建設アスベスト給付金法）」が成立・施行し、2022年1月から給付金制度が開始されました。

しかし、同法は国による給付金の支給のみを定めたもので、最高裁によって賠償が確定したアスベスト建材製造企業の拋出を定めていません。そのため、給付金の額をはじめとして、被害者の十分な救済に結びついていない現状があります。このことは、最高裁判決時や建設アスベスト給付金法成立時の多くのマスコミ報道でも指摘されているところです。

同時に、建設アスベスト給付金法は最高裁判決の枠組みを踏襲したため、支給対象には、屋外で主に働いた建設アスベスト被害者や国の賠償責任期間の直前で現場を離れた被害者等が含まれておらず、死亡後20年間の除斥期間もより延長されなければなりません。

こうしたことから、建設アスベスト被害者の全面的な救済を図るために、建設アスベスト給付金法の改正を早期に行うことが必要です。

以上、地方自治法99条の規定により、意見書を提出します。

令和4年9月28日

埼玉県比企郡滑川町議会

内閣総理大臣 殿

法務大臣 殿

厚生労働大臣 殿

国土交通大臣 殿

以上です。

○議長（瀬上邦久議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより発議第3号 「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める意見書（案）の提出についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員です。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

なお、意見書の送付につきましては、議長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 異議なしと認めます。

よって、意見書の送付は議長に一任することに決定しました。

◎閉会中の継続調査の申し出について

○議長（瀬上邦久議員） 日程第27、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

議会運営委員会、北堀一廣委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付した申出書のとおり、次期議会の会期日程等の議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査にすることに決定しました。

◎閉会について

○議長（瀬上邦久議員） お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。会議規則第7条の規定によって、本日で閉

会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 異議なしと認めます。

本定例会は本日で閉会することに決定しました。

◎町長、副町長挨拶

○議長（瀬上邦久議員） ここで、吉田町長よりご挨拶をお願いいたします。

〔町長 吉田 昇登壇〕

○町長（吉田 昇） 議長のお許しをいただきましたので、本定例会の閉会に当たりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

私にとりましては、最後の定例会になりました9月定例議会は、令和3年度滑川町一般会計及び特別会計決算並びに水道事業会計決算の認定をはじめ、全25案件を慎重審議賜り、原案どおり可決、承認をいただきまして、深く感謝を申し上げます。

新しい町長を迎え、町のさらなる発展を期待申し上げる次第でございます。

私は5期20年にわたり、皆様の温かいご支援の下、町政の担当をさせていただきました。いちずに町民の幸せと町の発展を思い、議会の皆様の絶大なるご協力を賜り、この間大過なく務めさせていただくことができました。心より厚く御礼申し上げます。

また、長年にわたり補佐していただきました柳副町長からも辞意が表明され、9月30日をもちまして退職となります。この後、貴重な時間を頂戴し、柳副町長に挨拶の時間をいただければ幸いです。よろしくをお願いいたします。

終わりに、私の任期が10月3日に満了するに当たり、滑川町、そして滑川町議会のさらなる発展、そして議員各位、町民の皆様方のさらなるご活躍を祈念申し上げるとともに、多年にわたる皆様のご厚情に対し、重ねて心より感謝を申し上げ、お礼とお別れの挨拶とさせていただきます。本当に長い間、ありがとうございました。（拍手）

○議長（瀬上邦久議員） ありがとうございました。

次に、柳副町長よりご挨拶をお願いします。

〔副町長 柳 克実登壇〕

○副町長（柳 克実） 瀬上議長の許可をいただきましたので、議会議員皆様にお礼の挨拶を申し上げます。

私が初めて議会の仕事をさせていただいたのは、平成元年度、企画財政課に異動した6月議会定例会の写真撮影でした。議場内は一種独特の雰囲気があり、その緊張感が今でも強く心に残っています。その後、平成18年度から4年間、議会事務局の担当になりました。調べてみますと、この間、定例会と臨時会を合わせて計25回の議会に携わりました。

また、県外で実施した委員会ごとの所管事務調査や議会運営委員会と議会広報発行対策特別委員会の合同視察研修にも同行をさせていただきました。訪問した13自治体の特色ある地域づくりに触れる機会を得て、その風土も肌で感じることができました。

特に滑川町議会でも条例として議決した議会基本条例や太陽光に関する条例などは、今から13年前、平成21年度に調査をしており、時代を先取りした取組に改めて気づかせていただきました。

さらに、副町長になってからは、いろいろな出来事がありました。その都度、自分なりに誠心誠意説明をしてみましたが、至らぬ点もあったかと思っております。そのような中にもかかわらず、議会議員皆様から折に触れ心の籠もった助言、言葉を頂戴いたしました。感謝申し上げます。

先ほど吉田町長から、来る9月30日をもって退職を私もさせていただくということで許可をいただいた話をさせていただきました。その最後の議会であります本議会定例会では、戦争遺跡の保存についての一般質問がありました。その中で、平成5年8月発行の「広報なめがわ」300号を紹介させていただきました。私も編集に関わった一人でございます。今から29年前の印刷物を見ていただいたという驚きと同時に、広報を担当した者としてとてもありがたく思いました。紙面の「私の町から戦争が見えた」は、湯谷の地下ごうの内側から入り口に向かって撮った写真で、薄暗い地下道の中から8月の太陽は光り輝く世界をイメージしています。その願いは、滑川町が未来永劫、平和な明るい里として発展することを願って掲載をいたしました。

結びに、滑川町議会のますますの発展と議会議員皆様のご健勝、ご活躍をご祈念申し上げ、御礼の挨拶といたします。長い間、大変お世話になり、ありがとうございました。(拍手)

○議長（瀬上邦久議員） ありがとうございました。

ここで、滑川町議会より吉田町長、柳副町長に花束を贈りたいと思います。

贈呈につきましては、井上奈保子議員、上野葉月議員よりお願いをいたします。議員席の前まで、恐縮ですが、お進みいただきたいと思います。

〔花束贈呈〕(拍手)

○議長（瀬上邦久議員） ありがとうございました。お戻りいただきたいと思います。

○議会事務局長（島田昌徳） 続きまして、滑川町議会平成会より、吉田町長に花束の贈呈がございました。

贈呈者につきましては、平政会会長、松本幾雄議員、お願いいたします。

〔花束贈呈〕(拍手)

◎閉会の宣告

○議長（瀬上邦久議員） これで本日の会議を閉じます。

議員各位と執行部のご協力によりまして、本定例会が終了できました。深く感謝を申し上げます。この席からで大変失礼でございますが、議会を代表いたしまして、吉田町長並びに柳副町長が退

任するに当たり、一言感謝の意を申し述べさせていただきたいと思いを。

吉田町長につきましては、5期20年にわたる長期にわたり、滑川町発展のためにご尽力されたわけでございます。この間、大型商業施設の誘致や宅地開発等、そして手厚い子育て支援など、様々な政策によって滑川町の人口は飛躍的に増加し、都市と農地が共存する、大変調和の取れた活力ある町へと変貌を遂げました。

しかし、限られた町の財政の中で、必ずしも平和で安らかな時代ばかりではなかったものと思います。この滑川町の発展のために、誠心誠意町民と向き合う姿勢は、大変多くの皆様に影響を与えたものと感じております。誠にご苦労さまでございました。

柳副町長には、3期9年半の間、吉田町長とともに滑川町を支えていただきました。副町長という仕事の中で、公務多忙な町長に代わり、時には厳しく職員の指導に当たることもあったものと思いますが、職員と町長との間を取り持つ非常に難しい役職でございます。吉田町長の補佐役として、まさにふさわしい務めをされたものと感じております。誠にご苦労さまでございました。

退任されましても、これまでと何ら変わることなく、いつまでもお付き合いできますように切望する次第でございます。

それでは、今後も滑川町のさらなる発展のためにご指導賜りますようお願いを申し上げますとともに、吉田町長、柳副町長のご健勝とご多幸を心からご祈念を申し上げ、誠に簡単でございますが、感謝の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

これをもちまして、第233回滑川町議会定例会を閉会とします。大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

(午後 4時57分)

○議会事務局長（島田昌徳） ご起立願います。

相互に礼。

お疲れさまでした。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年9月28日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

署 名 議 員